

(参考資料) 人生 85 年時代を巡る現状等について

1. 人生 85 年時代を巡る現状 (データ編)

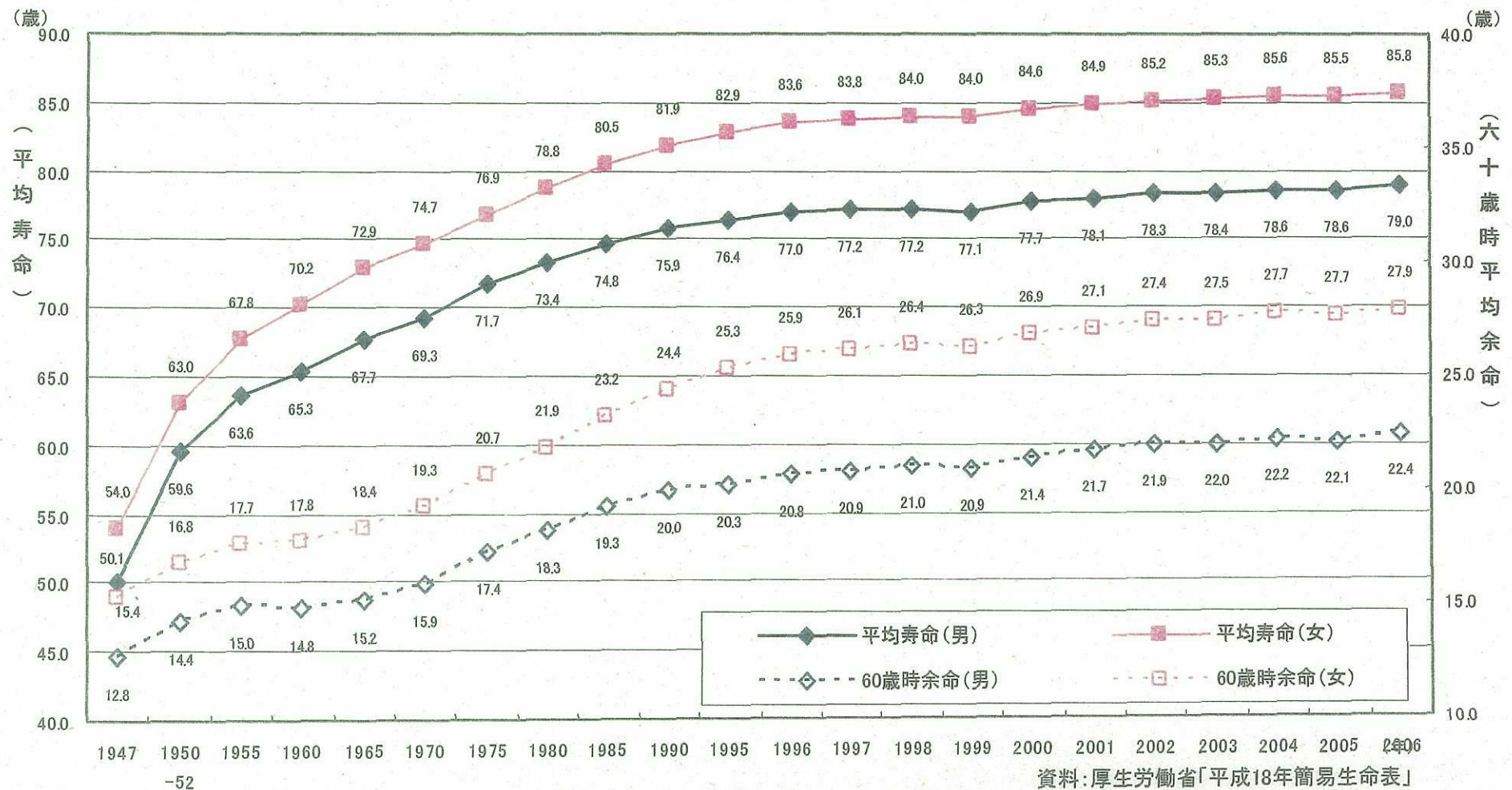
- (1) 我が国の平均寿命及び60歳時平均余命の推移
- (2) 平均寿命の推移と将来推計
- (3) 平均寿命の国際比較
- (4) 我が国の人口の推移
- (5) 人口ピラミッドの変化
- (6) 諸外国の合計特殊出生率の推移
- (7) 労働力人口の見通し
- (8) 未婚率の推移
- (9) 未婚率の国際比較
- (10) 核家族及び高齢者世帯の推移
- (11) 我が国の健康寿命の推移
- (12) 若年期からの健康づくりの重要性
- (13) 就業者における雇用者の割合の推移
- (14) 企業規模別「長期休暇制度」の実施の有無、実施方法別企業数割合
- (15) 連続休暇の推移
- (16) 年間休日数の国際比較
- (17) 長時間労働者の割合の高止まり
- (18) 総実労働時間の推移
- (19) 年間総労働時間の国際比較
- (20) 男女別有業者・平日の活動別生活時間
- (21) 一人当たりの国民所得の国際比較
- (22) 高齢期の所得水準
- (23) 年齢別就業率の長期的推移
- (24) 高齢者の労働力率の国際比較
- (25) フリーター・ニートの状況
- (26) 雇用者に占める女性の割合
- (27) M字カーブの国際比較
- (28) ボランティア数の推移
- (29) 農山漁村地域への定住の願望の有無
- (30) 現在の生活に対する満足度
- (31) 現在の生活の各面での満足度
- (32) 現在の生活の各面での満足度 (レジャー・余暇生活)
- (33) 現在の生活の充実感
- (34) 充実感を感じるとき
- (35) 時間のゆとりの有無
- (36) 今後の生活の力点
- (37) これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか
- (38) 将来に備えるか、毎日の生活を充実させて楽しむか
- (39) 家庭の役割
- (40) 働く目的は何か
- (41) どのような仕事が理想的だと思うか
- (42) 収入と自由時間についての考え方

2. 人生 85 年時代の厚生労働行政

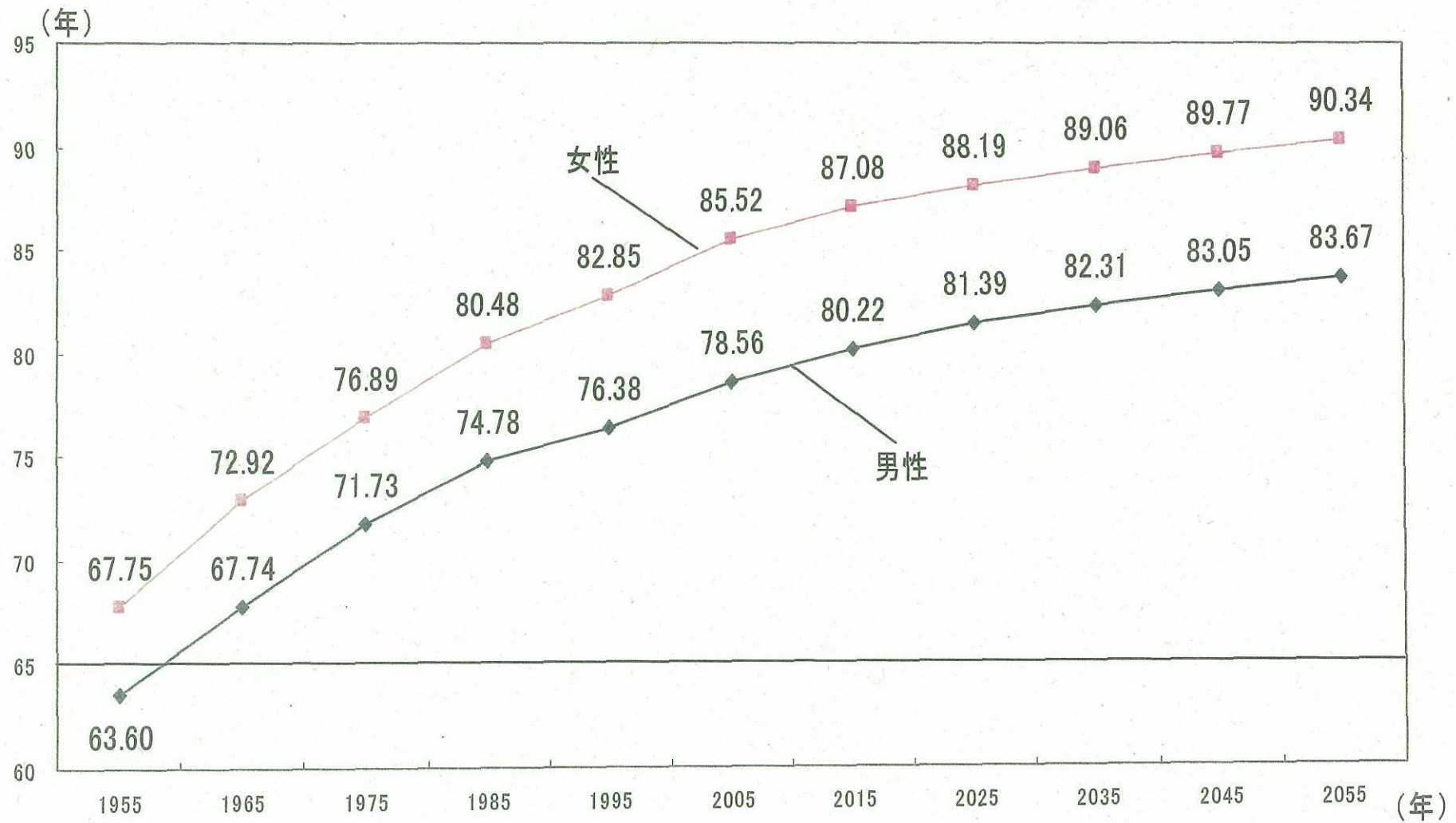
1. 人生85年時代を巡る現状(データ編)

(1) 我が国の平均寿命及び60歳時平均余命の推移

○我が国の平均寿命・60歳時平均寿命は、経済成長と共に延伸し、例えば平均寿命は1947年では男性50歳、女性54歳であったが、2006年では男性79歳、女性86歳となっている。



(2) 平均寿命の推移と将来推計



資料出所：2005年までは、厚生労働省「完全生命表」
 2015年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の死亡中位仮定による推計結果

(3) 平均寿命の国際比較

○我が国の平均寿命は男性79歳、女性が86歳であり、世界の中でも最も高い。

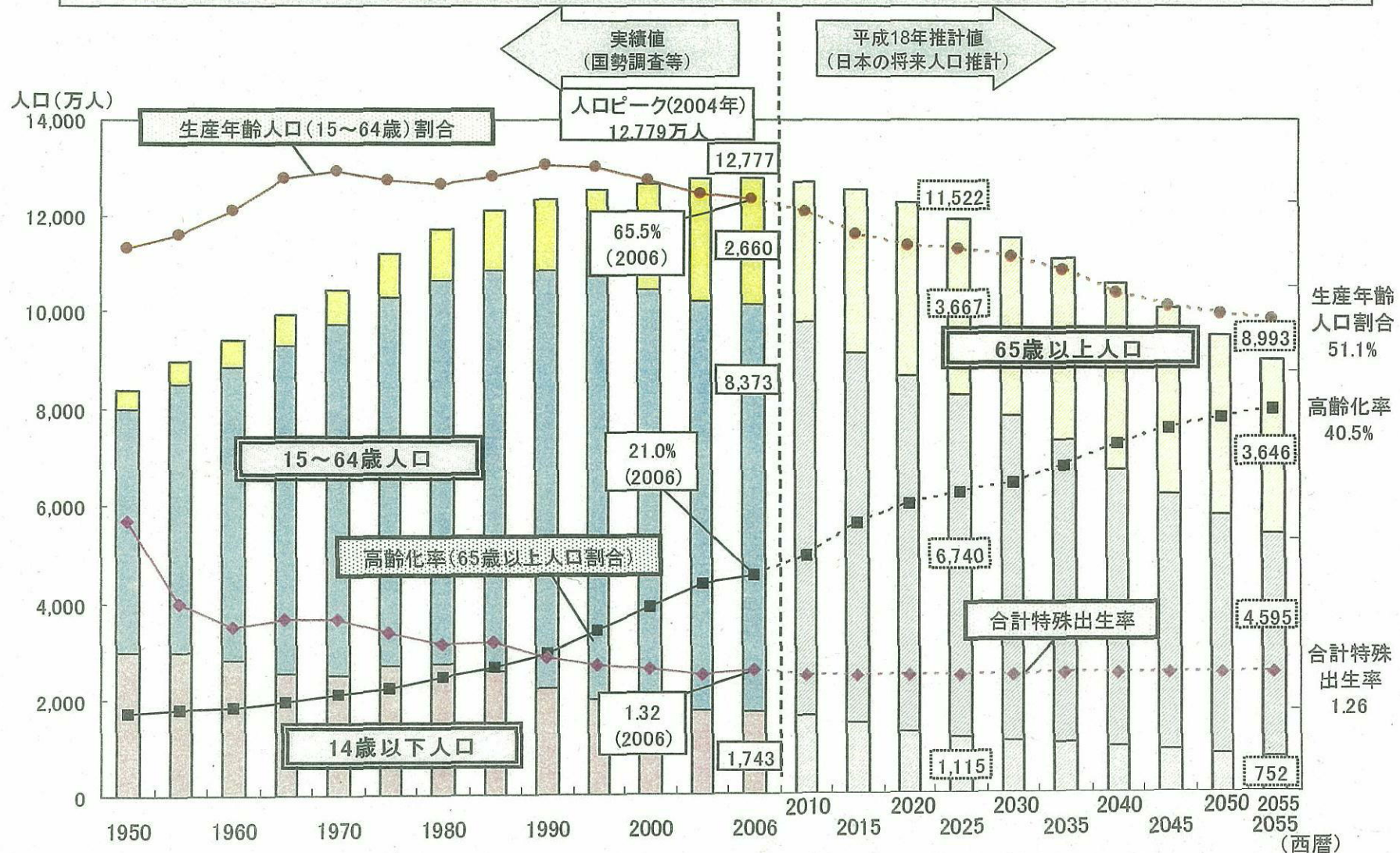
国	平均寿命(年)				国	平均寿命(年)			
	男	順位	女	順位		男	順位	女	順位
ブラジル	67	21	74	19	フランス	76	12	83	3
カナダ	78	2	83	3	ドイツ	76	12	82	9
アメリカ合衆国	75	15	80	17	イタリア	78	2	84	2
中国	70	19	74	19	オランダ	77	8	81	14
インド	61	23	63	23	ノルウェー	77	8	82	9
イスラエル	78	2	82	9	ポルトガル	74	17	81	14
日本	79	1	86	1	ロシア	59	24	72	22
韓国	73	18	80	17	スペイン	77	8	83	3
マレーシア	69	20	74	19	スウェーデン	78	2	83	3
シンガポール	77	8	82	9	スイス	78	2	83	3
パキスタン	62	22	63	23	イギリス	76	12	81	14
フィンランド	75	15	82	9	オーストラリア	78	2	83	3

資料：WHO「The World Health Report 2006」

順位は、ここに挙げた24の国における平均寿命の長い順。

(4) 我が国の人口の推移

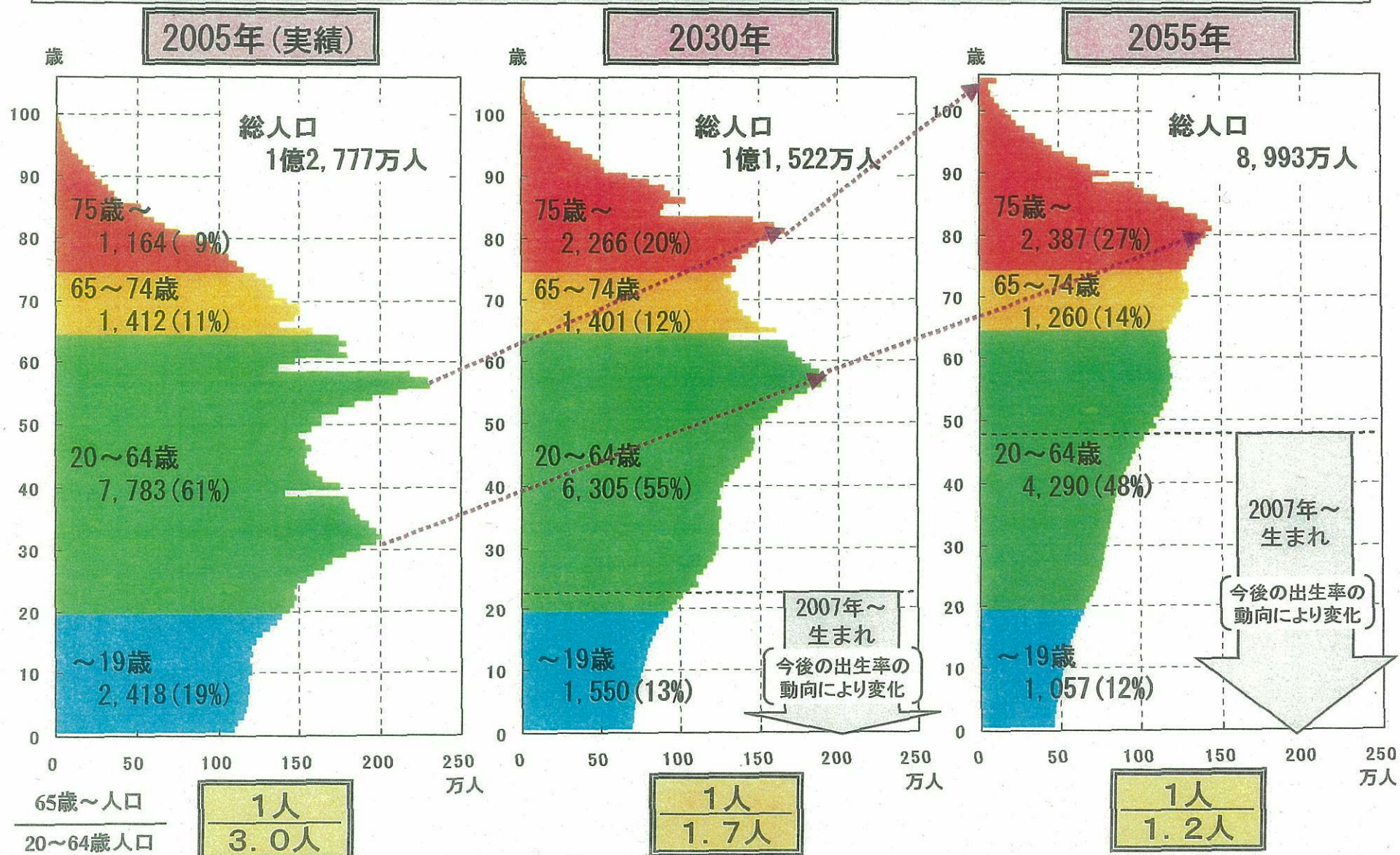
○我が国の人口は2004年にピークを迎え、減少局面に入っている。2055年には9000万人を割り込み、高齢化率は40%を超えると推計されている。



資料: 2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2006年は総務省統計局「推計人口(年報)」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

(5) 人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055) - 平成18年中位推計 -

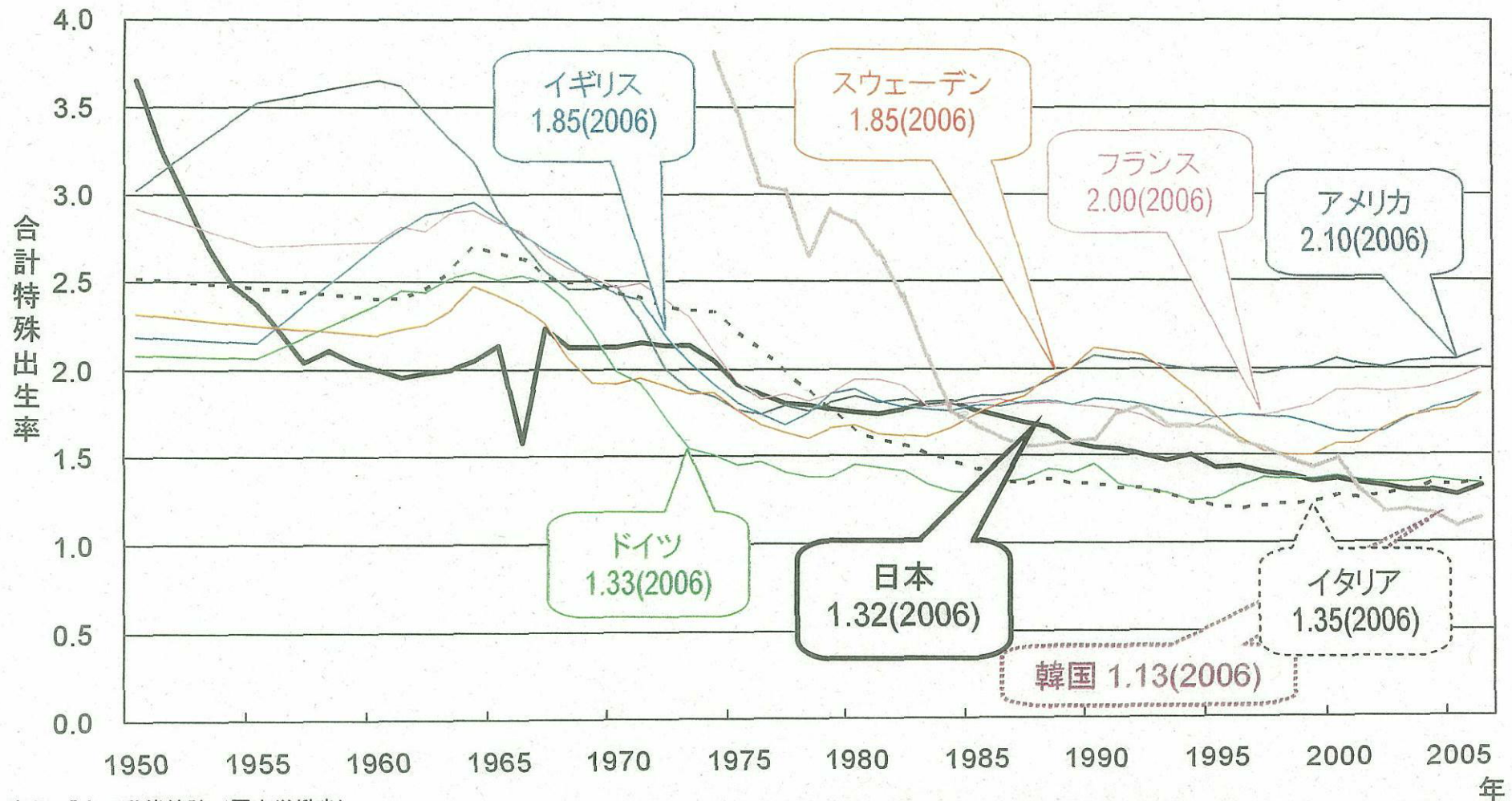
○我が国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定。



注: 2005年は国勢調査結果(年齢不詳按分人口)。

(6) 諸外国の合計特殊出生率の推移

○先進諸国の合計特殊出生率は一様に低下傾向にあった。しかし、1990年代以降、一定規模の財政投入や多様な家族政策を展開することによって、いくつかの国では合計特殊出生率が回復している。

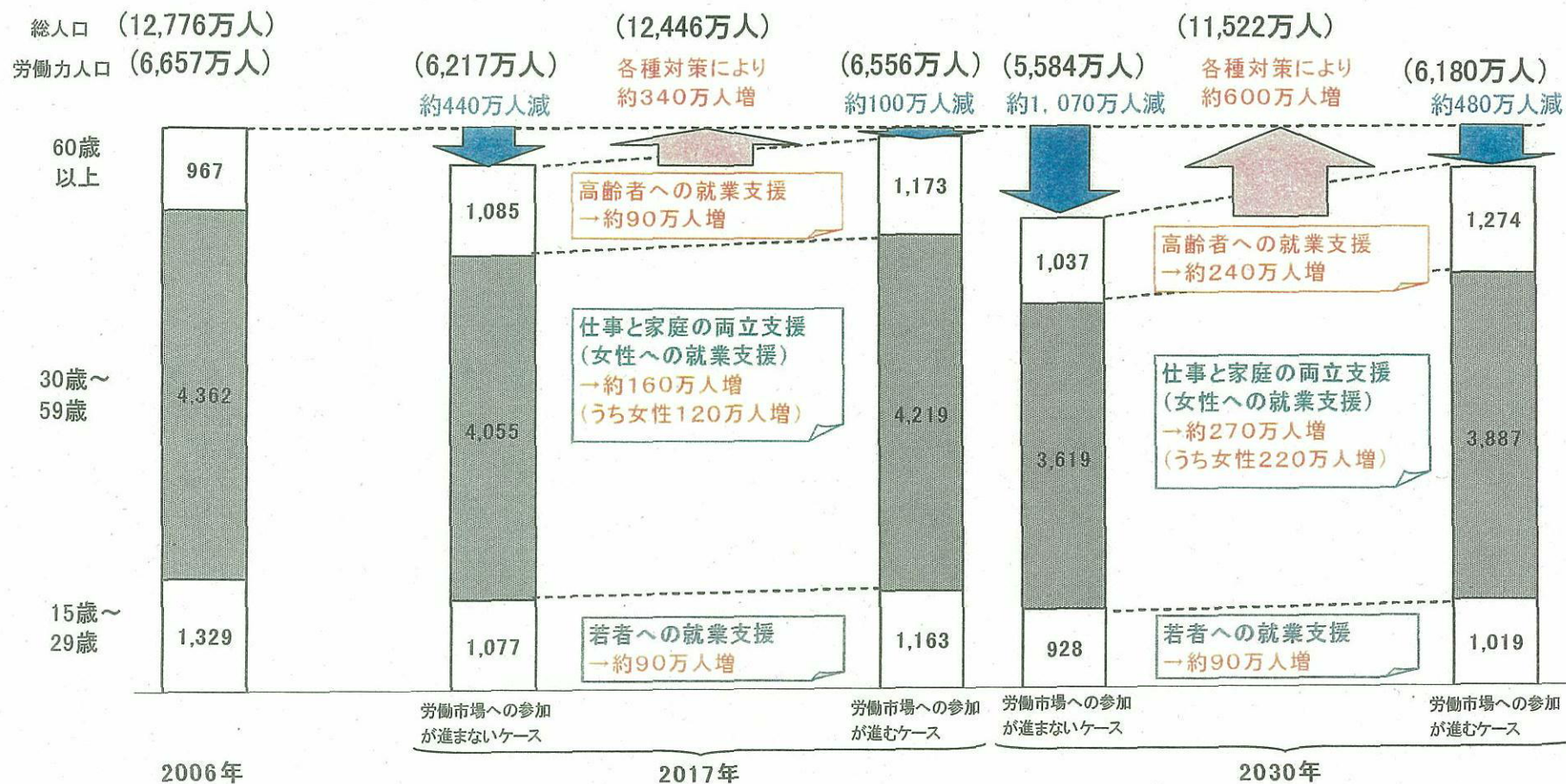


資料:「人口動態統計」(厚生労働省)
「人口統計資料集2007」(国立社会保障・人口問題研究所) 等

(注)日本の人口置換水準(合計特殊出生率がこの水準以下になると人口が減少することになる水準)は概ね2.1だが年によって変動がある。

(7) 労働力人口の見通し

○人口減少下において、若者、女性、高齢者など全ての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境が整うことにより、現状のまま推移した場合の労働力人口の見通しと比較すると、2017年で約340万人増、2030年で約600万人増加するなど、将来的な労働力人口の減少を一定程度抑制。



(資料出所) 総人口については、2006年は総務省統計局「人口推計」、2017年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月推計)による。

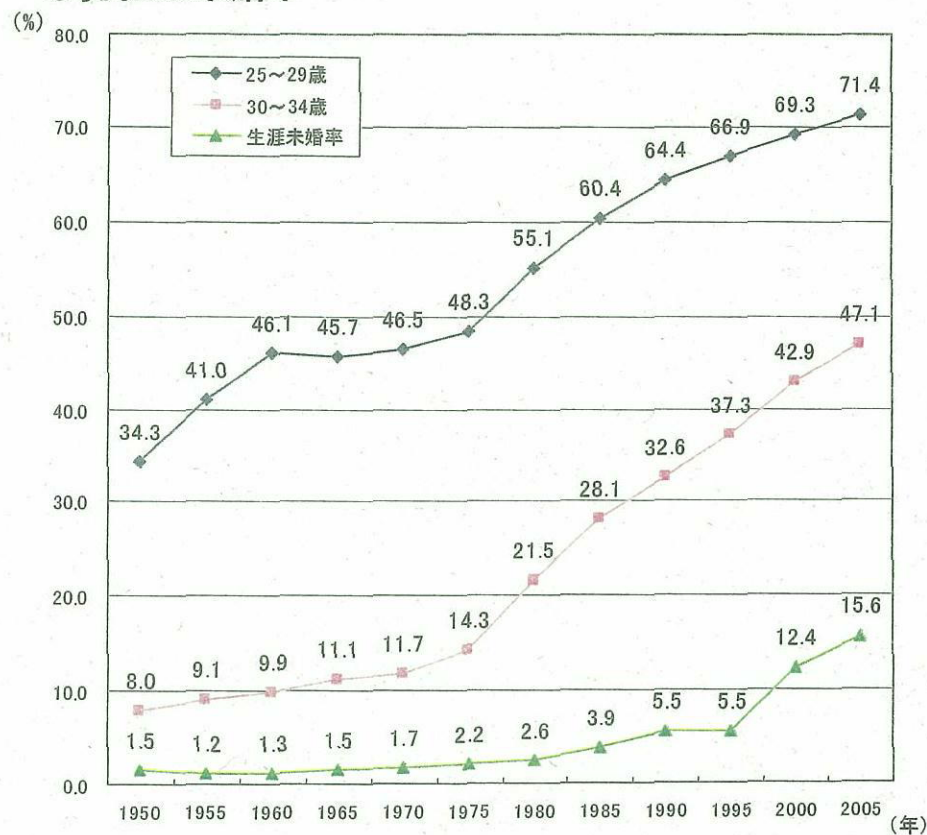
労働力人口については、2006年は総務省統計局「労働力調査」、2017年、2030年はJLPT「2007年度需給推計研究会」における推計結果をもとに、雇用政策研究会において検討したもの。

(注) 1 「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、より多くの者が働くことが可能となったと仮定したケース

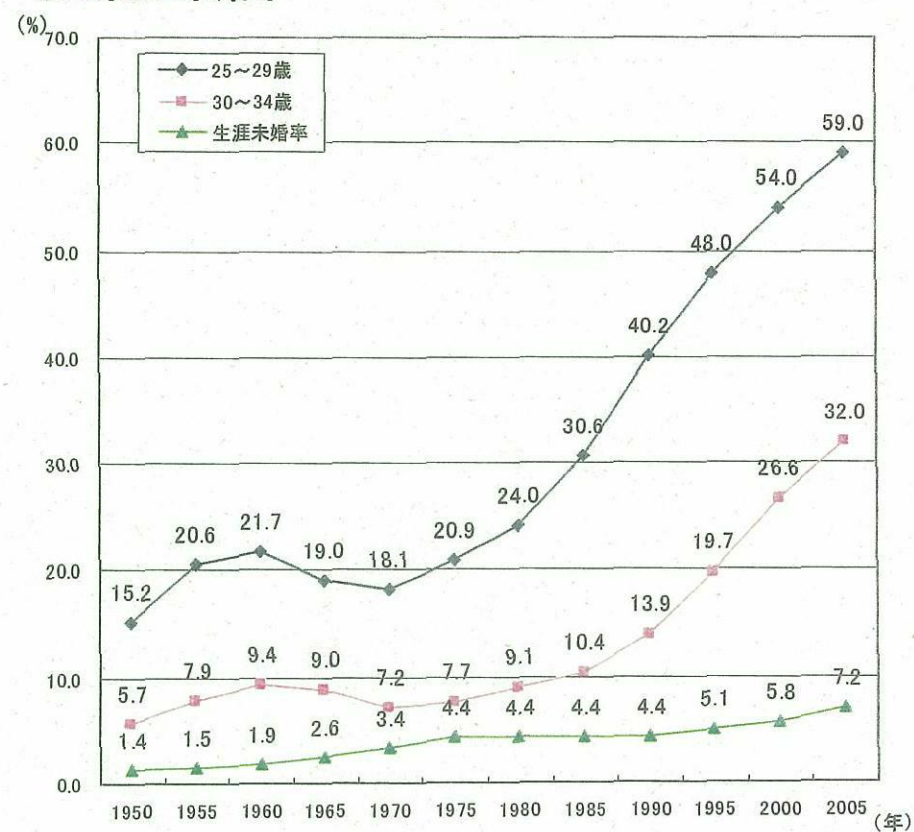
(8) 未婚率の推移

- 男女別・年齢別いずれの場合でも、未婚率は上昇している。
- 生涯未婚率は1995年以降男性は増加しているが、女性はそれほど変化していない。

○男性の未婚率



○女性の未婚率



資料:総務省統計局「国勢調査」

注:「生涯未婚率」は「45~49歳」と「50~54歳」未婚率の平均値から「50歳時」の未婚率を算出したもので、生涯独身を通す人の見通しを示す統計指標として使用される。

(9) 未婚率の国際比較

○スウェーデンを除けば、各国の未婚率にはそれほど大きな違いは見られないが、各国における結婚制度や文化の違いも考慮する必要がある。

○主要国の性、年齢階級別未婚率

性 別	年 齢	韓国 (2000年)	日本 (2005年)	オランダ (2002年)	アメリカ (2000年)	イギリス (2001年)	カナダ (2001年)	フランス (1999年)	ノルウェー (2001年)	スウェーデン (2003年)
男性	総 数	35.1	32.0	36.3	30.3 ¹⁾	33.9	30.3	38.5	31.2	44.4
	15～19	99.7	99.6	99.9	95.8 ²⁾	99.5	98.9	99.8	99.6	99.9
	20～24	97.5	93.5	96.6	78.8	95.3	85.3	97.7	88.5	97.6
	25～29	71.1	71.4	79.4	49.2	74.1	53.3	80.0	57.9	87.8
	30～34	28.1	47.1	51.2	29.6	45.6	30.8	51.2	33.9	67.8
	35～39	10.6	31.2	31.2	17.9	28.7	21.3	34.6	23.1	51.1
	40～44	4.9	22.7	21.7		19.2	15.7	22.8	16.7	40.0
	45～49	2.4	17.6	15.2	9.7	13.9	11.7	15.0	12.4	31.2
	50～54	1.3	14.4	10.3		10.5	8.5	10.4	9.1	23.7
	55～59	0.8	10.1	7.3	6.0	8.6	6.7	8.5	7.6	17.3
	60～64	0.5	5.9	6.5	5.1	7.8	6.1	8.9	7.4	12.3
	65歳以上	0.3	2.4	5.6	4.4	7.4	5.9	8.1	8.3	9.4
女性	総 数	25.1	23.4	28.6	24.1 ¹⁾	26.9	24.2	31.3	22.9	35.3
	15～19	99.3	99.2	99.3	94.1 ²⁾	98.6	96.9	99.3	97.9	99.5
	20～24	89.1	88.7	88.9	69.1	88.5	73.3	93.1	73.9	93.0
	25～29	40.1	59.1	62.4	38.1	60.6	38.9	66.2	39.3	77.3
	30～34	10.7	32.0	35.4	21.9	34.5	21.1	40.0	20.9	54.2
	35～39	4.3	18.7	21.4	13.4	20.9	14.6	26.2	14.3	40.2
	40～44	2.6	12.2	14.9		13.1	11.4	16.7	10.6	30.5
	45～49	1.7	8.3	10.1	8.0	8.8	9.0	11.6	7.6	22.9
	50～54	1.1	6.2	6.8		6.0	7.2	8.5	5.6	16.6
	55～59	0.7	5.3	5.1	5.3	5.0	6.0	7.0	4.9	11.1
	60～64	0.5	4.3	4.8	4.5	5.0	5.4	6.5	4.3	7.8
	65歳以上	0.3	3.5	7.0	4.3	7.0	6.2	7.6	6.7	6.4

資料：UN, Demographic Yearbook による。日本は、総務省統計局『国勢調査報告』による。

各性、年齢階級別人口総数100についての未婚者および有配偶者の率である。総数は15歳以上で、不詳のある場合これを含む。

なお、有配偶は合意結婚と別居を含む。配列は女子の15歳以上有配偶率の高い順。

注1:16歳以上

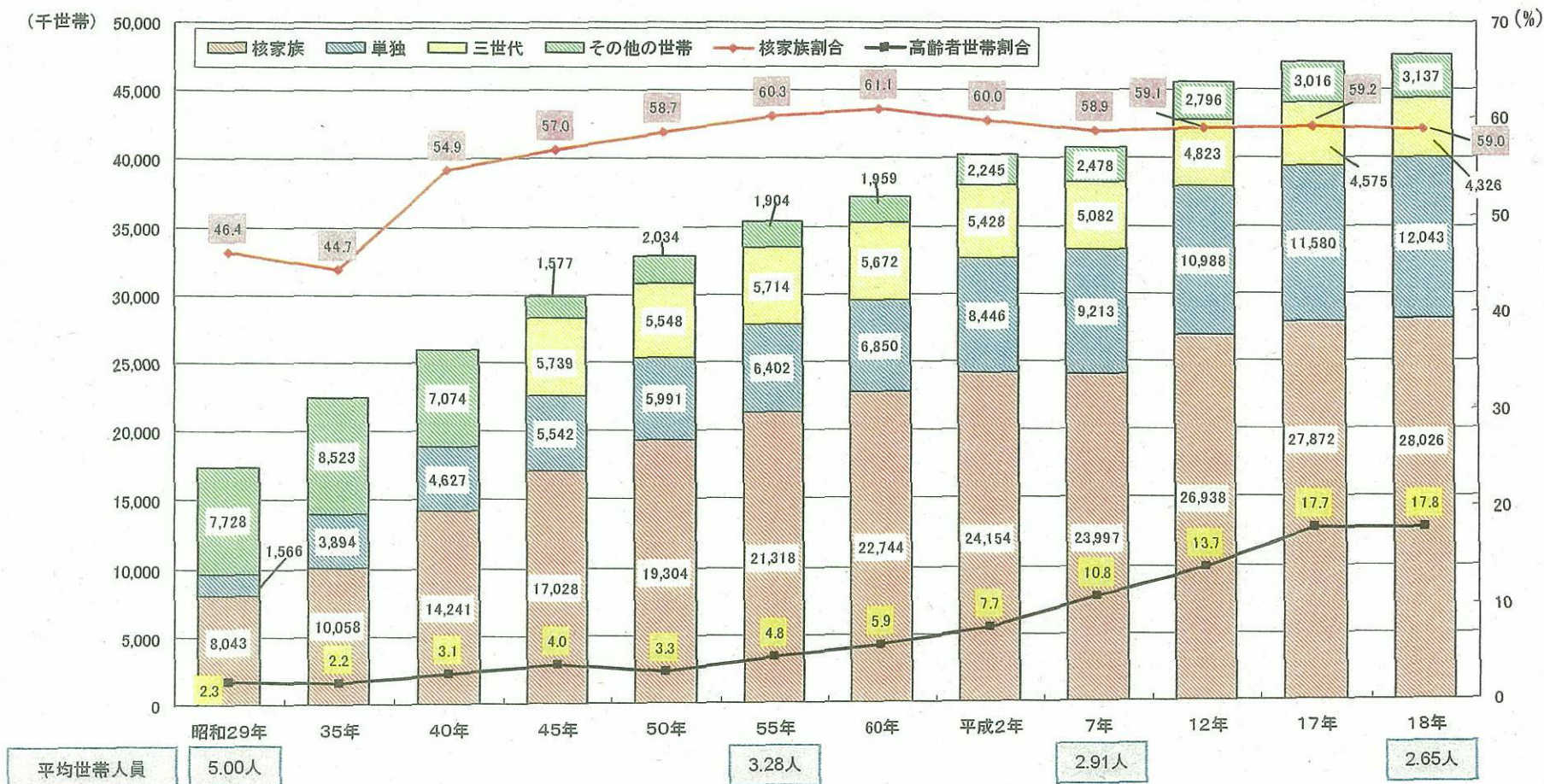
注2:16～19歳

(10) 核家族及び高齢者世帯の推移

○核家族世帯は、昭和29年の804万世帯から、平成18年には2,803万世帯と3倍以上に増加(一般世帯に占める核家族世帯割合は近年約6割で推移)している。

○高齢化の進行に伴い、高齢者世帯割合がここ20年で約3倍と急激な伸びを見せている。

○単独世帯は、昭和29年の157万世帯から、平成18年には1204万世帯と7.5倍以上に増加(一般世帯に占める高齢者世帯割合は2.3%から17.8%に増加)している。これに伴い、平均世帯人員は平成18年で2.65人と昭和29年当時に比べ、約半減している。



資料: 厚生労働省「国民生活基礎調査(平成18年)」

注1: 「核家族世帯」は、「夫婦のみの世帯」と「夫婦と未婚の子のみの世帯」並びに「ひとり親と未婚の子のみの世帯」

注2: 昭和29～38年は、「夫婦のみの世帯」と「夫婦と未婚の子のみの世帯」を「核家族世帯」、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」と「三世代世帯」と「その他の世帯」を「その他の世帯」としてまとめている

注3: 昭和29年の高齢者世帯割合は、昭和28年のデータを使用

注4: 平成7年の数値は、兵庫県を除いたもの

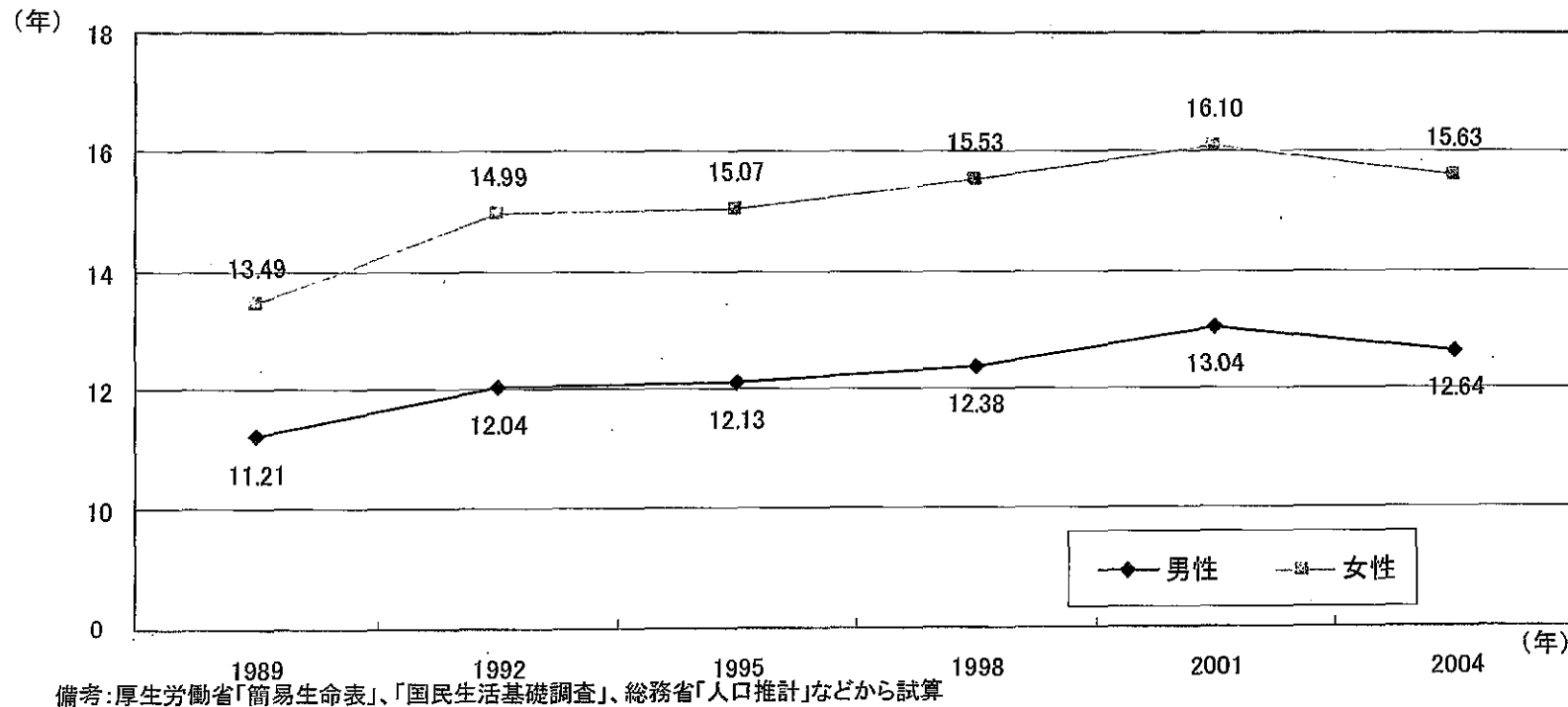
(11) 我が国の健康寿命^(※1)の推移

○例えば、2004年の男性の65歳時点での無障害平均余命は12.6年であり、60歳を過ぎてなお18年程度健康に活動できる期間が残されていることになる。

○現在の高齢者は「老後をどう過ごすか」ではなく、「第二の人生をどう生きるか」という問題に向き合っているといえる。

※1「健康寿命」は、平均寿命から障害期間を差し引いて算出するが、障害期間の差し引き方によって、「障害調整平均余命(DALE: Disability Adjusted Life Expectancy)」と「無障害平均余命(DFLE: Disease free life expectancy)」に大別されるが、さらに健康状態をどのように捉えるかにより解釈が多数に分かれている。

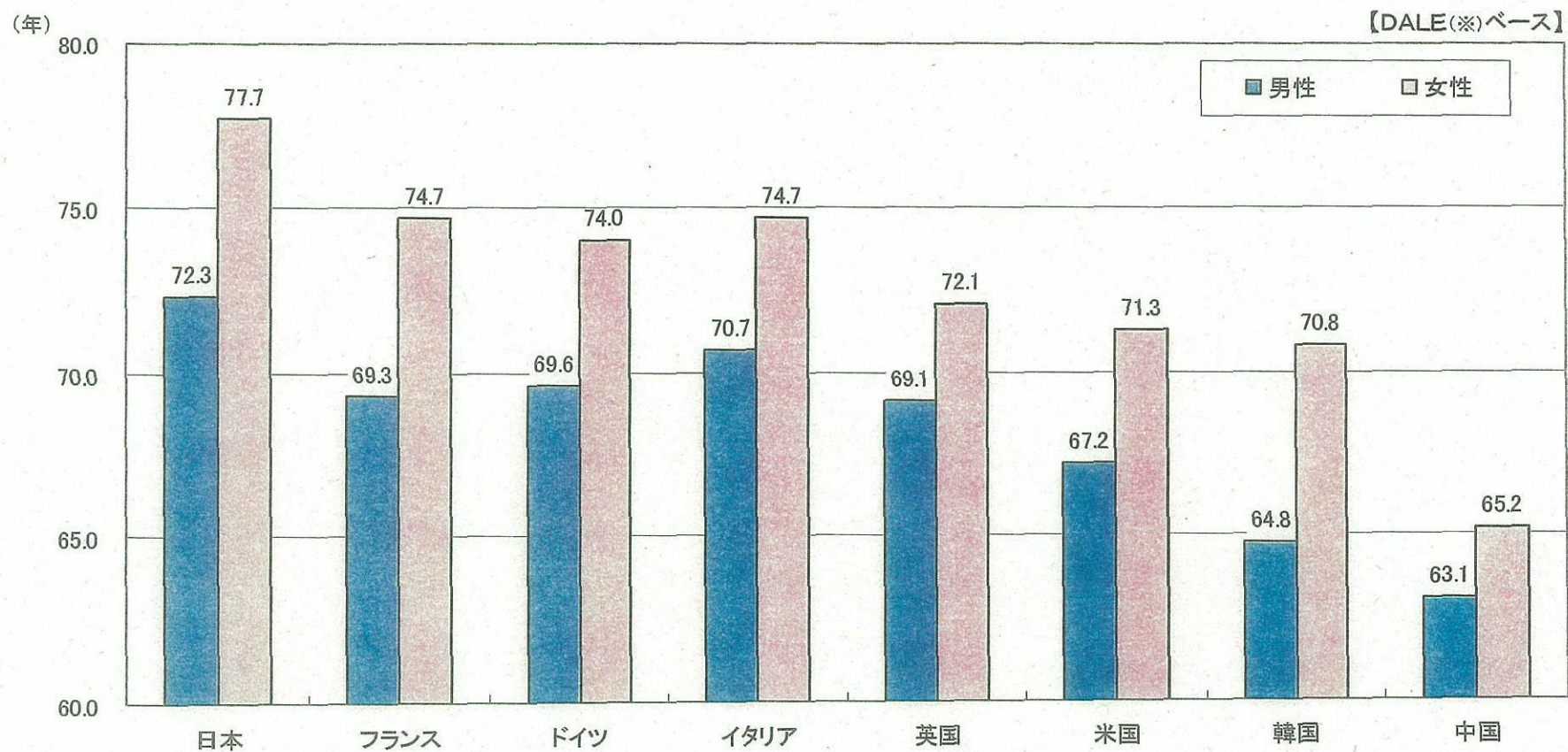
○65歳時点での無障害平均余命^(※2)の推移



※2「無障害平均余命(DFLE: Disease free life expectancy)」とは、健康上日常生活に影響がないとされる者を「無障害余命者」とし、通常の平均余命の考え方に則って、無障害である期間の平均を計算したもの。

注) 本資料は内閣府「平成18年版国民生活白書」を参照して厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室において作成したもの。

(参考)健康寿命の国際比較



資料:WHO「The World Health Report 2004」

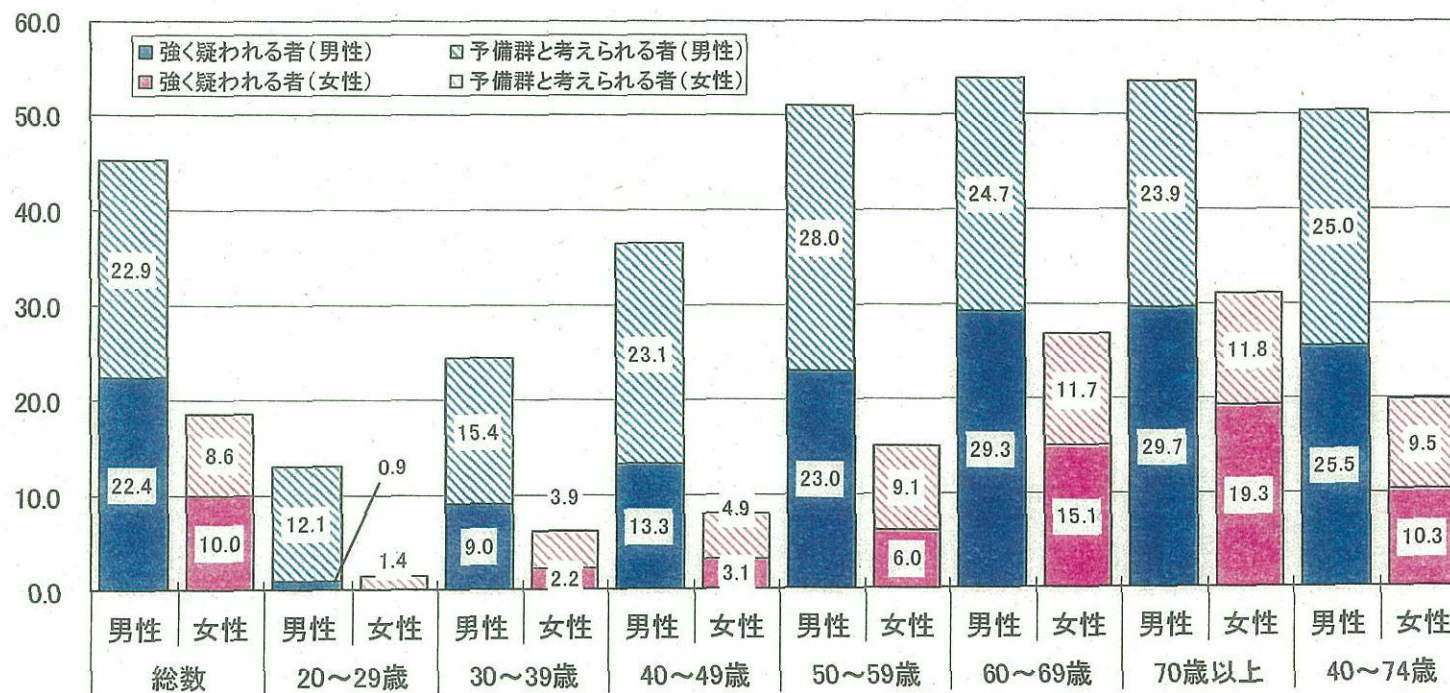
※ 国際比較を行うため、WHOが算出した「障害調整平均余命(DALE: Disability Adjusted Life Expectancy)」ベースの健康寿命を使用している。
 なお、WHOによる健康寿命の試算は、2002年のデータ以降更新されていない。

(12) 若年期からの健康づくりの重要性

○40～74歳では、男性の約2人に1人、女性の約5人に1人がメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者、または予備群と考えられる者となっている。

○メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況

(%)



資料:厚生労働省「国民健康・栄養調査(平成17年)」

(参考)本報告における判定は以下のとおり

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者

腹囲が男性85cm、女性90cm以上で、3つの項目(血中脂質、血圧、血糖)のうち2つ以上の項目に該当する者。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予備群と考えられる者

腹囲が男性85cm、女性90cm以上で、3つの項目(血中脂質、血圧、血糖)のうち1つに該当する者。

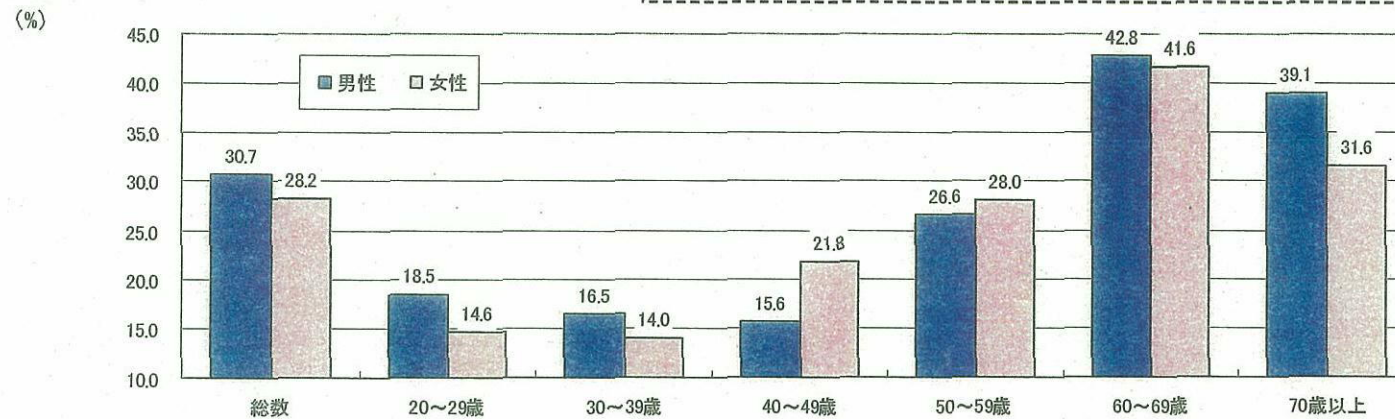
若年期からの健康づくりの重要性

○メタボリックシンドローム等に関連する生活習慣の状況を年齢階級別にみると、若い世代は運動習慣のある者の割合が低く、朝食の欠食率も高くなっているなど、生活習慣に問題があることがわかる。

○年齢階級別にみた生活習慣の状況

1. 運動習慣の状況

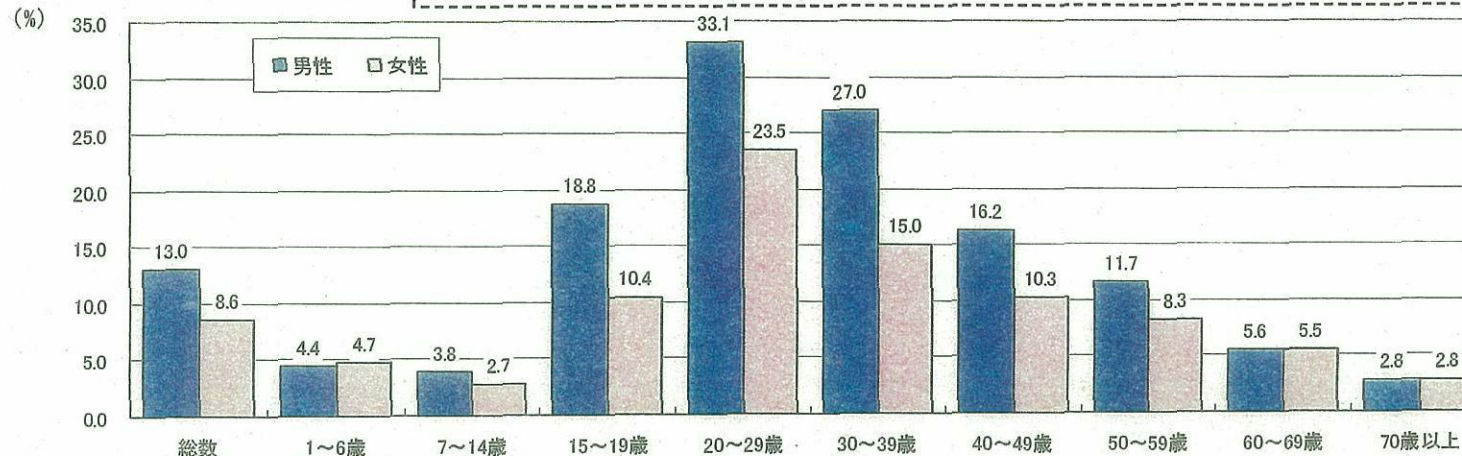
運動習慣のある者：1回30分以上の運動を週2日以上実施し、1年以上継続している者



2. 朝食の欠食率の状況

「欠食」は以下3つの場合の合計

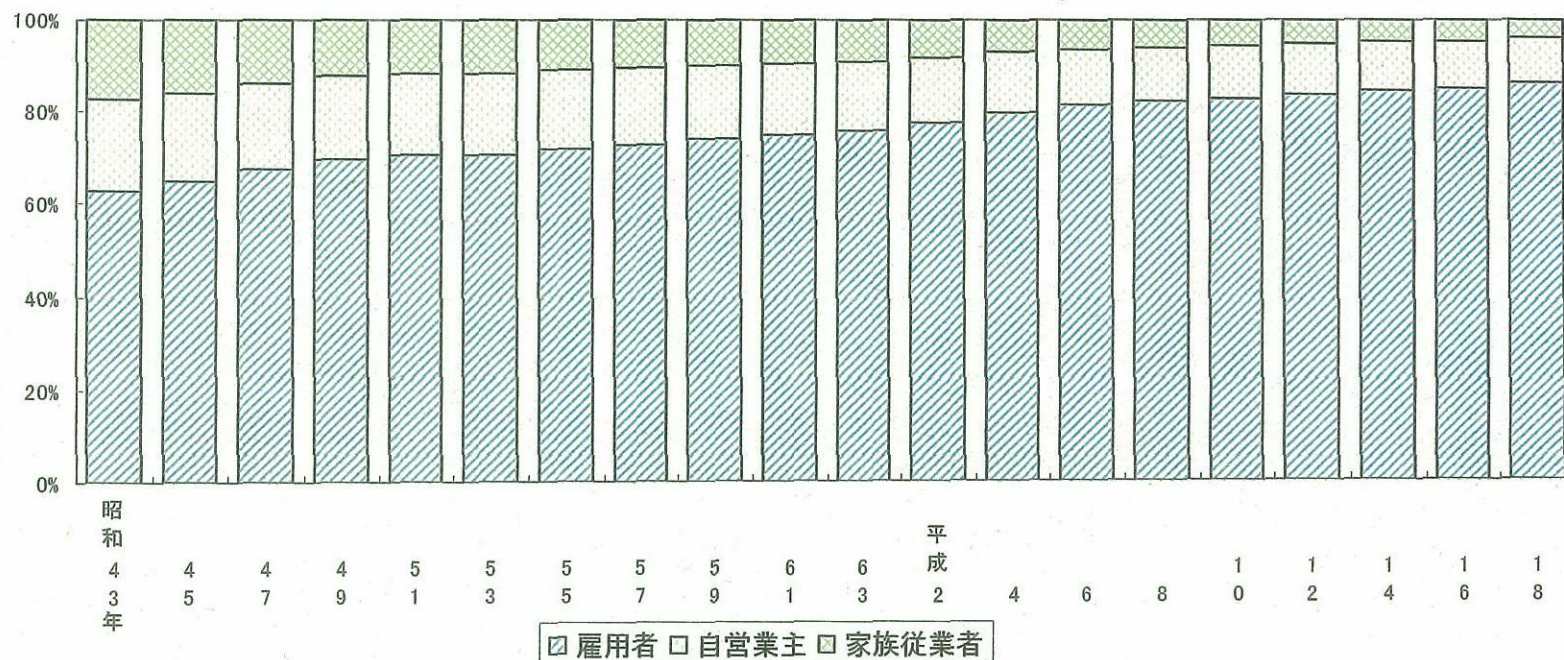
①何も食べない ②菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などのみ ③錠剤・カプセル・顆粒状のビタミン・ミネラル、栄養ドリンク剤のみ



資料：いずれも厚生労働省「国民健康・栄養調査(平成17年)」

(13) 就業者における雇用者の割合の推移

○我が国の就業者(働いている人)に占める「雇用者」(雇われて働く人)の割合は一貫して上昇しており、平成18年には86%に達している。主要先進国はいずれも同様の状況にある。



資料出所: 総務省統計局「労働力調査」

(注) 不詳を除く

(参考) 主要国の就業者における雇用者の割合

アメリカ(92.4%)、フランス(91.1%)、カナダ(90.5%)、ドイツ(87.9%)、オーストラリア(86.8%)、イギリス(86.4%)、イタリア(71.6%)、韓国(66%)。

資料出所: (OECD “Source OECD Employment and Labour Market Statistics” (Online Database))

(14)企業規模別「長期休暇制度」(2週間以上の連続休暇)の実施の有無、 実施方法別企業数割合(平成17年)

○長期休暇制度(2週間以上の連続休暇)の実施状況をみると、1,000人以上規模の大企業では15.9%であるが、全体では2.2%にとどまっている。

(単位：%)

	長期休暇制度が ある企業	長期休暇制度を 実施した企業	長期休暇の実施方法（M. A）		長期休暇を実施 しなかった企業	長期休暇制度が ない企業
			年次有給休暇による実施	特別休暇による実施		
調 査 産 業 計	4. 2	2. 2(100)	(50. 8)	(76. 3)	2. 0	95. 8
1, 000人以上	19. 8	15. 9(100)	(44. 4)	(84. 9)	3. 8	80. 2
100～999人	6. 0	3. 9(100)	(54. 2)	(82. 4)	2. 1	94. 0
300～999人	9. 4	6. 5(100)	(38. 2)	(84. 8)	2. 9	90. 6
100～299人	4. 9	3. 1(100)	(64. 9)	(80. 9)	1. 9	95. 1
30～99人	3. 0	1. 1(100)	(49. 1)	(63. 7)	2. 0	97. 0

資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

(注)長期休暇制度とは、企業において2週間以上となる連続休暇を取得できる制度をいう。産前・産後休暇、育児休暇、介護休暇、病気休暇、欠勤は含まないが、連続休暇に週休日や祝祭日を含んでもかまわない。

(15) 連続休暇の推移

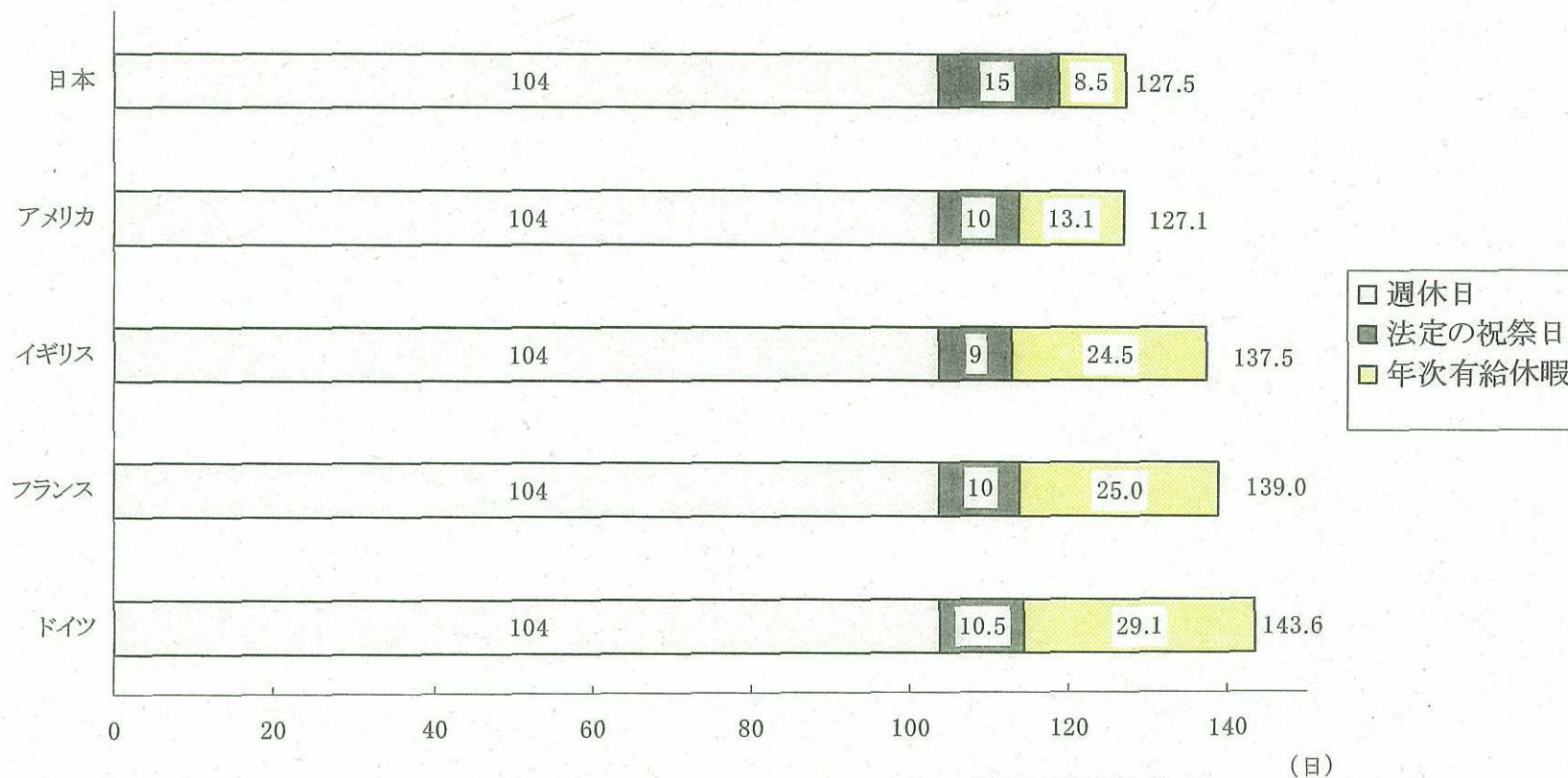
○ゴールデンウィークや夏期休暇の実施率は近年上昇しているが、平均休暇日数は伸びていない。

		14年	15年	16年	17年	18年
GW	実施率(%)	87.5	86.9	87.5	93.3	93.4
	平均休暇日数(日)	5.7	4.8	5.6	5.1	6.1
夏季	実施率(%)	78.6	87.4	90.3	91.7	92.5
	平均休暇日数(日)	6.8	6.2	5.6	5.6	5.8

資料出所：厚生労働省労働基準局「ゴールデンウィーク期間中における連続休暇の実施予定状況調査」
「夏季における連続休暇の実施予定状況調査」

(注) 連続休暇とは、3日以上連続した休暇をいう。

(16) 年間休日数の国際比較



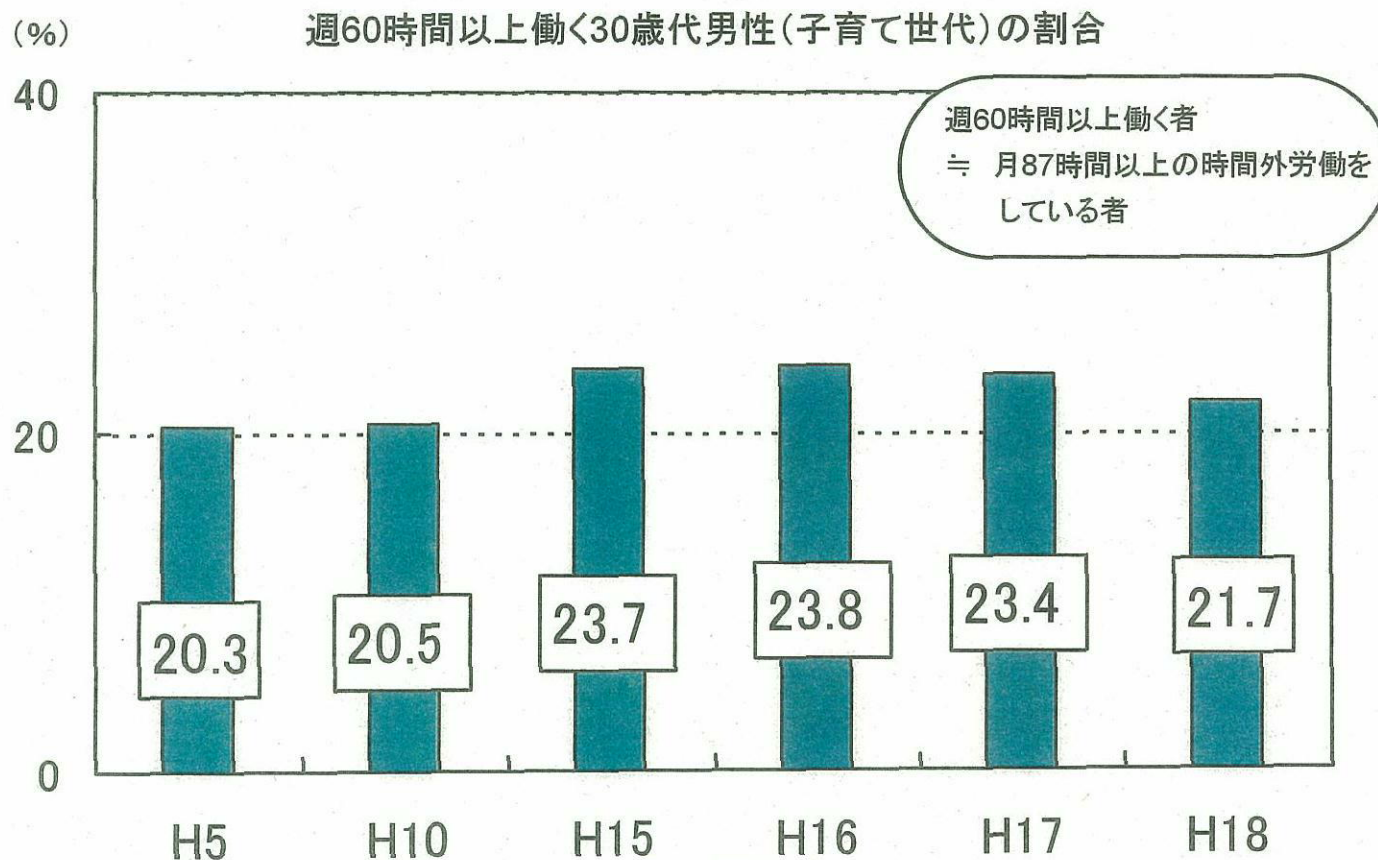
(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」、EU及び各国資料より厚生労働省労働基準局
勤労者生活部企画課推計

- (注) 1. 週休日とは、「日曜日」、「土曜日」などの「会社指定休日」をいい、ここでは完全週休2日制と仮定した。
2. 日本以外の年次有給休暇は付与日数(アメリカについては賃金時間課(当時)推計)。日本は取得日数。
3. 年次有給休暇の調査時点は次の通り。

日本	2004年
アメリカ	1997年
イギリス	2004年
フランス	2004年
ドイツ	2004年

(17) 長時間労働者の割合の高止まり

○子育て世代の男性の約5分の1が週60時間以上の長時間労働を行っている。

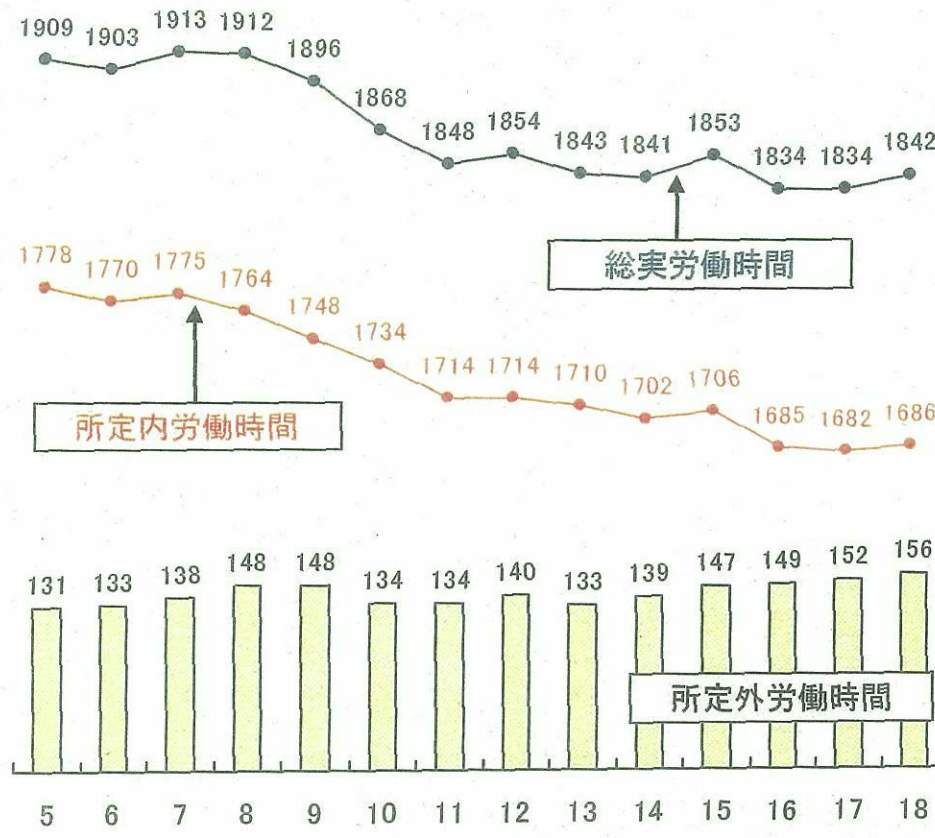


少子化対策の観点から対応策の検討が必要

(18) 総実労働時間の推移

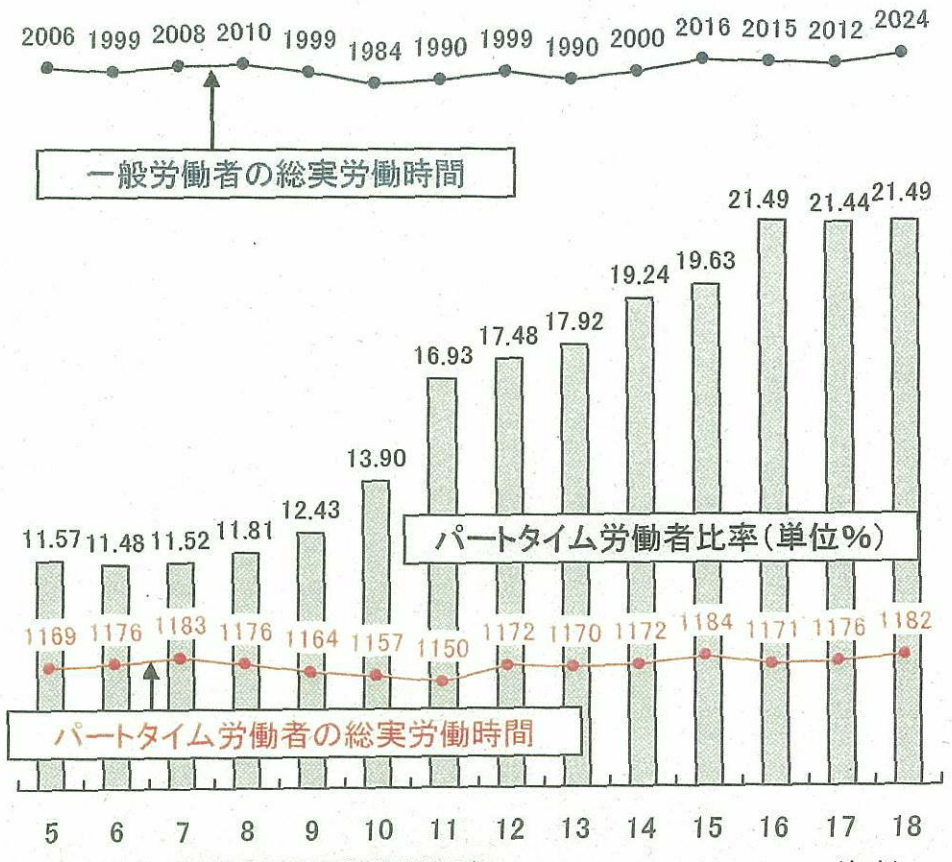
○近年、全労働者平均では労働時間は減少してきたが、これは主にパートタイム労働者の比率が増えたことが要因であり、一般労働者及びパートタイム労働者ともに労働時間数は横ばいの状況。

年間総実労働時間の推移(パートタイム労働者を含む)



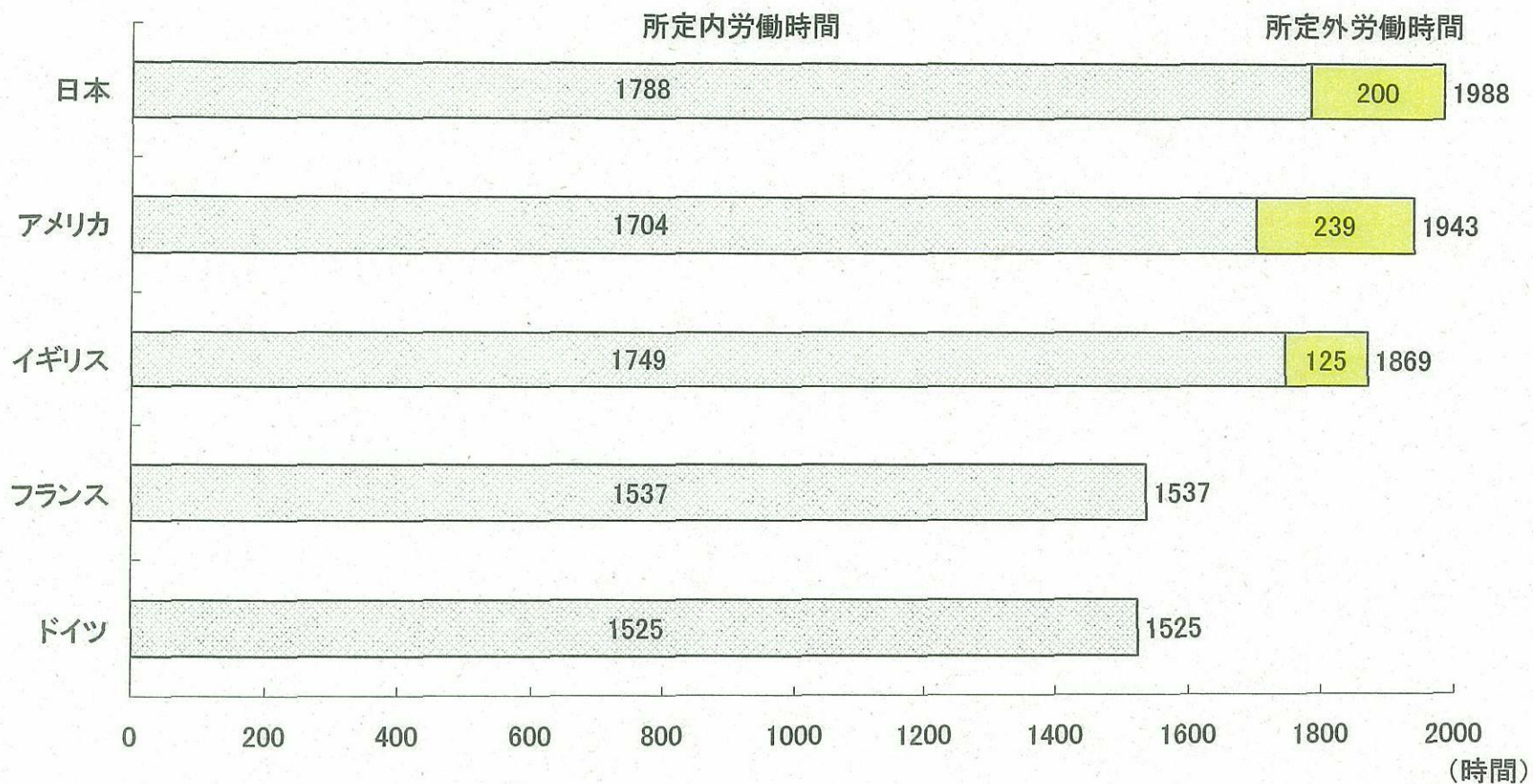
(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 事業所規模30人以上

就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移



(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 事業所規模30人以上

(19)年間総労働時間の国際比較(製造業生産労働者、2005年)



(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、EU及び各国資料より厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課推計。

(注) フランス及びドイツは所定外労働時間に関するデータがないため、総労働時間である。

(20) 男女別有業者・平日の活動別生活時間

- 2001年から2006年にかけて、各世代とも仕事の時間等が増加し、自由時間活動が減少している。
- 世代間を比較すると、20歳代から40歳代にかけて仕事の時間等が増加し、50歳代以降、睡眠時間や自由時間活動が増加する傾向がある。

20歳代

(単位 時間)

項 目	男 性				女 性			
	1981年	1991年	2001年	2006年	1981年	1991年	2001年	2006年
1次活動	10.25	9.57	9.71	9.69	10.44	10.14	10.30	10.35
睡眠	7.78	7.37	7.45	7.41	7.59	7.33	7.37	7.40
食事、身の回りの用事	2.47	2.20	2.25	2.30	8.75	2.82	2.93	2.95
2次活動	9.55	10.01	9.57	9.88	9.89	9.64	9.11	9.29
通勤・通学	1.09	1.17	1.01	1.05	1.03	1.17	0.97	1.04
仕事	8.26	8.43	7.97	8.10	6.93	7.14	6.67	6.81
学業	0.10	0.24	0.35	0.45	0.08	0.15	0.24	0.33
家事、介護・看護、育児	0.04	0.08	0.10	0.12	1.55	0.94	0.90	0.82
買い物	0.06	0.09	0.15	0.15	0.29	0.25	0.32	0.29
3次活動	4.20	4.42	4.73	4.42	3.67	4.21	4.59	4.36
移動(通勤・通学を除く)	0.14	0.29	0.42	0.33	0.12	0.29	0.50	0.44
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養、くつろぎ	2.88	2.78	2.72	2.47	2.61	2.60	2.67	2.55
学習・研究(学業以外)	0.20	0.12	0.17	0.20	0.20	0.17	0.16	0.17
趣味・娯楽、スポーツ	0.45	0.56	0.79	0.89	0.35	0.44	0.50	0.57
ボランティア活動・社会参加活動、交際・つきあい	0.40	0.56	0.50	0.37	0.25	0.56	0.55	0.46
受診・療養、その他	0.13	0.11	0.15	0.15	0.14	0.15	0.16	0.17

30歳代

(単位 時間)

項 目	男 性				女 性			
	1981年	1991年	2001年	2006年	1981年	1991年	2001年	2006年
1次活動	10.33	9.75	9.65	9.64	10.23	9.80	9.98	10.02
睡眠	7.83	7.43	7.24	7.22	7.42	7.12	7.07	7.06
食事、身の回りの用事	2.50	2.32	2.42	2.41	2.82	2.68	2.91	2.97
2次活動	9.75	10.17	10.49	10.68	10.43	10.47	9.89	10.06
通勤・通学	1.07	1.05	1.11	1.11	0.52	0.62	0.74	0.81
仕事	8.57	8.92	9.04	9.17	6.18	5.90	5.93	6.21
学業	0.00	0.00	0.02	0.03	0.00	0.00	0.03	0.00
家事、介護・看護、育児	0.07	0.12	0.20	0.25	3.22	3.52	2.82	2.67
買い物	0.03	0.07	0.10	0.13	0.50	0.43	0.38	0.37
3次活動	3.92	4.08	3.86	3.68	3.35	3.73	4.13	3.92
移動(通勤・通学を除く)	0.13	0.28	0.39	0.32	0.10	0.27	0.43	0.41
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養、くつろぎ	2.77	2.72	2.52	2.41	2.52	2.53	2.54	2.46
学習・研究(学業以外)	0.12	0.12	0.10	0.08	0.10	0.13	0.14	0.10
趣味・娯楽、スポーツ	0.40	0.43	0.48	0.54	0.23	0.32	0.40	0.44
ボランティア活動・社会参加活動、交際・つきあい	0.35	0.43	0.26	0.21	0.22	0.30	0.33	0.26
受診・療養、その他	0.13	0.12	0.13	0.12	0.18	0.20	0.29	0.27

資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」

男女別有業者・平日の活動別生活時間

40歳台

(単位 時間)

項 目	男 性				女 性			
	1981年	1991年	2001年	2006年	1981年	1991年	2001年	2006年
1次活動	10.42	9.80	9.70	9.56	10.08	9.68	9.58	9.48
睡眠	7.82	7.45	7.24	7.04	7.30	6.95	6.76	6.63
食事、身の回りの用事	2.60	2.35	2.48	2.51	2.78	2.73	2.82	2.84
2次活動	9.60	10.00	10.09	10.75	10.68	10.52	10.09	10.39
通勤・通学	1.03	1.05	1.04	1.12	0.53	0.57	0.60	0.65
仕事	8.45	8.78	8.82	9.38	6.65	6.18	5.71	5.98
学業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00
家事、介護・看護、育児	0.07	0.10	0.15	0.15	2.98	3.25	3.29	3.29
買い物	0.05	0.07	0.09	0.08	0.52	0.53	0.47	0.47
3次活動	3.98	4.20	4.20	3.70	3.23	3.80	4.32	4.15
移動(通勤・通学を除く)	0.15	0.27	0.42	0.36	0.08	0.25	0.42	0.37
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養、くつろぎ	2.88	2.80	2.76	2.45	2.55	2.67	2.82	2.73
学習・研究(学業以外)	0.08	0.08	0.10	0.08	0.07	0.10	0.11	0.09
趣味・娯楽、スポーツ	0.38	0.43	0.43	0.41	0.18	0.32	0.37	0.38
ボランティア活動・社会参加活動、交際・つきあい	0.35	0.47	0.32	0.26	0.18	0.28	0.28	0.26
受診・療養、その他	0.17	0.13	0.17	0.14	0.15	0.18	0.33	0.30

50歳台

(単位 時間)

項 目	男 性				女 性			
	1981年	1991年	2001年	2006年	1981年	1991年	2001年	2006年
1次活動	10.62	10.10	10.01	9.91	10.35	10.05	9.99	9.77
睡眠	7.95	7.60	7.42	7.26	7.53	7.20	7.01	6.85
食事、身の回りの用事	2.67	2.50	2.59	2.65	2.80	2.85	2.96	2.90
2次活動	9.15	9.52	9.47	9.92	10.03	10.05	9.46	9.80
通勤・通学	0.98	1.02	1.03	1.09	0.45	0.55	0.54	0.57
仕事	8.03	8.32	8.20	8.55	6.52	6.22	5.56	5.89
学業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00
家事、介護・看護、育児	0.08	0.12	0.15	0.18	2.65	2.83	2.87	2.85
買い物	0.03	0.07	0.09	0.10	0.43	0.48	0.48	0.48
3次活動	4.23	4.38	4.53	4.17	3.62	3.90	4.54	4.43
移動(通勤・通学を除く)	0.12	0.23	0.42	0.37	0.08	0.23	0.42	0.42
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養、くつろぎ	3.25	3.07	3.06	2.90	2.90	2.80	2.96	2.93
学習・研究(学業以外)	0.10	0.08	0.09	0.08	0.05	0.08	0.09	0.08
趣味・娯楽、スポーツ	0.32	0.40	0.43	0.42	0.18	0.33	0.45	0.45
ボランティア活動・社会参加活動、交際・つきあい	0.28	0.42	0.31	0.23	0.20	0.28	0.33	0.27
受診・療養、その他	0.17	0.20	0.22	0.19	0.22	0.18	0.32	0.28

資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」

男女別有業者・平日の活動別生活時間

60歳台

(単位 時間)

項 目	男 性				女 性			
	1981年	1991年	2001年	2006年	1981年	1991年	2001年	2006年
1次活動	11.10	10.92	10.76	10.65	10.83	10.93	10.61	10.48
睡眠	8.23	8.12	7.84	7.73	7.95	7.79	7.41	7.28
食事、身の回りの用事	2.86	2.81	2.92	2.93	2.89	3.13	3.20	3.22
2次活動	7.52	6.39	7.61	7.91	8.63	6.79	8.32	8.54
通勤・通学	0.57	0.49	0.70	0.76	0.29	0.14	0.34	0.42
仕事	0.00	0.00	6.50	6.71	5.59	2.25	4.79	4.85
学業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
家事、介護・看護、育児	0.15	0.37	0.24	0.28	2.41	3.51	2.67	2.81
買い物	0.10	0.16	0.16	0.15	0.34	0.59	0.50	0.48
3次活動	5.38	6.69	5.63	5.43	4.52	6.29	5.07	4.97
移動(通勤・通学を除く)	0.19	0.31	0.44	0.44	0.12	0.32	0.37	0.41
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養、くつろぎ	3.87	4.75	3.76	3.58	3.56	4.28	3.35	3.18
学習・研究(学業以外)	0.09	0.15	0.14	0.10	0.04	0.08	0.10	0.09
趣味・娯楽、スポーツ	0.59	0.94	0.63	0.69	0.26	0.72	0.50	0.57
ボランティア活動・社会参加活動、交際・つきあい	0.36	0.45	0.33	0.34	0.22	0.41	0.37	0.36
受診・療養、その他	0.26	0.50	0.33	0.30	0.33	0.48	0.40	0.36

70歳台

(単位 時間)

項 目	男 性				女 性			
	1981年	1991年	2001年	2006年	1981年	1991年	2001年	2006年
1次活動	11.32	11.37	11.51	11.33	11.35	11.82	11.56	11.42
睡眠	8.32	8.45	8.09	7.86	8.42	8.75	8.46	8.32
食事、身の回りの用事	2.60	3.27	3.42	3.47	2.53	3.08	3.09	3.10
2次活動	6.54	5.41	6.79	7.17	5.59	3.06	5.68	6.19
通勤・通学	0.07	0.03	0.16	0.15	0.19	0.12	0.29	0.32
仕事	4.46	0.87	3.73	3.91	5.24	0.00	4.74	5.18
学業	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
家事、介護・看護、育児	1.48	2.81	2.53	2.73	0.12	0.47	0.46	0.48
買い物	0.12	0.45	0.37	0.40	0.04	0.17	0.18	0.19
3次活動	5.34	7.23	5.70	5.49	6.26	9.12	6.78	6.40
移動(通勤・通学を除く)	0.09	0.29	0.31	0.31	0.05	0.29	0.40	0.38
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養、くつろぎ	3.77	5.71	4.07	3.73	4.58	6.30	4.86	4.44
学習・研究(学業以外)	0.05	0.06	0.06	0.08	0.05	0.13	0.12	0.11
趣味・娯楽、スポーツ	0.17	0.74	0.46	0.56	0.40	1.19	0.55	0.67
ボランティア活動・社会参加活動、交際・つきあい	0.23	0.42	0.36	0.36	0.19	0.33	0.37	0.33
受診・療養、その他	0.23	0.72	0.45	0.43	0.19	0.75	0.47	0.46

資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」

(21)一人当たりの国民所得の国際比較(2004年)

○一人当たり国民所得は、アメリカや、イギリス等の西欧・北欧諸国で高くなっており、イタリア、韓国で低くなっている。

※ 単位はUSドル

ア メ リ カ	32,492
イ ギ リ ス	28,311
ス ウ ェーデン	27,687
日 本	25,866
フ ラ ン ス	25,192
ド イ ツ	24,786
カ ナ ダ	22,669
イ タ リ ア	20,625
韓 国	10,701

資料出所 日本:内閣府「平成18年版国民経済計算年報」(2006)

他 :OECD "National Accounts 2006 vol.2" (2006)

人口・為替レート:IMF "International Financial Statistics Yearbook 2005" (2005)

(22) 高齢期の所得水準

- 高齢者世帯の収入の内訳を見た場合、公的年金が7割以上を占めている。
- 高齢者の年間所得の分布を見た場合、年間所得「300万円未満」の世帯の割合は、全世帯では約3割であるのに対し、高齢者世帯では6割を占めており、低所得世帯の割合が高くなっている。

○高齢者世帯の所得の内訳

区 分	平均所得金額	
	一世帯当たり	世帯人員一人当たり(平均世帯人員)
高齢者世帯	総所得	301.9 万円
	稼働所得	54.5 万円 (18.0%)
	公的年金・恩給	211.9 万円 (70.2%)
	財産所得	15.7 万円 (5.2%)
	年金以外の社会保障給付金	2.5 万円 (0.8%)
	仕送り・その他所得	17.2 万円 (5.7%)
全世帯	563.8 万円	212.8 万円 (2.65)

資料:厚生労働省「平成18年国民生活基礎調査」(同調査における平成17年1年間の所得)

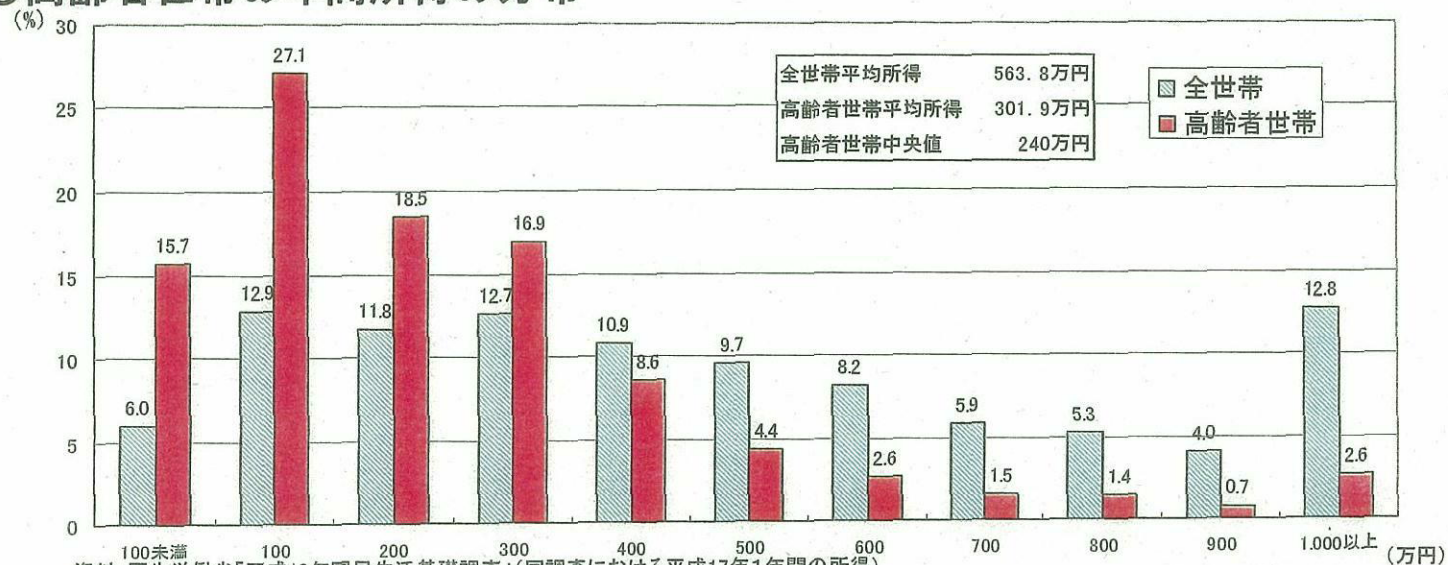
注1:高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

注2:財産所得とは以下のものをいう。

ア 家賃・地代の取得:世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入(現物給付を含む。)から必要経費を差し引いた金額

イ 利子・配当金:世帯員の所有する預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額

○高齢者世帯の年間所得の分布

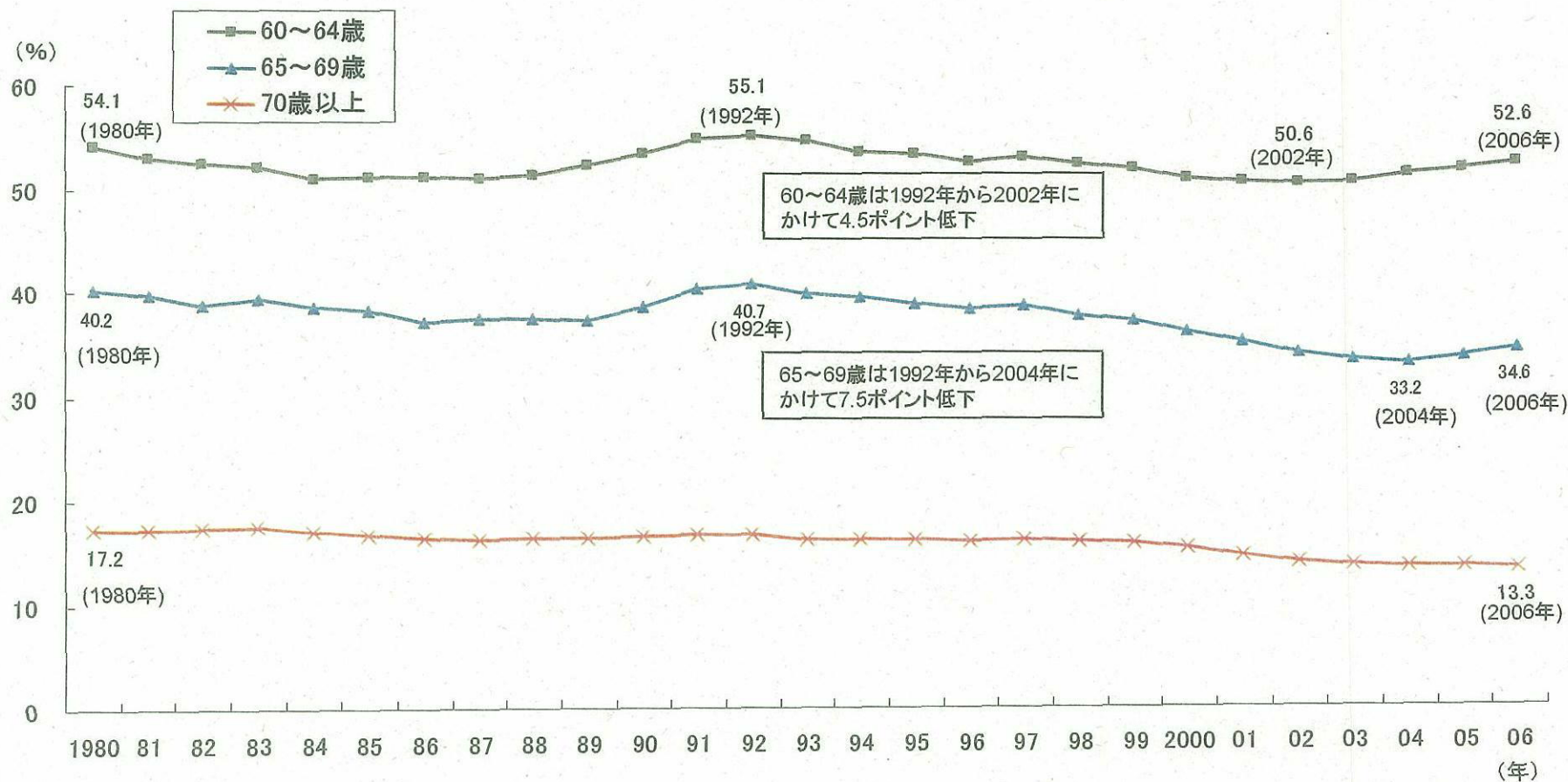


資料:厚生労働省「平成18年国民生活基礎調査」(同調査における平成17年1年間の所得)

注1:高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

(23) 年齢別就業率の長期的推移(60歳～、男女計、5歳階級刻み)

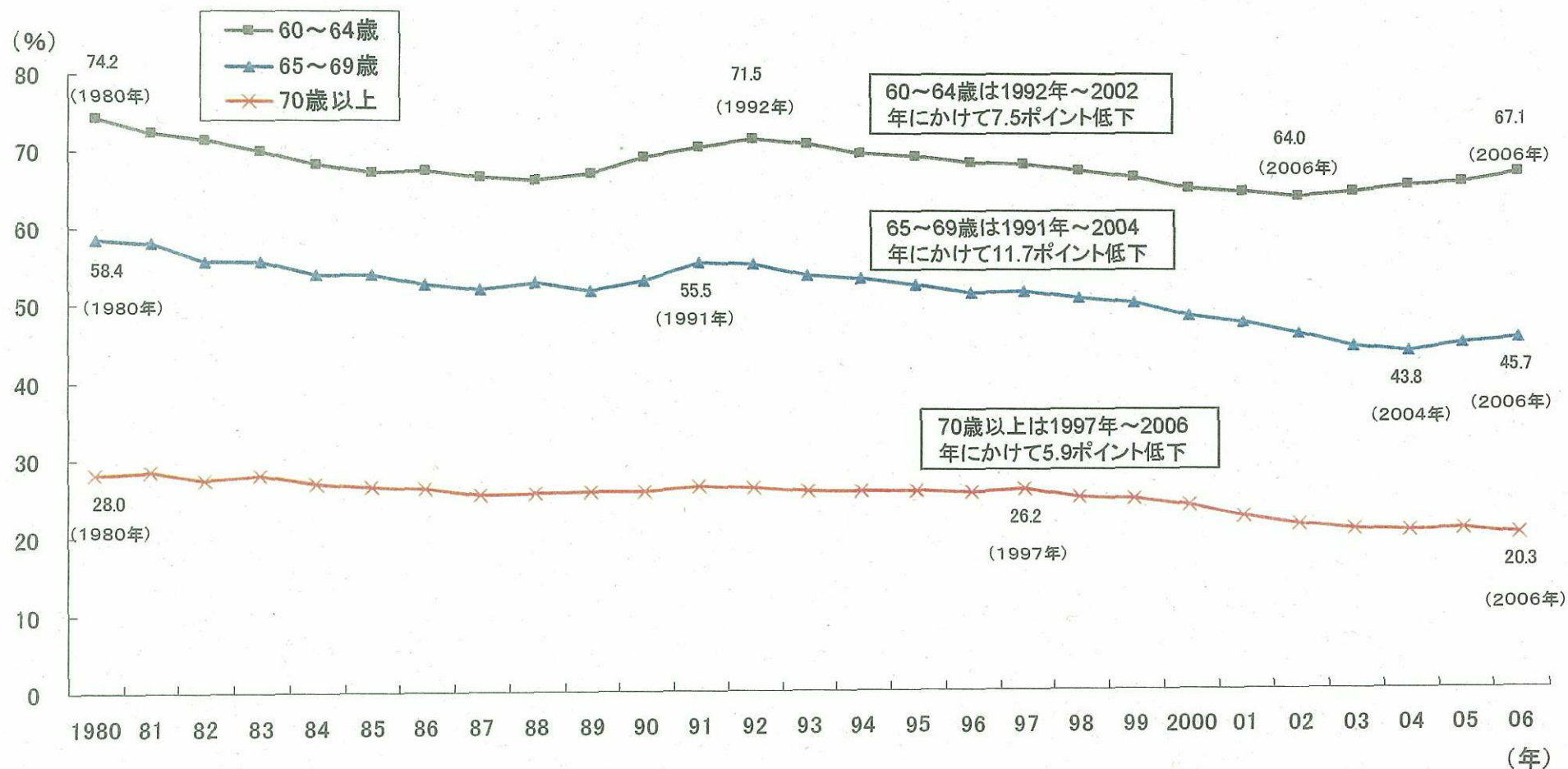
- 男女計の60～64歳及び65～69歳の就業率は1990年初頭から2000年初頭にかけて大きく低下したが、このところやや上昇している。
- 70歳以上の就業率は長期的に緩やかな低下傾向となっている。



(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

年齢別就業率の長期的推移(60歳～、男性、5歳階級刻み)

- 男性の60～64歳及び65～69歳の就業率は1990年初頭から2000年初頭にかけて大きく低下したが、このところやや上昇している。
- 70歳以上の就業率は1998年以降低下が続いている。



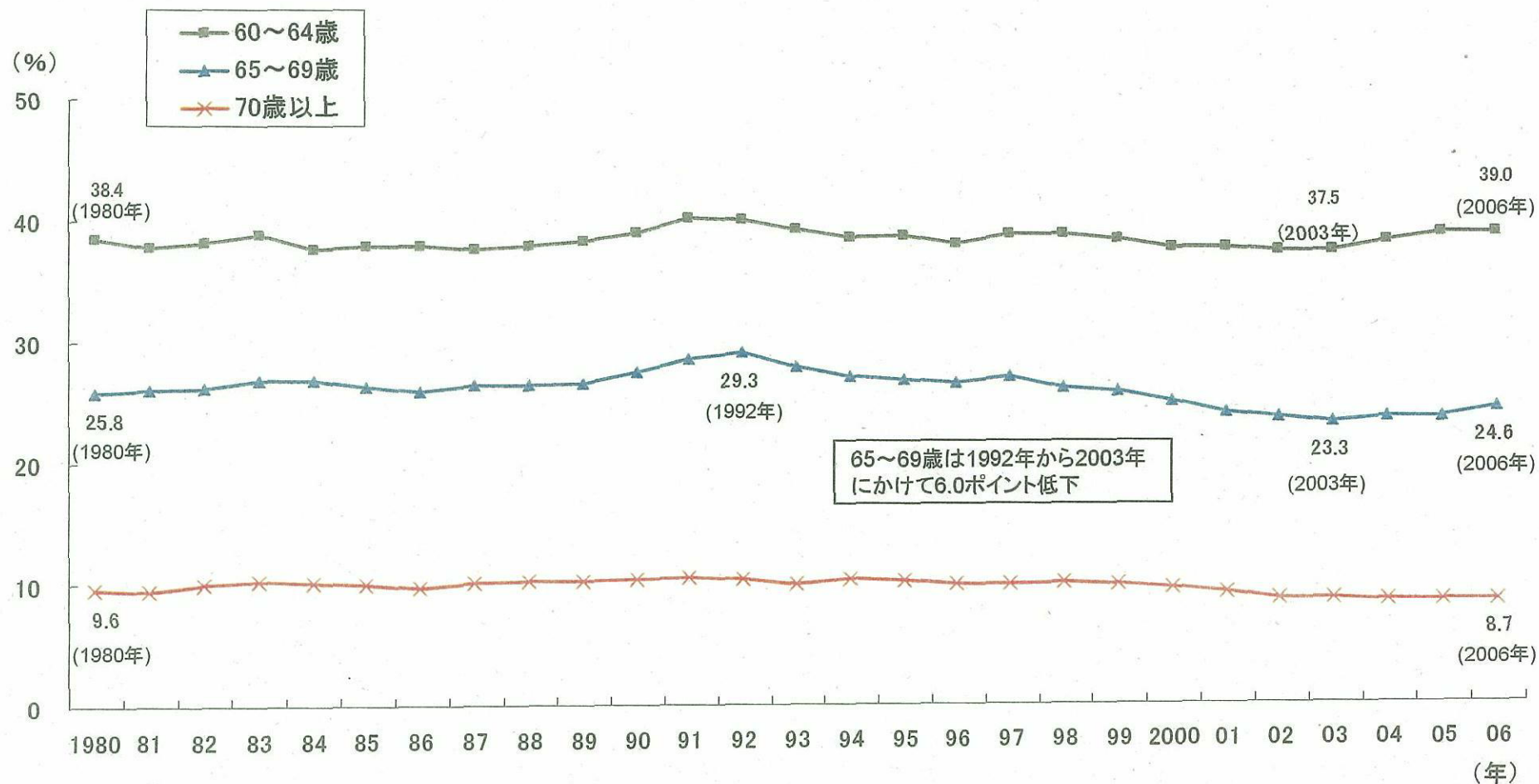
(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

年齢別就業率の長期的推移(60歳～、女性、5歳階級刻み)

○女性の65～69歳の就業率は1990年初頭から低下傾向となっているが、2004年以降、やや上昇している。

○60～64歳及び70歳以上の就業率はこのところやや上昇している。

○70歳以上の就業率は、おおむね横ばいとなっている。



(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

(24) 高齢者の労働力率の国際比較

○日本は諸外国と比較して、男女ともに高齢者の労働力率が高い。

			50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
日本	2005	男	95.7	93.6	70.3	29.4
		女	68.8	60.0	40.1	12.7
アメリカ	2005	男	85.9	77.6	58.0	19.8
		女	74.0	65.6	45.8	11.5
イギリス	2005	男	※ 88.9	77.9	55.5	9.2
		女	※ 78.6	63.5	31.0	4.3
フランス	2005	男	87.4	66.0	18.5	1.7
		女	78.5	56.0	16.7	0.9
ドイツ	2005	男	91.1	82.0	40.6	5.0
		女	78.2	64.4	23.0	2.1
スウェーデン	2005	男	88.7	85.4	65.1	—
		女	84.7	79.5	57.0	—

(資料出所) ILO, Year Book of Labour Statistics.
 イギリス: OECD "Labour Force Statistics"
 日本: 総務省「労働力調査」(2005年)

労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口の割合
 労働力人口

日本: 就業者と完全失業者の合計

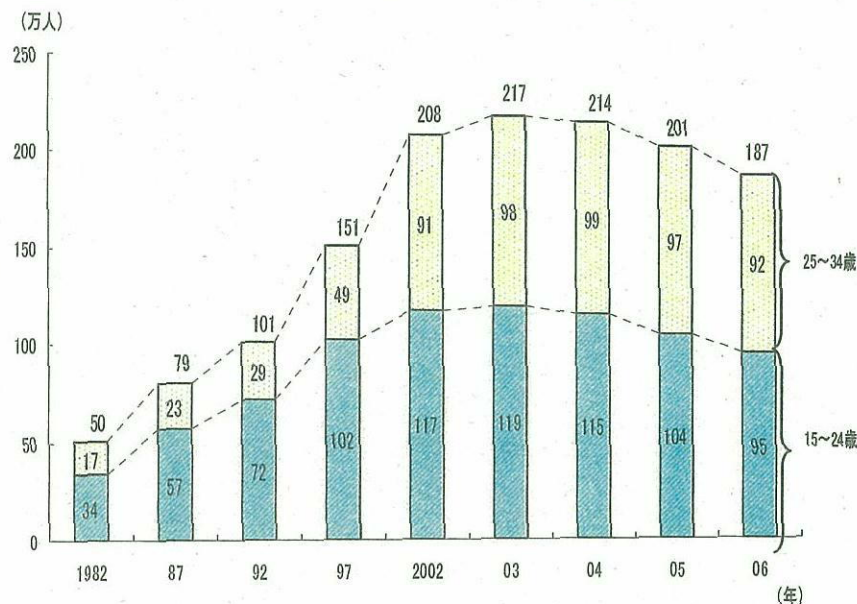
アメリカ: 労働力から軍人を除く

イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン: 就業者と失業者の合計 ※イギリスのみ45～54歳

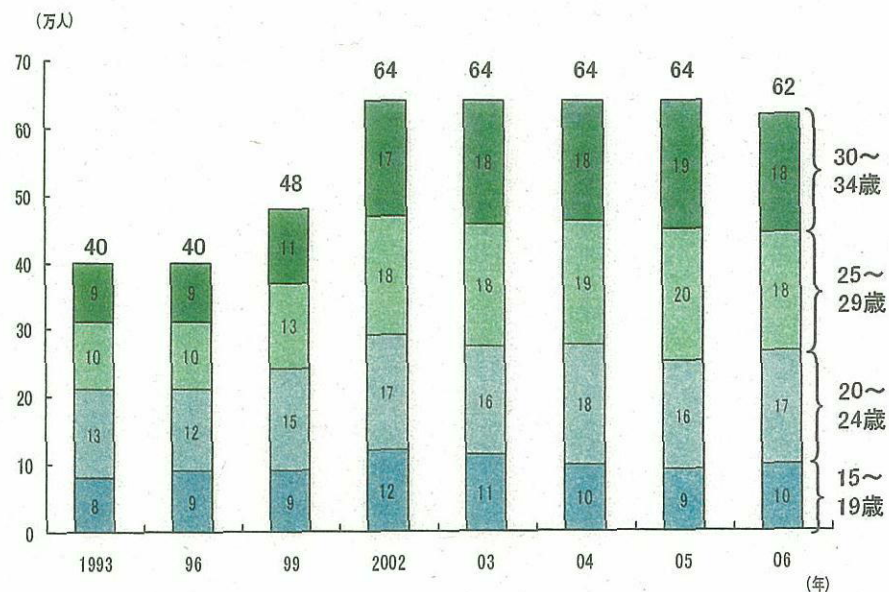
(25)フリーター・ニートの状況

- いわゆる「フリーター」の数は、217万人(2003年)まで増加した後、3年連続で減少しているが、25歳以上の「年長フリーター」については改善に遅れ。「就職氷河期」の影響も存在。
- いわゆる「ニート」の数は、1993年の40万人から64万人に増加して以降、同水準で推移していたが、2006年には62万人に減少。

フリーターの数の推移



ニートの数の推移



(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計
(～1997年)、総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」(2002年～)

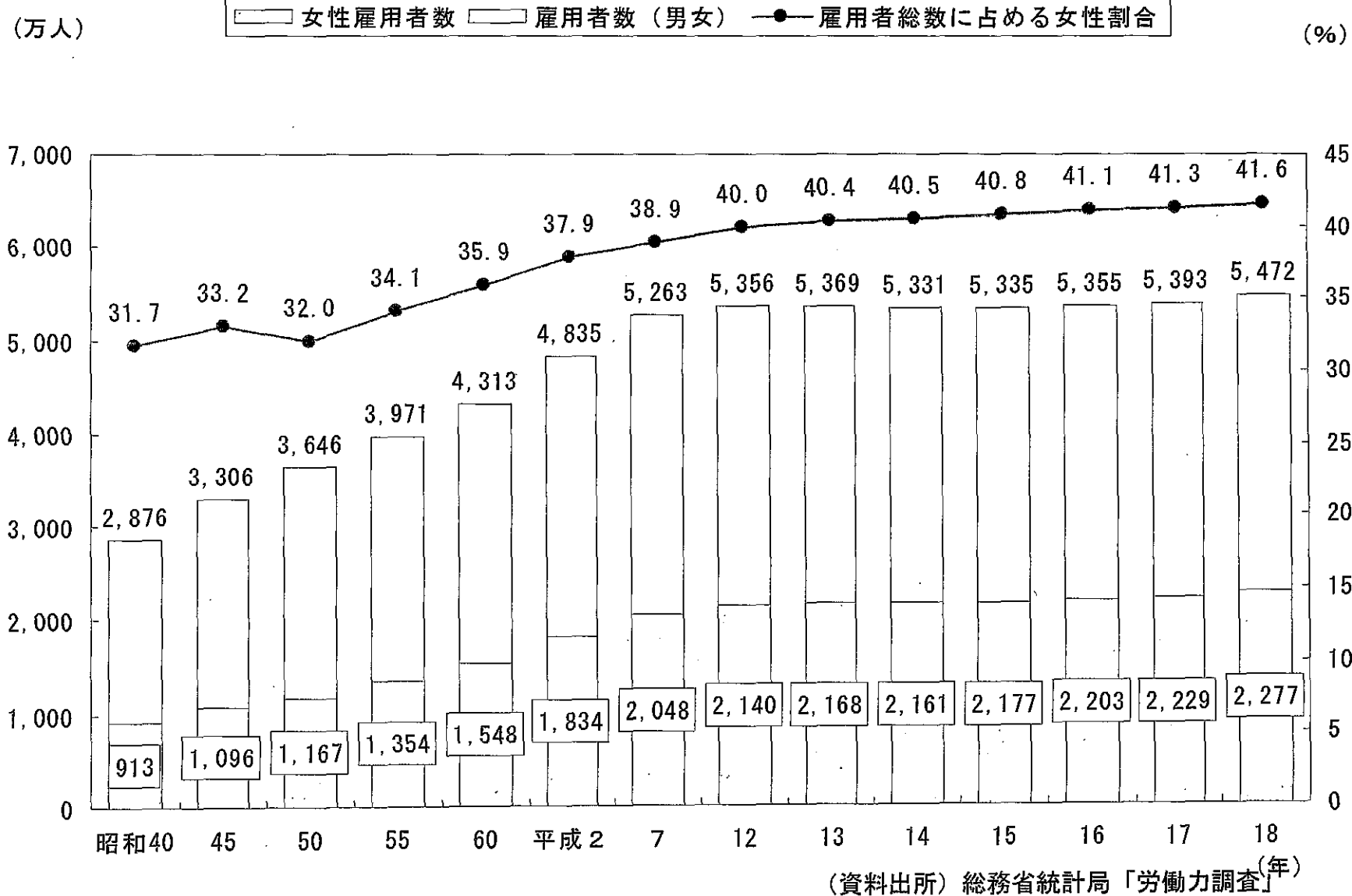
- (注) 2002年以降の「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、
- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
 - 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
 - 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

- (注) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

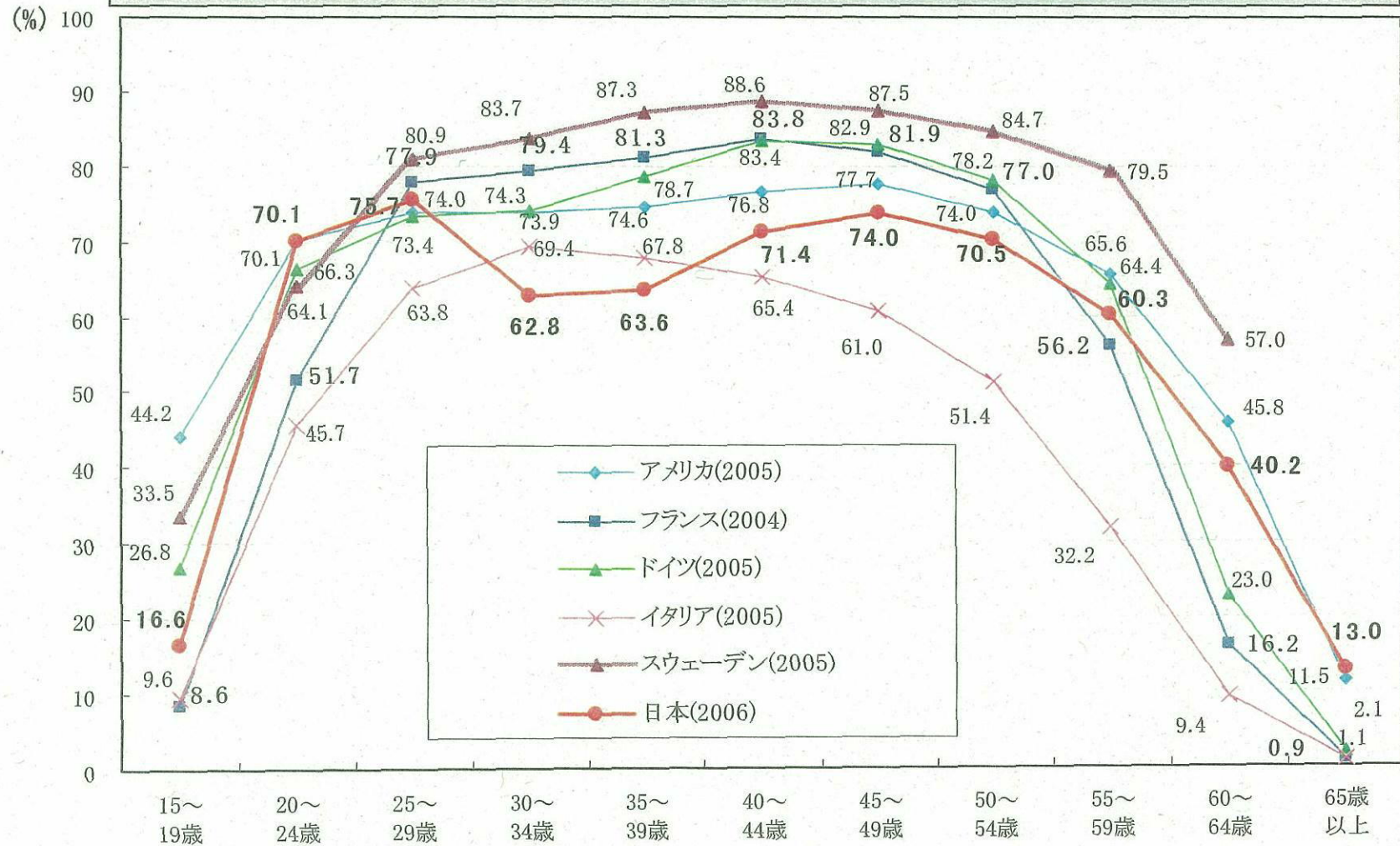
(26) 雇用者に占める女性の割合

○女性雇用者数、雇用者に占める女性の割合ともに徐々に伸びている。



(27) M字カーブの国際比較

○我が国においては、いわゆる「M字カーブ」に見られるように、出産・子育てを機に労働市場から退出する女性が多く、女性が仕事を続けやすい職場環境づくりが課題。



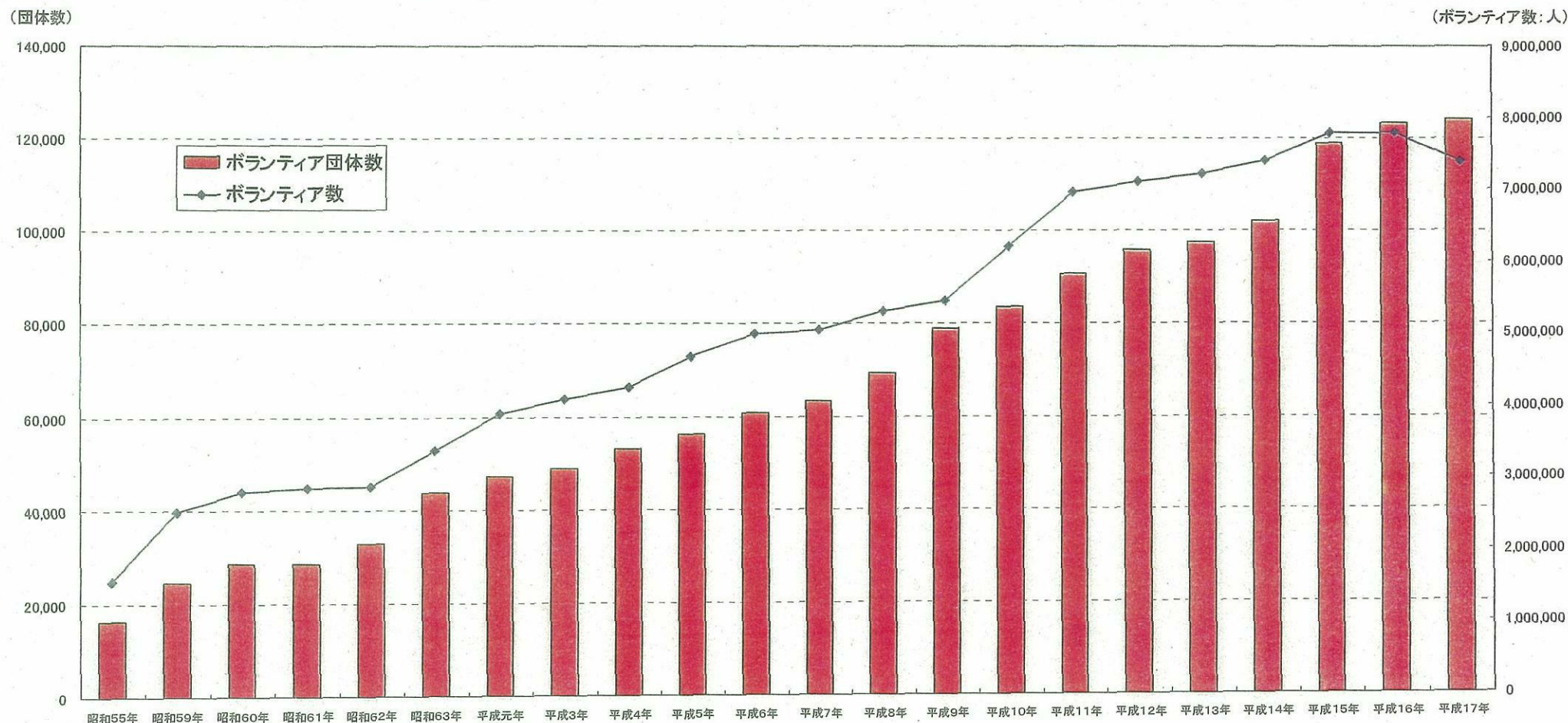
(資料出所)ILO“LABORSTA” 総務省統計局「労働力調査」

※「労働力率」は、労働力人口(＝就業者＋失業者)を人口で割った比率であり、

労働市場改革専門調査会第1次報告における「就業率(＝就業者／人口)」とは異なる。

(28) ボランティア数の推移

- ボランティア活動は国民生活を豊かにする上で大きな可能性があるものとして注目されており、ボランティアのグループ及び活動者総数は、近年増加傾向にある。
- 全国の社会福祉協議会によるボランティアの把握総数は、昭和55年の調査開始から年々増加し、平成17年4月現在約740万人（約4.6倍）
・ボランティア団体数は12万団体（7.7倍）、団体所属ボランティア数は701万人（4.5倍）、個人ボランティアは38万人（7.4倍）



資料: 2005年ボランティア活動年報(平成18年12月)より作成

(注) * ボランティア団体とは、ボランティア活動を主目的としている団体と主目的にはしていないが活動の一環としてボランティア活動をしている団体。

* 個人ボランティアとは、団体に所属せずボランティアセンター等に登録して活動する個人。

* 単発的な行事等での参加者は含まない。

* 平成17年度は合併による集約業務の困難や名寄せの影響がありボランティア把握数減少。

(参考) ボランティア活動の内容

○主な対象は「高齢者や介護者」「障害児・障害者やその家族」であり、活動内容では、「人に対して直接サービスを提供」「人との交流」が多い。

(i) 活動類型（複数回答）

活 動 類 型	団体	個人
人に対して直接サービスを提供（対人サービス型）	43.2%	53.7%
人との交流（交流型）	45.7%	51.2%
社会的に不利な立場におかれた人々への支援（支援型）	43.1%	39.9%
人を対象とするよりは、テーマに沿った活動（テーマ型）	35.3%	29.2%

(iii) 対人サービス型、交流型、支援型の活動を行っているものの活動対象者（複数回答）

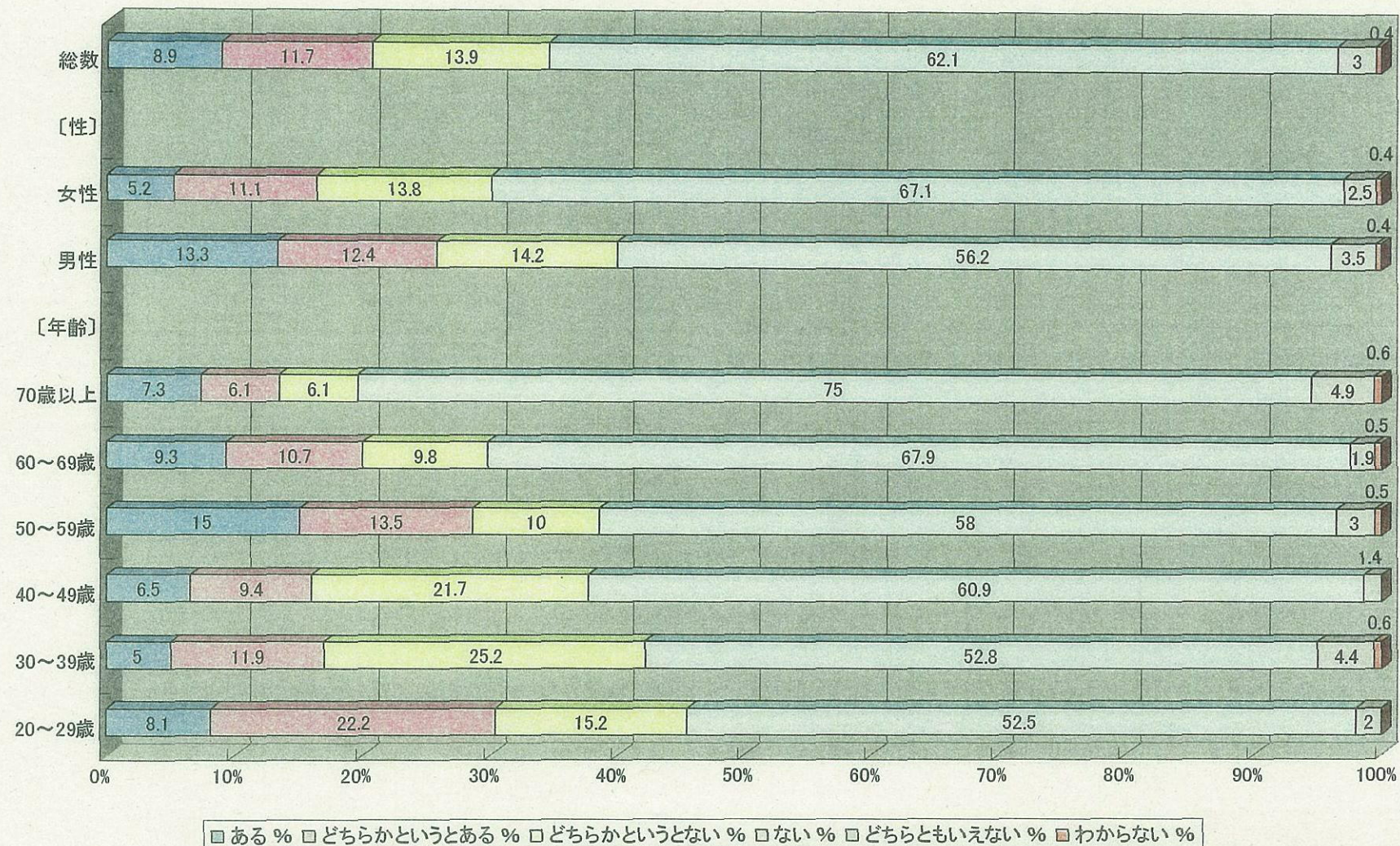
活 動 の 対 象 者	団体・グループ	個人
高齢者や介護者	55.2%	63.8%
障害児・障害者やその家族	52.5%	52.9%
子ども	18.8%	22.2%
子育て中の人	9.1%	10.0%
在日外国人・留学生	1.4%	3.2%
ホームレス	0.3%	0.5%
難病患者やその家族	4.3%	5.0%
海外の人々	1.1%	1.6%
その他	12.1%	9.8%

(ii) テーマ型の活動を行っているもののテーマ内容

テ ー マ の 内 容	団体・グループ	個人
伝統文化の継承や芸術の普及	12.0%	13.1%
環境保全・自然保護	15.1%	20.2%
国際的な支援活動	3.1%	3.7%
まちづくり	20.8%	15.0%
防災・災害・安全	2.9%	5.4%
その他	38.9%	29.3%

(29) 農村漁村地域への定住の願望の有無

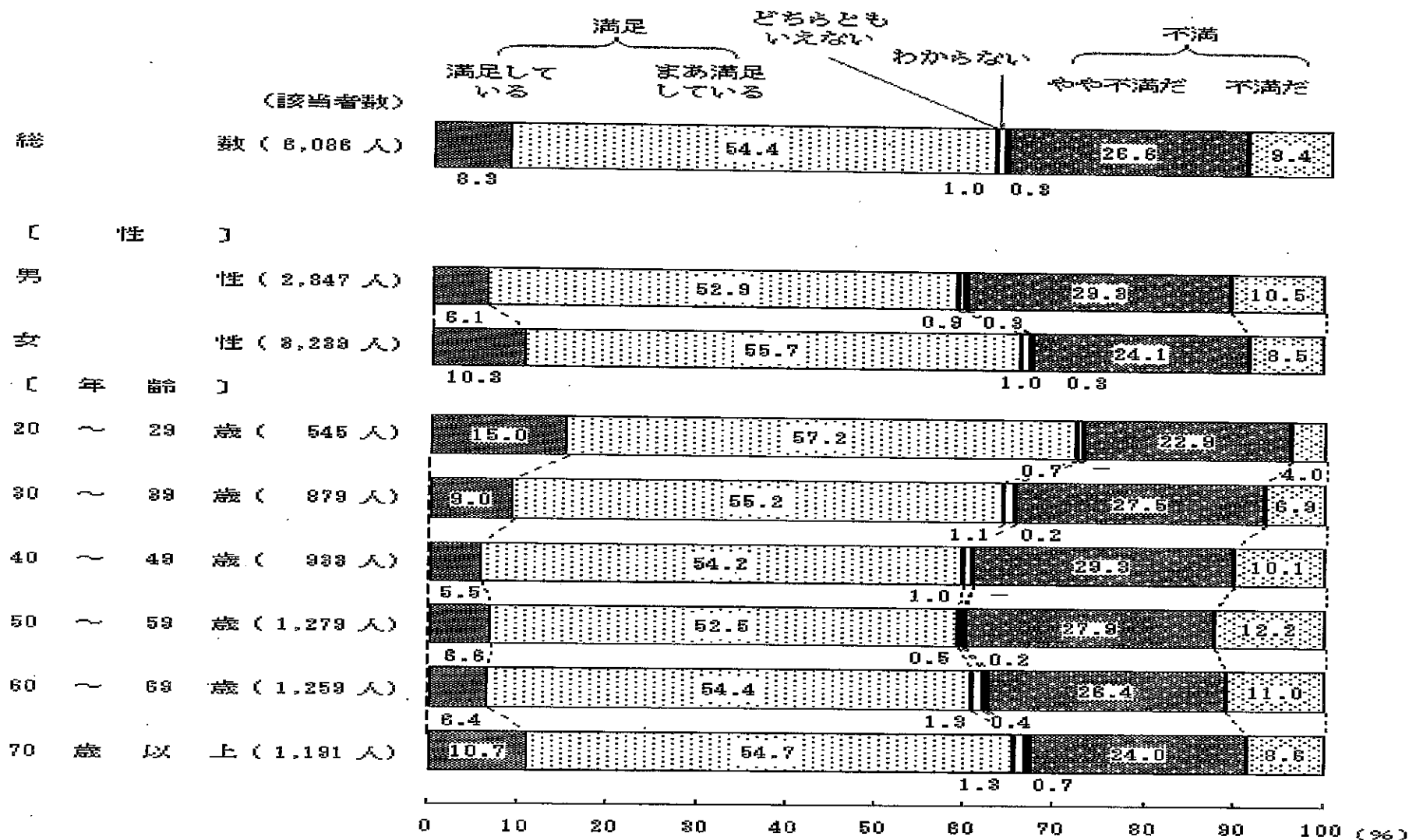
○農村漁村地域への定住の願望が「ある」「どちらかという」と答えた者の割合は、20～29歳で30.3%、50～59歳で28.5%と高くなっている。



資料出所:「内閣府世論調査報告書(平成17年11月調査)」

(30)現在の生活に対する満足度

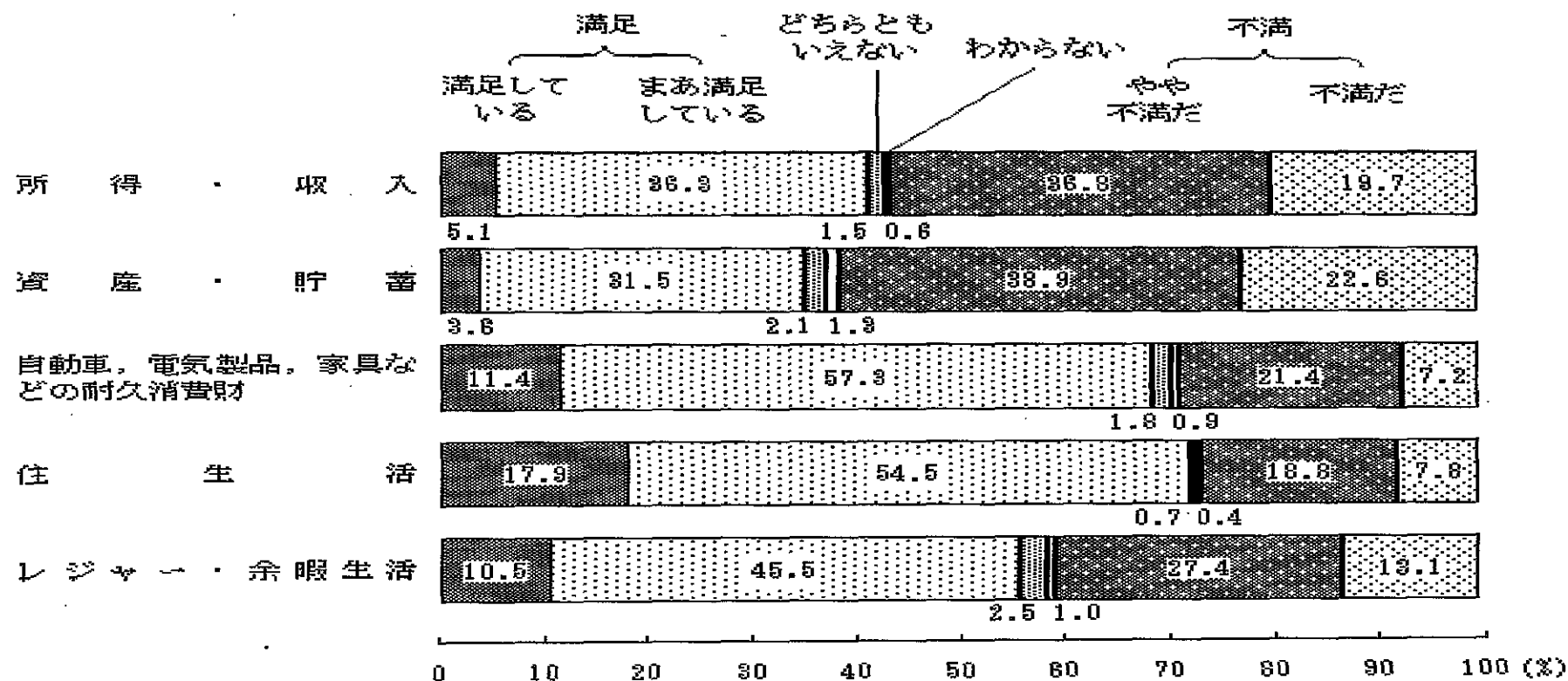
- 現状では満足と答えた者が過半数を占めている。
- 男女別では、女性と比べ男性の方が満足していると答えた者の割合が少ない。
- 年齢別では、40代から60代にかけて、満足していると答えた者の割合が少ない。



資料出所:内閣府「平成19年度国民生活に関する世論調査」

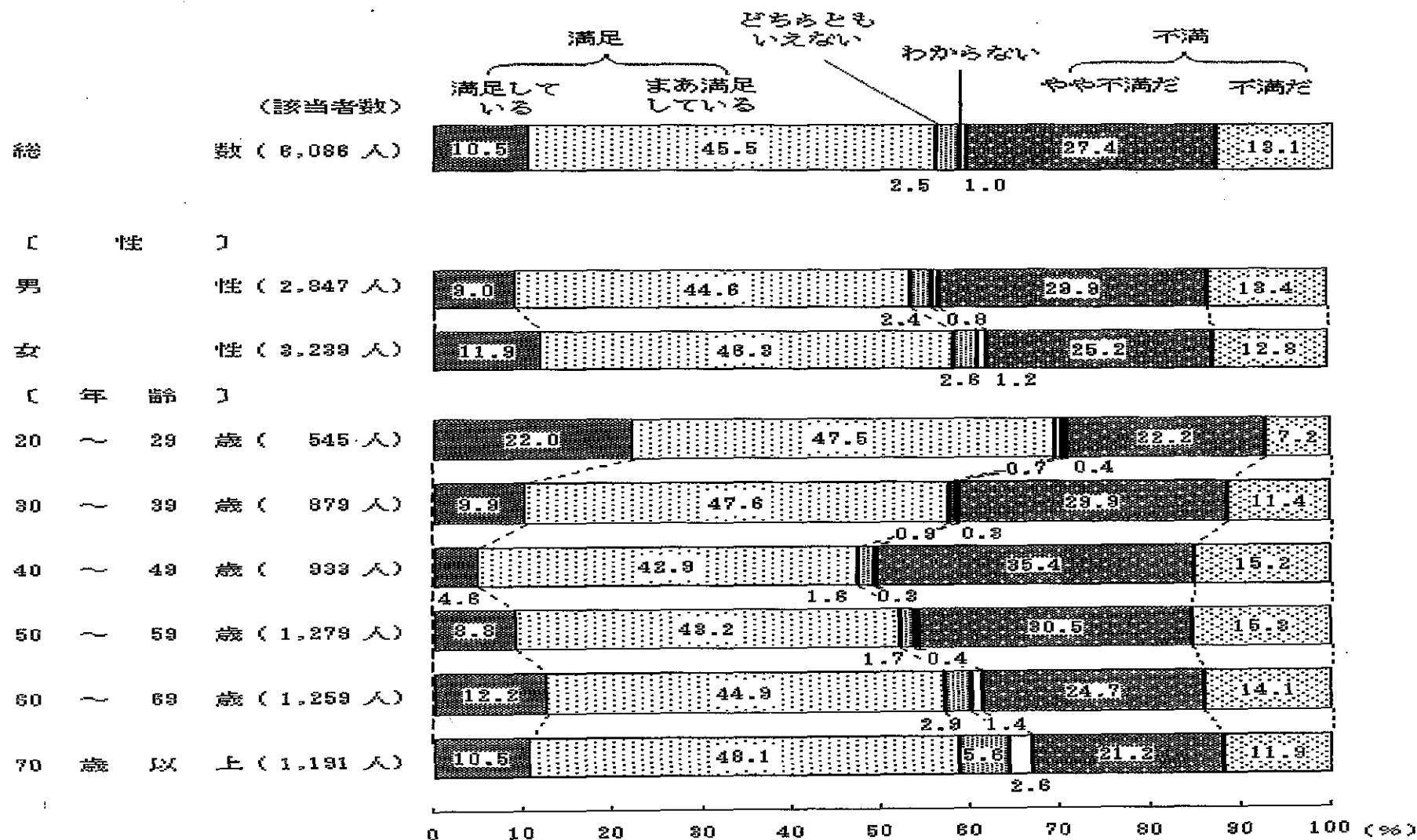
(31)現在の生活の各面での満足度

○ 耐久消費財、住生活、レジャー・余暇生活については、満足していると答えた者が過半数を占めているが、所得・収入、資産貯蓄については、不満であると答えた者が過半数を占めている。



(32)現在の生活の各面での満足度(レジャー・余暇生活(性・年齢別))

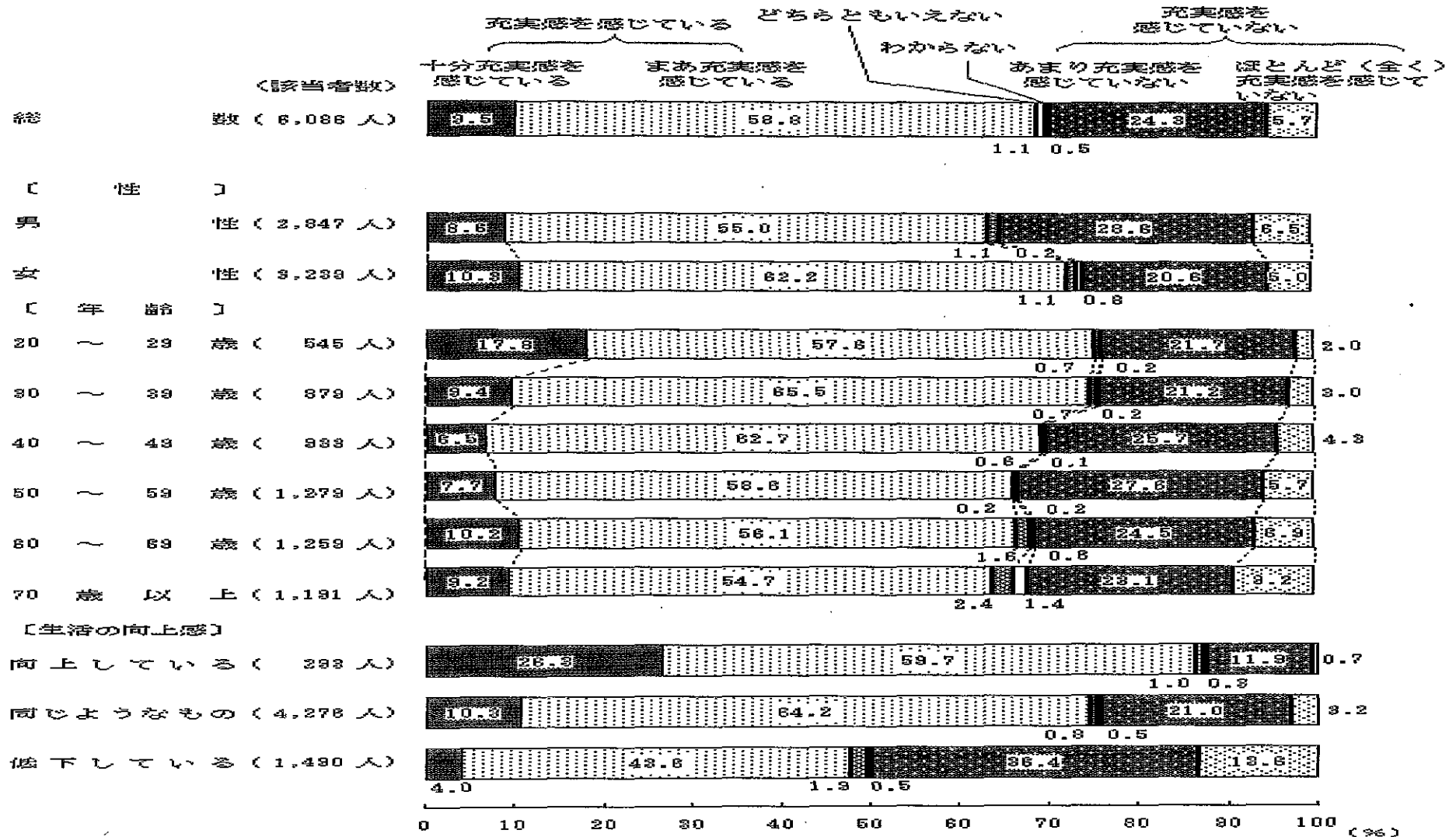
- レジャー・余暇生活についての満足度は、20代の若年者で最も高く、40代で最も低くなり、その後年齢とともに上昇している。



資料出所:内閣府「平成19年度国民生活に関する世論調査」

(33)現在の生活の充実感

- 年齢が高くなるとともに、生活に充実感を感じていると答えた者の割合は減少している。
- 生活が向上していると感じている者ほど、生活に充実感を感じている傾向がある。

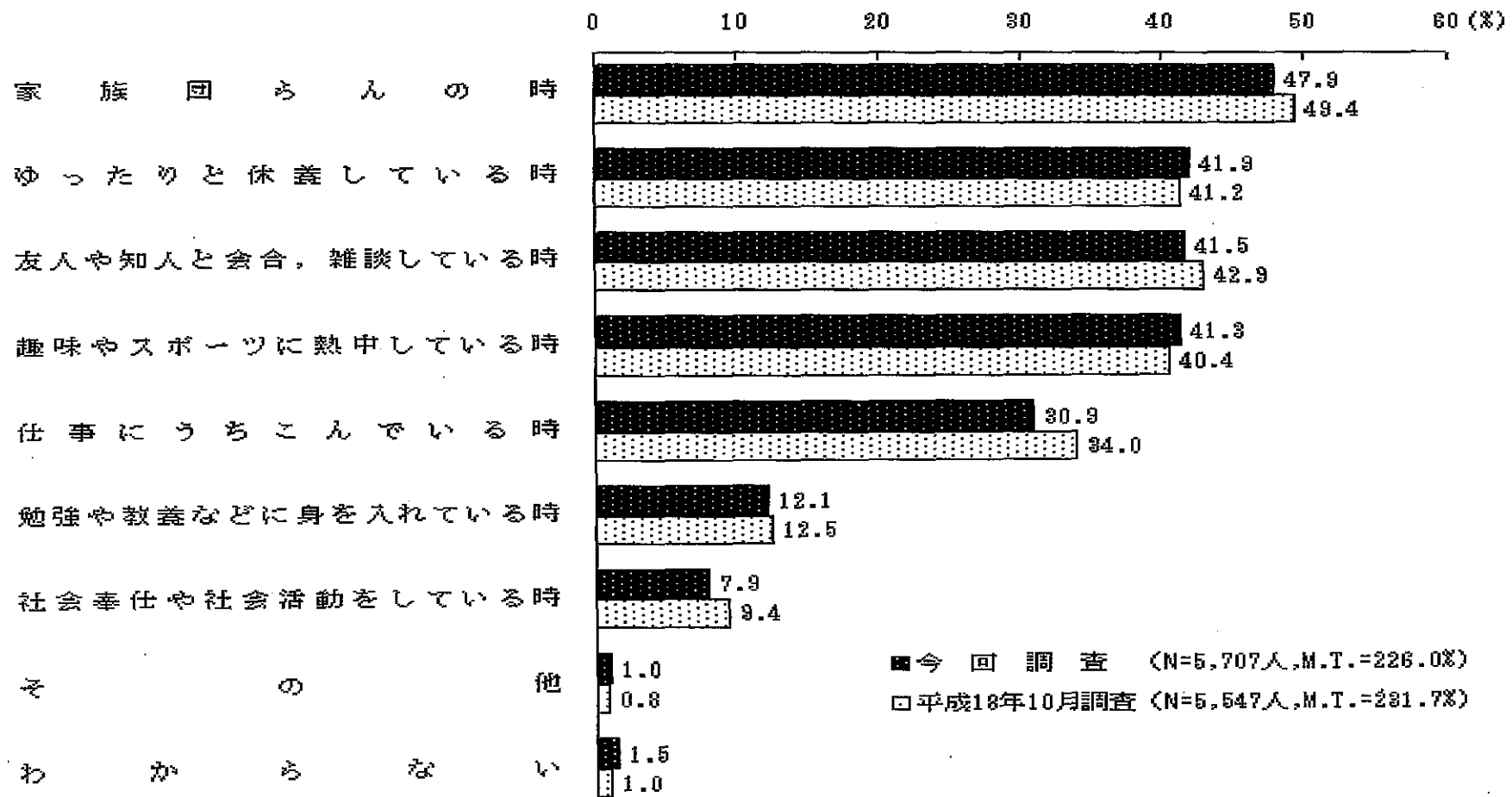


資料出所:内閣府「平成19年度国民生活に関する世論調査」

(34) 充実感を感じる時

- 家族の団らん、休養、友人知人との会合、趣味やスポーツといった、個人の活動で充実感を感じる者が多く、社会奉仕等の社会的な活動で充実感を感じている者は相対的に少ない。

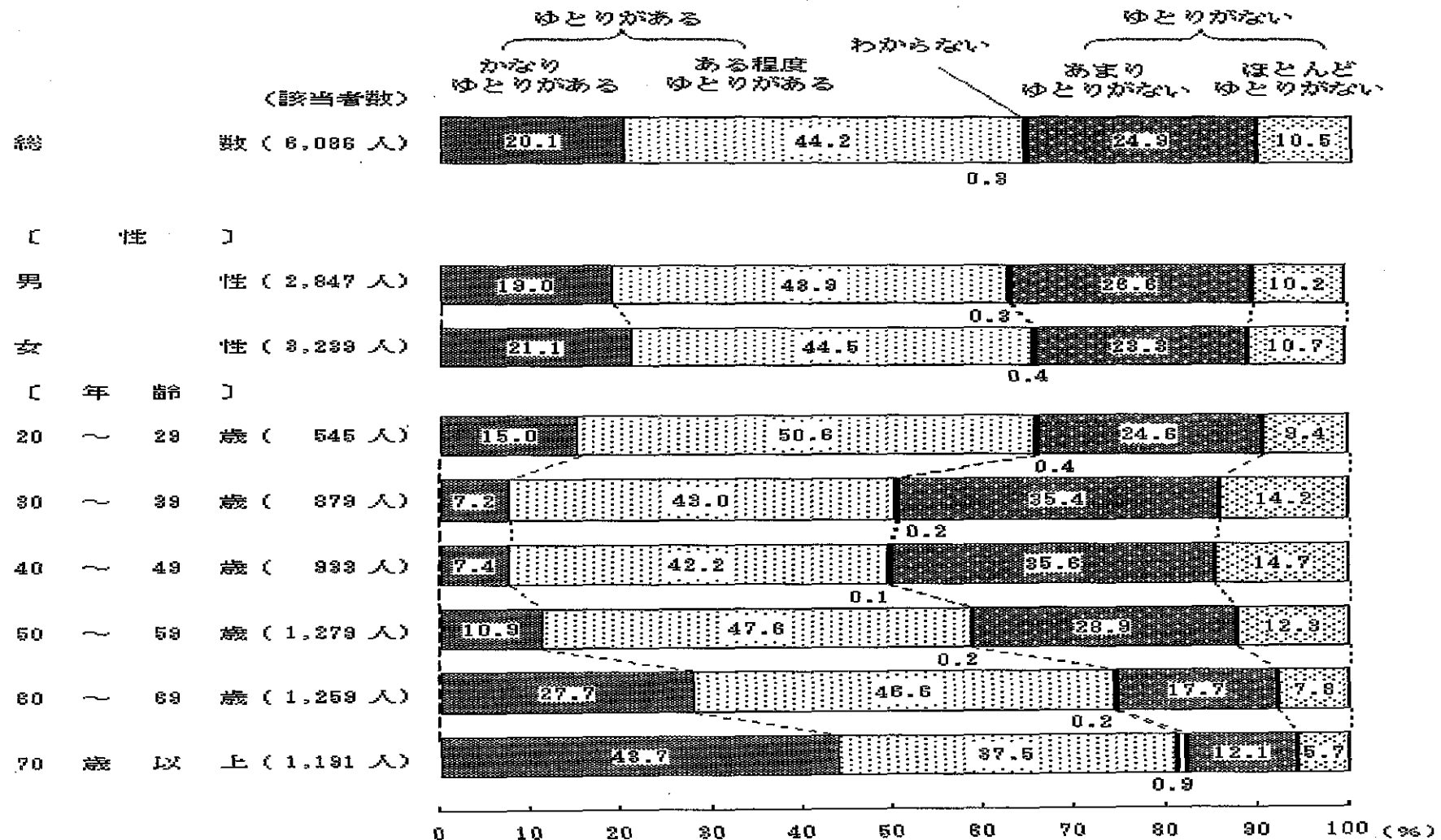
「十分充実感を感じている」、「まあ充実感を感じている」、「あまり充実感を感じていない」、「どちらともいえない」と答えた者に、複数回答



資料出所:内閣府「平成19年度国民生活に関する世論調査」

(35) 時間のゆとりの有無(性・年齢別)

○ 30代、40代で特に時間にゆとりがないと答えた者が多く、50代以降では年齢層が高くなるほど時間にゆとりがあると答えた者の割合が増加する。



資料出所:内閣府「平成19年度国民生活に関する世論調査」

(36) 今後の生活の力点

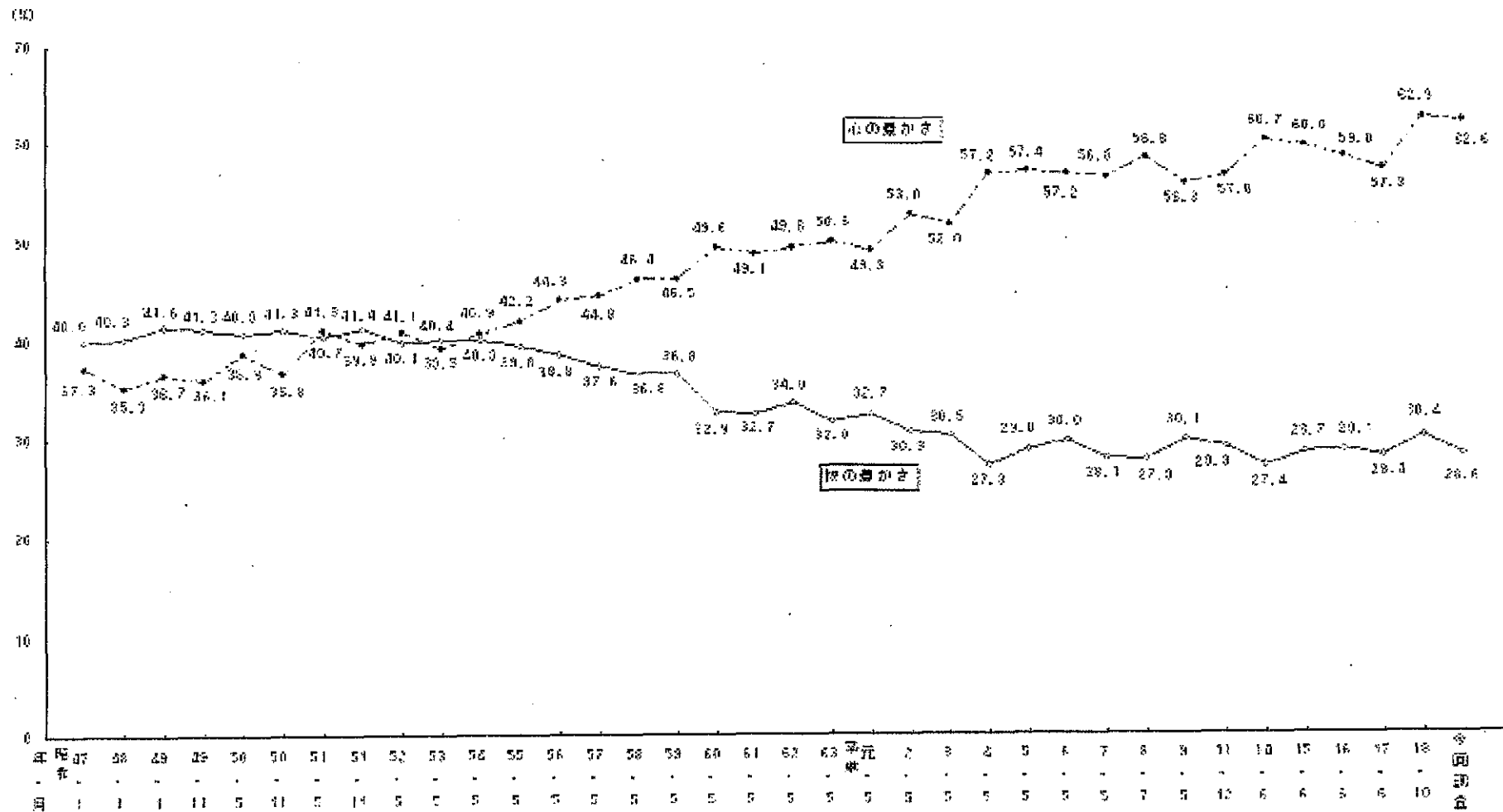
- 男女とともに、年齢が高いほど所得・収入や資産・貯蓄を重視する割合が低下し、レジャー・余暇生活、食生活を重視する割合が増加する。
- 男女ともに、70歳以上では、今後の生活の力点について「ない」と答えた者が20%を越えている。



資料出所: 内閣府「平成19年度国民生活に関する世論調査」

(37)これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか(時系列)

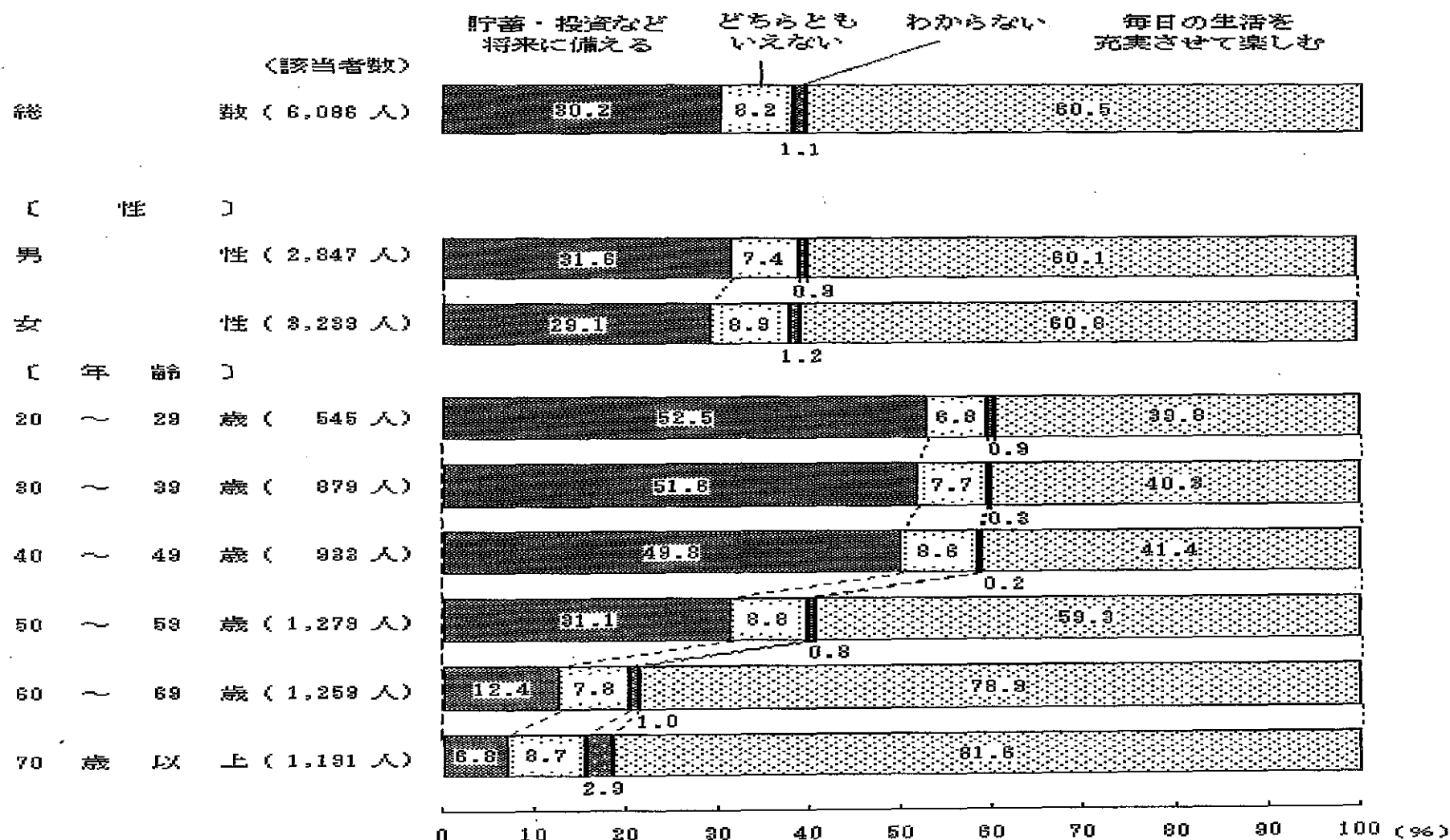
- 昭和50年代前半までは、心の豊かさよりも物の豊かさを求める傾向が強かったが、その後心の豊かさを求める傾向が強くなっている。
- 近年では、心の豊かさとした者の割合が、物の豊かさとした者の2倍以上となっている。



(注) これからは心の豊かさ → 「物質的な生活豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに力をあそびたい」
 まだ物の豊かさ → 「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに力をあそびたい」

(38) 将来に備えるか、毎日の生活を充実させて楽しむか(性・年齢別)

- 40代以下の年齢層では、貯蓄・投資など将来に備えると答えた者が多いが、50代以上では毎日の生活を充実させて楽しむと答えた者が多くになっており、年齢が高くなるほどその傾向は強くなっていく。

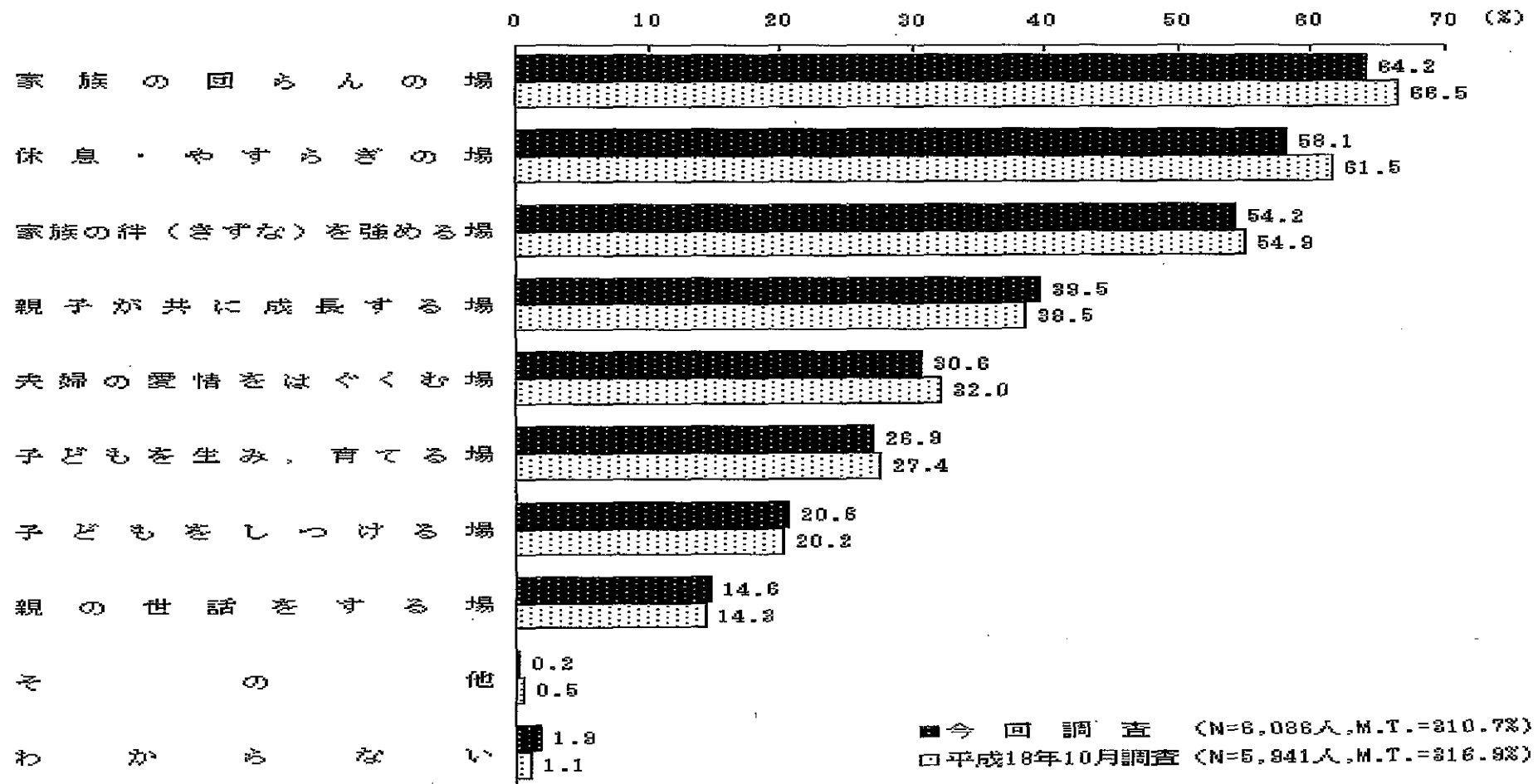


資料出所: 内閣府「平成19年度国民生活に関する世論調査」

(39) 家庭の役割

- 家庭の役割は、家族の団らん、休息・やすらぎの場、家族の絆を強める場であるとする回答が過半数を超えている。
- 一方で、子どもを産み、育てる場、子どもをしつける場、親の世話をする場であるとする回答は相対的に少ない。

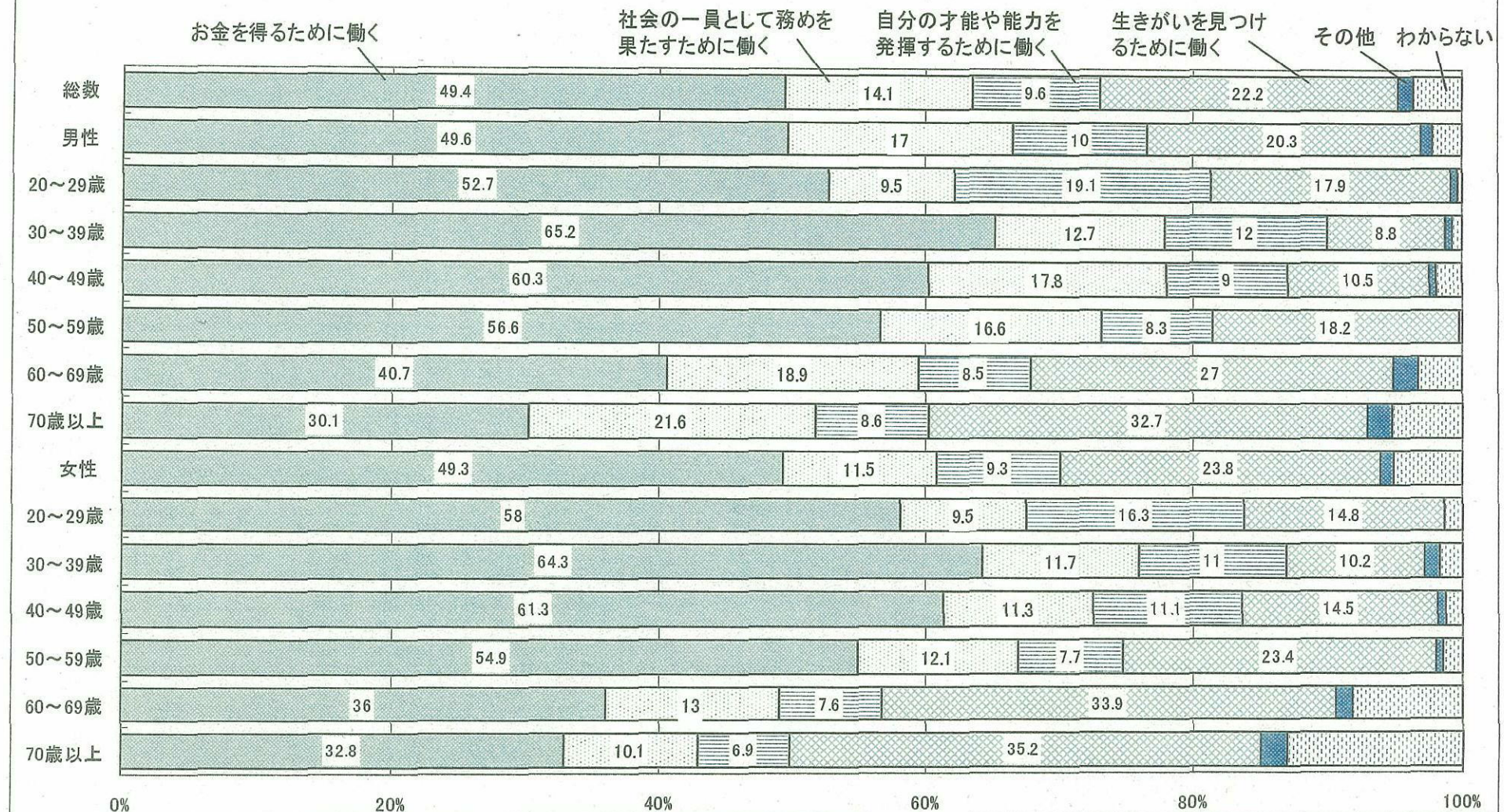
〈複数回答〉



資料出所:内閣府「平成19年度国民生活に関する世論調査」

(40) 働く目的は何か

- 男女ともに、年齢が高くなるほど、お金を得るために働く者の割合が低下する。
- 男女ともに、年齢が高くなるほど、生きがいを見つけるために働く者の割合が増加する。
- 男性では、年齢が高くなるほど、社会の一員として務めを果たすために働く者の割合が増加する

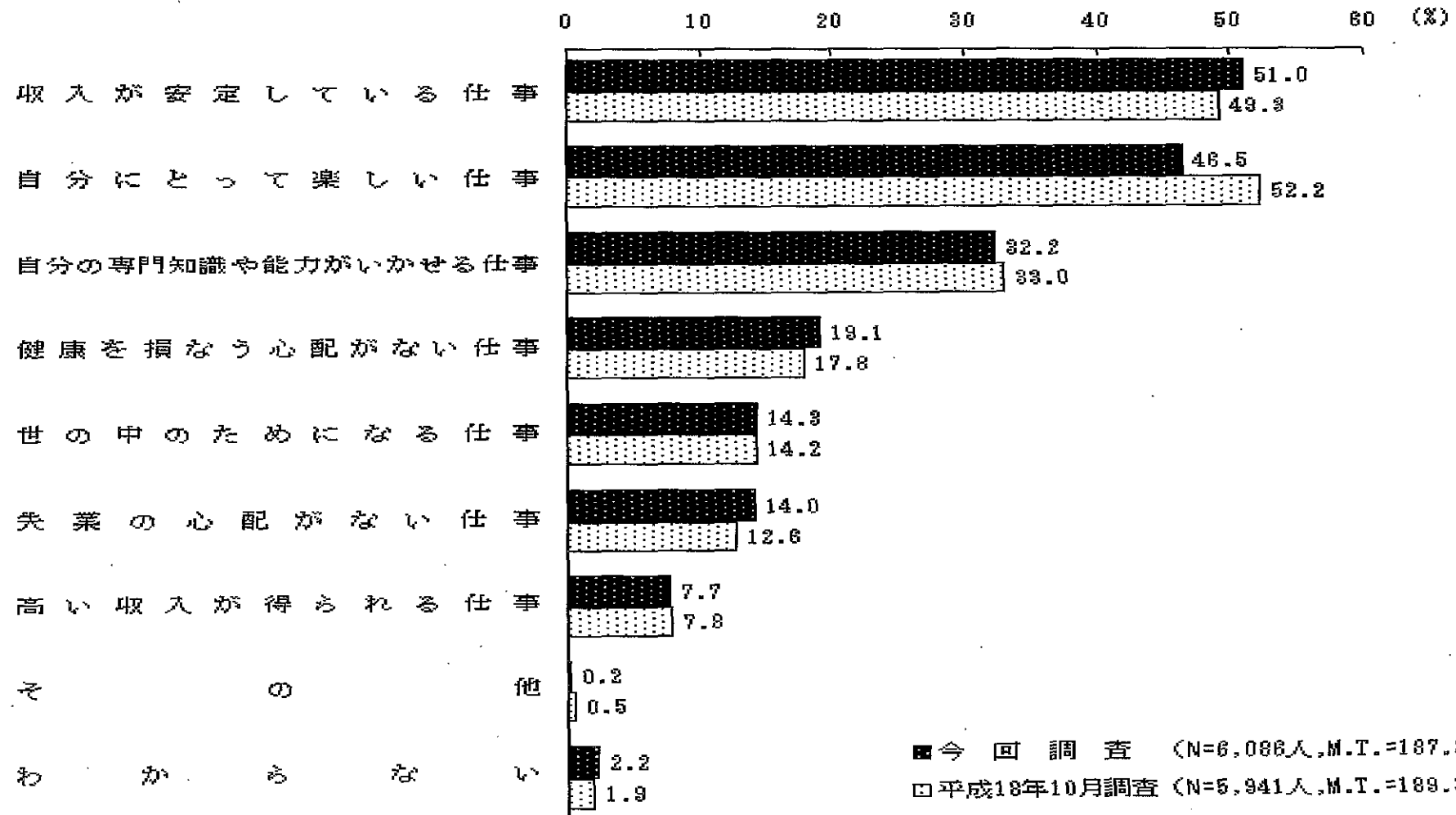


資料出所: 内閣府「平成19年度国民生活に関する世論調査」

(41)どのような仕事が理想的だと思うか

○ 理想的な仕事として求めるものについては、収入の安定のみではなく、自分にとって楽しい仕事であることが重視されている。

〈2つまで複数回答〉



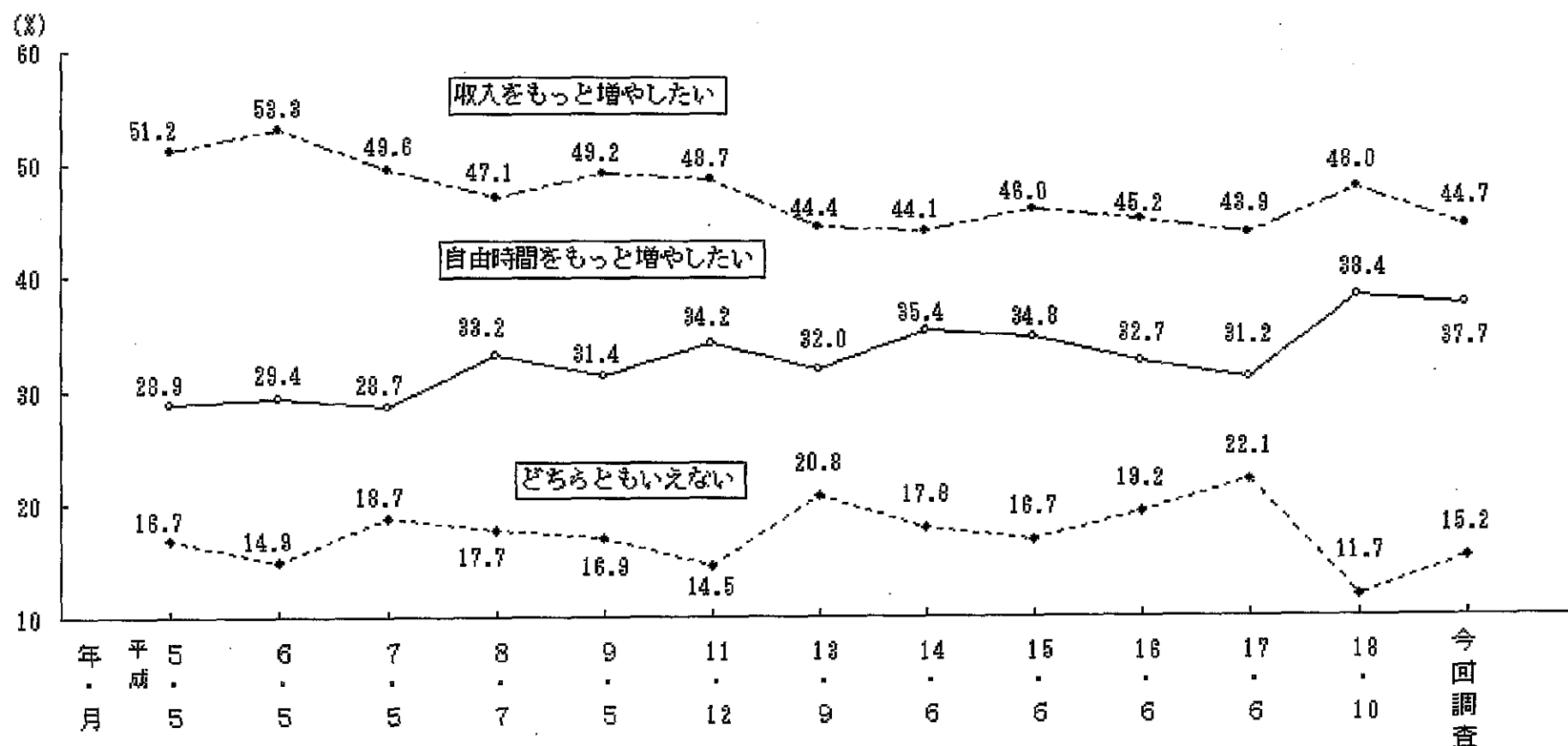
■ 今回調査 (N=6,086人, M.T.=187.3%)

□ 平成18年10月調査 (N=5,941人, M.T.=189.3%)

資料出所: 内閣府「平成19年度国民生活に関する世論調査」

(42) 収入と自由時間についての考え方(時系列)

○ 長期的に見ると、収入をもっと増やしたいと考えている者は徐々に減少してきており、自由時間をもっと増やしたいと考えている者が徐々に増加してきている。



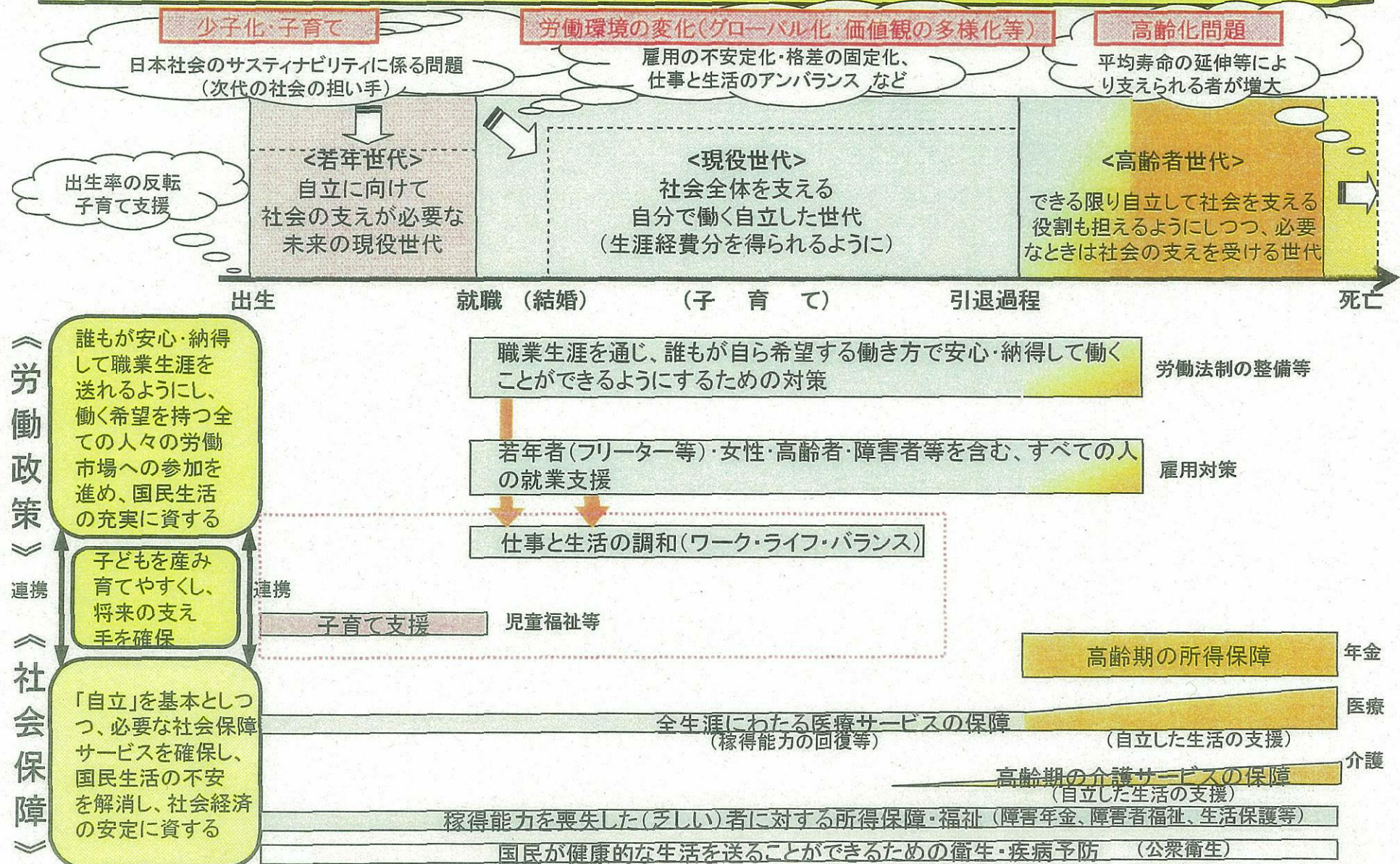
(注1) 平成11年12月調査までは、「収入は現在のままでも、自由時間をもっと増やしたい」となっている。

(注2) 平成11年12月調査までは、「自由時間は現在のままでも、収入をもっと増やしたい」となっている。

2. 人生85年時代の厚生労働行政

人生85年時代の厚生労働行政－自立と共生－

目標：一人ひとりが、生涯にわたり、家庭・職場・地域等において持てる力を十分に発揮し（自立）、ともに
支え合いながら（共生）、希望をもち、健やかに安心して暮らすことのできる社会の実現・持続



第166回通常国会提出法案

…再チャレンジ関連

- 誰もが就業しやすい環境の整備
- 新卒一括採用システムの見直し
- 雇用情勢の地域間格差の是正

雇用対策法・地域雇用開発促進法の一部を改正する法律

成立

- 若者・女性・高齢者・障害者等の就職支援（法の目的規定への明記）
- 若者の能力・経験の正当な評価と雇用機会の確保（努力義務化）
- 募集・採用に係る年齢制限禁止の義務化
- 外国人雇用状況報告の義務化
- 雇用情勢の厳しい地域・意欲ある地域への重点的な支援

など

- パート労働の待遇に係る納得性の不足
- 正社員との間での賃金等待遇の格差
- 正社員になることの困難さ

パートタイム労働法の一部を改正する法律

成立

- 雇入通知書の交付・待遇についての説明
- 均衡のとれた待遇の確保（均衡待遇の確保措置の義務化）
- 正社員への転換の促進、苦情処理・紛争解決援助

など

- 労働契約に関するルールが不明確
 - 個別労働関係紛争の増加
 - 有期労働者の地位が不安定

労働契約法案（新法の制定）

成立

- 労働契約の成立・変更・終了等に関するルールの明確化
 - * 就業規則の変更が合理的であるときは労働条件が変更されることを明確化
 - * 有期労働契約に関するルールの明確化

- 長時間労働の抑制等による「仕事と生活の調和」（ワークライフバランス）の実現

労働基準法の一部を改正する法律案（労働時間法制の見直し）

審議中

- 長時間の時間外労働に対する割増賃金率の引上げ
- 年次有給休暇の時間単位取得

- 低賃金労働者層の増大
- 最低賃金制度の十全な機能の発揮

最低賃金法の一部を改正する法律案

成立

- 地域別最賃の見直し（生活保護との整合性を考慮・罰則の強化）
- 産業別最賃に係る罰則の廃止

など

- セーフティネットとしての健全な運営の確保
- 育児休業の取得の促進
- 労働時間の長短による適用の違い

雇用保険法等の一部を改正する法律

成立

- 保険料負担の軽減・国庫負担の見直し
- 育児休業給付の拡充（4割→5割）
- 被保険者区分の一本化
（受給資格要件を労働時間の長短に関わらないものに見直し）

など

解決すべき具体的課題

誰もが安心・納得して多様な働き方を選択でき、
自らの意欲・能力を十分に発揮できる社会の実現

ハローワークにおける職業紹介サービス

全員参加型社会を作るため、ハローワークでは、働く希望を持つすべての若者・女性・高齢者・障害者をはじめとする国民の就職実現に向け、「成長力底上げ戦略」や「再チャレンジ支援総合プラン」に組み込まれた施策の着実な実施と、求職者各々の置かれた状況に応じた取組を積極的に推進

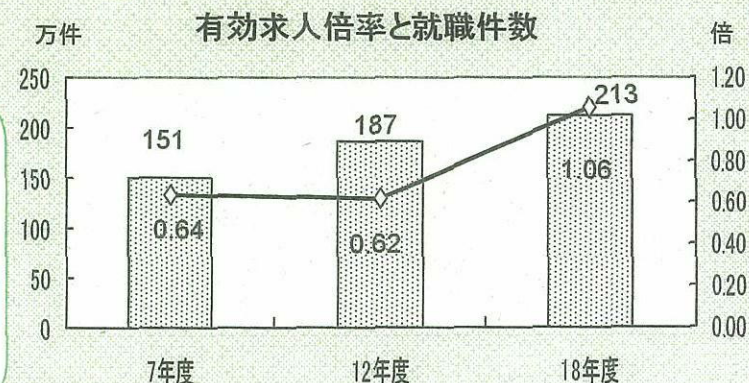
【ハローワークによる就職】 着実に増加。

【若者】

フリーターの常用雇用化 23.2万人(17年度)→35.1万人(18年度)【速報値】

35.1万人のうちハローワークの職業紹介が全体の約89%
(31.3万人)を占める。

(目標) 2010年までにフリーターをピーク時(217万人(H15年))の8割に減少(経済成長戦略大綱・再チャレンジ支援総合プラン・進路と戦略)



【高齢者】

60歳以上の就職者数

12年度
91,103人

17年度
123,223人(+35.3%)

18年度
125,933人(+2.2%)

改正高年齢者雇用安定法に基づく65歳までの定年の引き上げ等による高年齢者雇用確保措置の実施状況
高年齢者雇用確保措置導入済み企業 約84% (51人以上の企業) (平成18年6月1日)

(目標) ハローワークにおける60歳以上就職件数を2006年度から2010年度までで70万件(再チャレンジ支援総合プラン)

【障害者】

就職者数

12年度
28,361人

17年度
38,882人(+37.1%)

18年度
43,987人(+13.1%)

有効求職者数

131,957人

146,679人(+11.2%)

151,897人(+3.6%)

ハローワーク中心の関係機関による「チーム支援」

支援対象者数 231人※

就職者数 116人※

(※…18年度(全国10カ所のハローワークでモデル的に実施))

(目標) 2010年までの5年間でハローワークにおいて約22万人の障害者の就職を実現(再チャレンジ支援総合プラン)

【女 性】

	12年度	17年度	18年度
母子家庭の母の就職者数	43,806人	66,266人(+51.3%)	72,604人(+9.6%)

マザーズハローワーク(子育て女性等を支援)の就職者数 約14,000人(18年度)

(目標) マザーズハローワークの担当者による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率50%以上
(再チャレンジ支援総合プラン)

【生活保護受給者等】

○生活保護受給者等就労支援事業
生活保護・児童扶養手当受給者 支援対象者 11,870人 就職者数 6,190人(18年度)

(目標) 支援対象者の就職率を60%に引き上げ(成長力底上げ戦略)

○刑務所出所者等
新規求職者数 2,268人 就職者数 730人(18年度)

【募集・採用に係る年齢制限の禁止努力】

ハローワークの企業指導等により、年齢不問求人の割合が著しく上昇。

年齢不問求人の割合 1.6%(13年9月) → 90.7%(19年10月)

※本年10月1日より改正雇用対策法が施行され、募集・採用に係る年齢制限が禁止された。

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律(平成19年法律第79号)

改正の趣旨

人口減少下において、働く希望を持つすべての青少年、女性、高齢者、障害者等の就業参加の実現を図ることを明確化するとともに、青少年の応募機会の拡大、募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化、外国人労働者の適正な雇用管理の推進等のために必要な措置を講じ、あわせて雇用情勢の特に厳しい地域及び雇用創造に向けた市町村等の意欲が高い地域に支援を重点化する等所要の改正を行う。

改正内容

1. 雇用対策の基本的方向

(雇用対策法の改正)

- ・人口減少下における就業の促進を図ることを目的として追加。
- ・国の実施施策を明記－青少年、女性、高齢者、障害者等の就業促進対策、外国人雇用対策、地域雇用対策
- ・雇用対策基本計画を廃止。

2. 青少年の応募機会の拡大等 (雇用対策法の改正)

○事業主の努力義務に、青少年の能力を正當に評価するための募集方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図ることにより、雇用機会の確保を図ることを加える。

○国は事業主が適切に対処するために必要な指針(大臣告示)を策定する。

3. 募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化(雇用対策法の改正)

○事業主の努力義務となっている労働者の募集・採用に係る年齢制限の禁止について、義務化する。

○人物本位(就業等を通じて培われた能力、経験についての、過去の就業形態、離職状況にとらわれない正當な評価)による採用

- ・採用基準や職場で求められる能力・資質の明確化
- ・応募資格の既卒者への開放
- ・通年採用の導入
- ・トライアル雇用の活用等有効雇用から正社員への登用制度の導入
- ・職業能力開発の推進

4. 外国人の適正な雇用管理 (雇用対策法の改正)

○事業主は、外国人労働者の雇入れ・離職時に、その氏名、在留資格、在留期間等を厚生労働大臣(公共職業安定所長)に届け出なければならない。

○外国人の雇用管理の改善、離職時の再就職援助について、事業主の努力義務として加えるとともに、事業主が適切に対処するために必要な指針(大臣告示)を策定。

5. 雇用情勢の地域差の是正 (地域雇用開発促進法の改正)

○現在の4つの地域類型(雇用機会増大促進地域、求職活動援助地域、能力開発就職促進地域及び高度技能活用雇用安定地域)を2つに再編

① 雇用開発促進地域
(雇用情勢が特に厳しい地域)

→事業所の設置整備に伴う雇入れ、中核的人材の受入れ、能力開発についても助成。

② 自発雇用創造地域
(雇用創造に向けた意欲が高い地域)

→地域の協議会が提案する事業を選定し、委託実施する。また、委託募集に係る職業安定法の特例を設ける。

フリーター25万人常用雇用化プラン（平成18年度実績 平成18年4月～平成19年3月）

⇒ 約36.2万人(※)の常用雇用を実現 [確定値]

(うちハローワークによる就職者数 31.3万人(87%))

○ジョブカフェ等による常用就職支援

就職者数 約6.1万人

適性判断、カウンセリング、職業紹介等就職関連サービスを若年者にワンストップで提供するためのセンター（通称：ジョブカフェ）における支援。〔46都道府県95カ所設置(平成18年度)〕

○トライアル雇用による就職支援

就職者数 約3.4万人（常用雇用移行率 79.6%）

企業における3ヶ月間の試行雇用を通じ、常用雇用への移行を促進する制度。

○日本版デュアルシステム等実践的な能力開発の実施

就職者数 約2.4万人

企業実習と訓練機関の座学を連結させた教育訓練プログラム。

○ハローワークによるフリーター常用就職支援事業

就職者数 約24.0万人(※)

フリーター向けの窓口を設け、常用就職に向けたセミナーや合同選考会の開催、専任職員による一対一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口での相談風景

※ 各種事業の実績について一定の重複調整を行った数値。

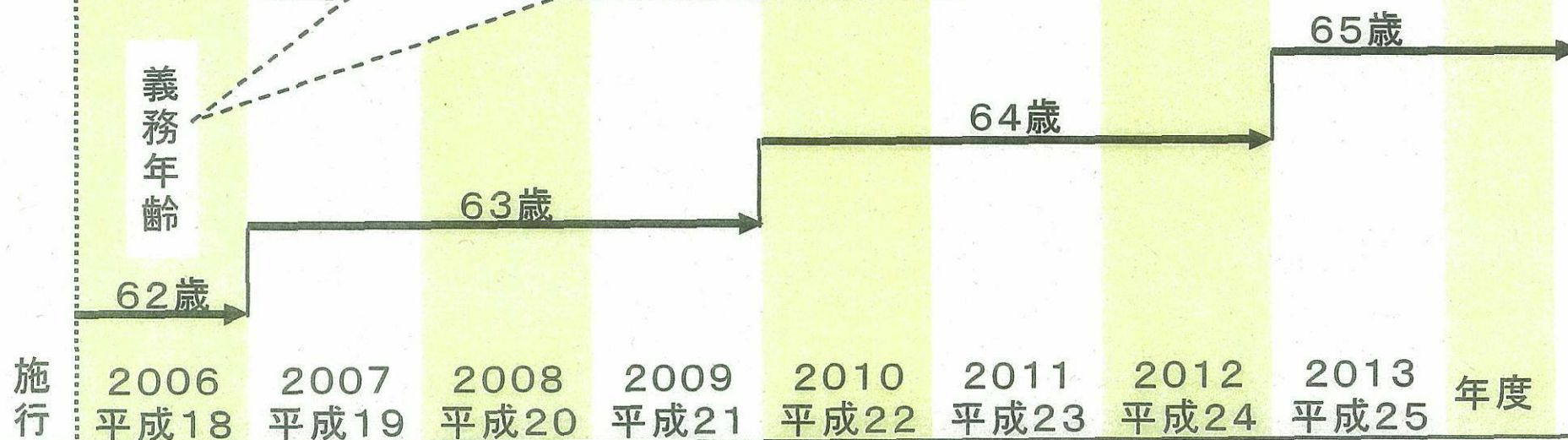
フリーター20万人常用雇用化プラン(17年5月～18年4月)は、23.2万人の常用雇用を実現
(うちハローワークによる就職者数 18.3万人(79%))

改正高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入(労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)
- ③ 定年の定め廃止

いずれかの措置
(高年齢者雇用確保措置)
の実施義務

定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は、
年金支給開始年齢の引上げに合わせて、
2013年度までに段階的に実施



「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト

背景

- 健康寿命が男女とも70歳超(男性72.3歳、女性77.7歳(2002年現在))
- 国民全体の7割前後が「高齢者」を「70歳以上」と認識
- 5年後の2012年にはいわゆる団塊の世代が65歳に到達
- 再チャレンジ会議中間とりまとめ(平成18年5月30日)において、「2015年に60歳以上の労働力人口を160万人増に」を目標、そのための具体的施策として「70歳まで働ける企業」の実現

施策の方向

意欲と能力があれば「高年齢者が70歳まで働ける企業」の実現

具体的施策

- 「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト会議を創設し、各地域で開催するシンポジウム等を通じた、国民への普及・浸透の推進((独)高齢・障害者雇用支援機構で実施)
- 70歳まで働ける企業の先進事例を収集し、「70歳まで働ける企業100選」を作成し、先進事例やノウハウを提供((独)高齢・障害者雇用支援機構で実施)
- 「70歳雇用支援アドバイザー(仮称)」を育成し、企業における賃金・人事処遇制度や能力開発システムの開発を支援((独)高齢・障害者雇用支援機構で実施)
- 65歳までの継続雇用制度を導入した事業主に対し、対象年齢を更に70歳まで引上げるための個別相談やセミナーを実施(事業主団体等へ委託)

シルバー人材センターにおける取組

高齢者の就業の機会の拡大、生きがいの創出、地域社会の活性化



市町村

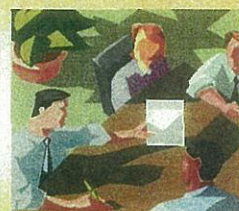


家庭



企業

仕事発注
委任・請負



シルバー人材センター

高齢者の就業機会の増大を図り、
活力ある地域社会づくりに寄与

地域の日常生活に密着した仕事・
臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を提供

【シルバー人材センターで
取扱う仕事の例】

宛て名書き、公園管理、自転車置き場管理、植木の剪定、障子・襖張り、清掃、観光案内、福祉・家事援助サービス、子育て支援サービス、経理事務、パソコン講師、補習教室講師等

会 員

概ね60歳以上の健康で
就業意欲のある高齢者



パソコン講師



子育て支援
サービス



自転車置き場管理



観光案内

シルバー人材センター事業の概要

シルバー人材センター事業の内容

- 目的
定年退職後等に、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。
- 仕組み
 - (1) 会員
概ね60歳以上の健康で就業意欲のある高齢者
 - (2) 事業内容
シルバー人材センターは、家庭、事業所、官公庁から、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事等を有償で請け負い、これを希望する会員に提供する。
会員は実績に応じて一定の報酬（配分金）を受ける。
【シルバー人材センターで取り扱う仕事の例】
清掃、除草、公園管理、自転車置き場管理、宛て名書き、植木の剪定、障子・襖張り、観光案内、福祉・家事援助サービス等
 - (3) 事業の拡充
運営の自立化を推進しつつ、少子高齢化の急速な進展に対応する高齢者活用工育て支援事業、高齢者生活援助サービス事業を実施し、高齢者のニーズに的確に対応した就業機会を安定的に提供する体制を構築する。

【現状】

団体数	: 1,820団体
会員数	: 77万人
契約件数	: 328万件
金額	: 3,067億円
就業実人員	: 62.3万人
就業延人員	: 6,740万人日
※ 団体数・会員数は平成17年3月末日現在 契約金額・就業延人員・契約件数・ 就業実人員は平成16年度	



団体数・会員数・契約金額等は
増加傾向を持続

(平成18年度予算(一般会計): 141億円)

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

○「憲章」(国民的な取組の大きな方向性を示すもの)及び「行動指針」(企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方自治体の施策の方針)を年内に策定するため、作業部会において検討中。

緊 要 性

【仕事と生活の間で 問題を抱える人の増加】

- 正社員以外の働き方の増加
→ 経済的に自立できない層
- 長時間労働
→ 「心身の疲労」「家族の団らんを持てない層」
- 働き方の選択肢の制約
→ 仕事と子育ての両立の難しさ



【少子化や労働力の確保が 社会全体の課題に】

- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限られていて、多様な人材を活かすことができない

実 現 し た 社 会 の 姿

国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、個人の置かれた状況に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○就業率(②、③にも関連)

<女性(25~44才)>

現状 64.9% → 2017年 69~72%

<高齢者(60~64才)>

現状 52.6% → 2017年 60~61%

○フリーターの数

現状 187万人 → 2017年 144.7万人以下

②健康で豊かな生活のための時間が確保 できる社会

働く人々の健康が保持され、家族や友人などとの充実した時間や自己啓発や様々な地域活動に参画のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合

現状 10.8% → 2017年 半減

○年次有給休暇取得率

現状 46.6% → 2017年 完全取得

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、公正な処遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○第1子出産前後の女性の継続就業率

現状 38.0% → 2017年 55%

○育児休業取得率

(女性)現状 72.3% → 2017年 80%

(男性)現状 0.50% → 2017年 10%

○男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)

現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日

関係者が果たすべき役割

企業と働く者

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本

《行動指針に掲げる具体的な取組》

(総論)

- 経営トップのリーダーシップの発揮による職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等
- 目標策定、計画的取組、チェックの仕組み、着実な実行
- 労使で働き方を見直し、業務の見直し等により、時間当たり生産性を向上

(就労による経済的自立)

- 人物本位による正当な評価に基づく採用の推進
- パート労働者の正規雇用への移行の促進

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

- 労働時間関連法令の遵守の徹底
- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための業務見直しや要員確保の推進

(多様な働き方の選択)

- 短時間正社員制度、在宅就業等個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度整備と利用しやすい職場風土づくりの推進
- 女性や高齢者等への再就職・継続就業機会の提供

国・地方自治体

社会全体の課題に関わることから、国と地方自治体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に実施

《行動指針に掲げる具体的な取組》

(総論)

○ 実現に向けた枠組み作り

- ・ 国民運動の展開(政労使合意・地域の実情に応じた展開)
- ・ 制度的枠組の構築(企業の次世代育成支援の取組促進、働き方に中立的な税・社会保障制度の検討)
- ・ 取組企業への支援、社会的評価(企業情報の収集・提供、中小企業への支援、顕彰制度等)

○ 法令遵守のための監督指導の強化

(就労による経済的自立)

○ 若年者等の経済的自立の支援

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

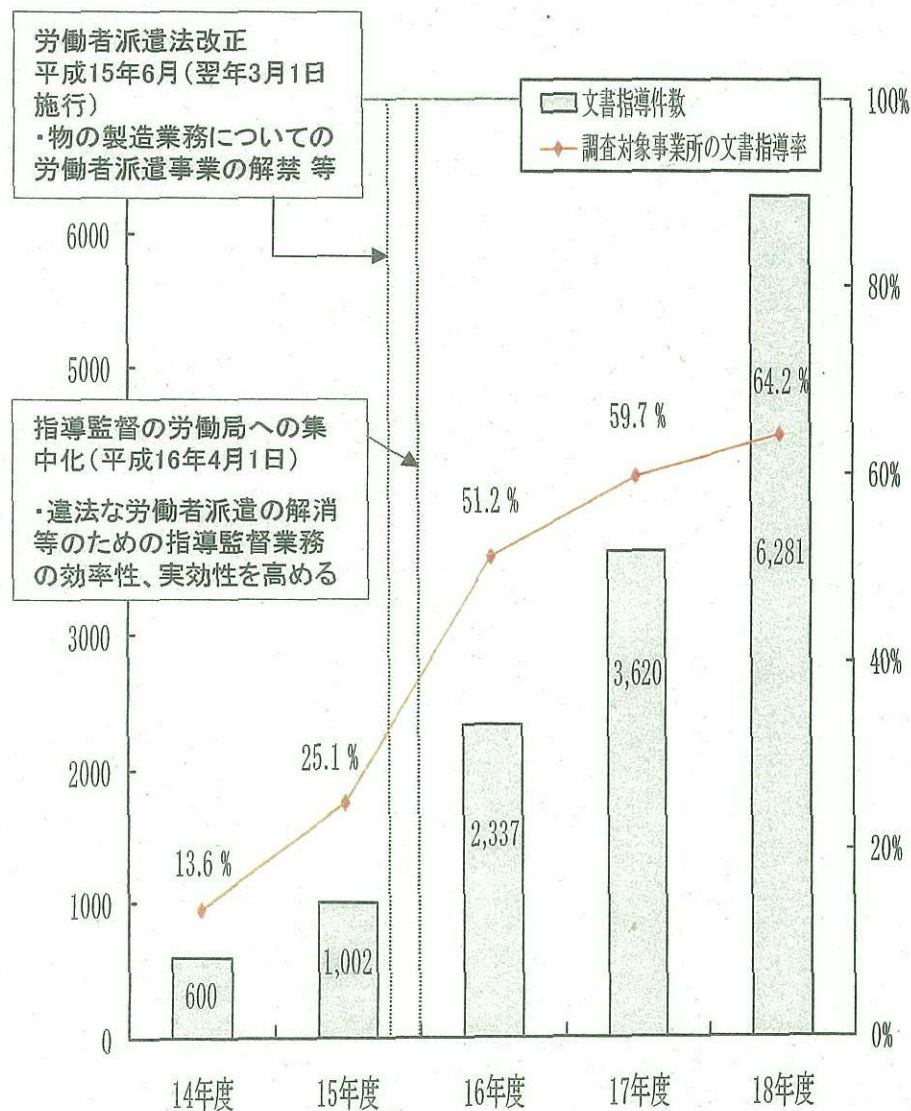
○ 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための取組の支援

(多様な働き方の選択)

○ 保育サービスの充実等の多様な働き方に対応した子育て支援の推進、地域レベルで育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤の形成

労働者派遣事業に係る指導監督実施件数等について

労働者派遣事業に係る文書指導件数



労働者派遣事業に係る指導監督実施件数
(派遣元、派遣先、請負事業者、発注者別)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
派遣元事業主指導監督件数	2,654	2,370	2,975	3,679	5,300
うち、文書指導実施件数	437	690	1,574	2,226	3,032
派遣先指導監督件数	693	829	564	850	1,002
うち、文書指導実施件数	14	64	124	420	603
請負事業者指導監督件数	682	469	577	879	2,368
うち、文書指導実施件数	109	157	391	616	1,843
発注者指導監督件数	383	317	447	660	1,106
うち、文書指導実施件数	40	91	248	358	803
合計指導監督件数	4,412	3,985	4,563	6,068	9,776
うち、文書指導実施件数	600	1,002	2,337	3,620	6,281

地域雇用開発促進法の見直し

○ 地域差を是正するため、雇用情勢が特に悪い地域と、雇用創造に向けた意欲が高い地域に支援を重点化

・ 現在の4つの地域類型を2つに再編

・ 雇用情勢が特に悪い地域

← 事業主に対して助成金を支給

・ 雇用創造に向けた意欲が高い地域

← 地域の協議会(市町村、経済団体等で構成)に事業を委託(委託費を支給)

<改正前>

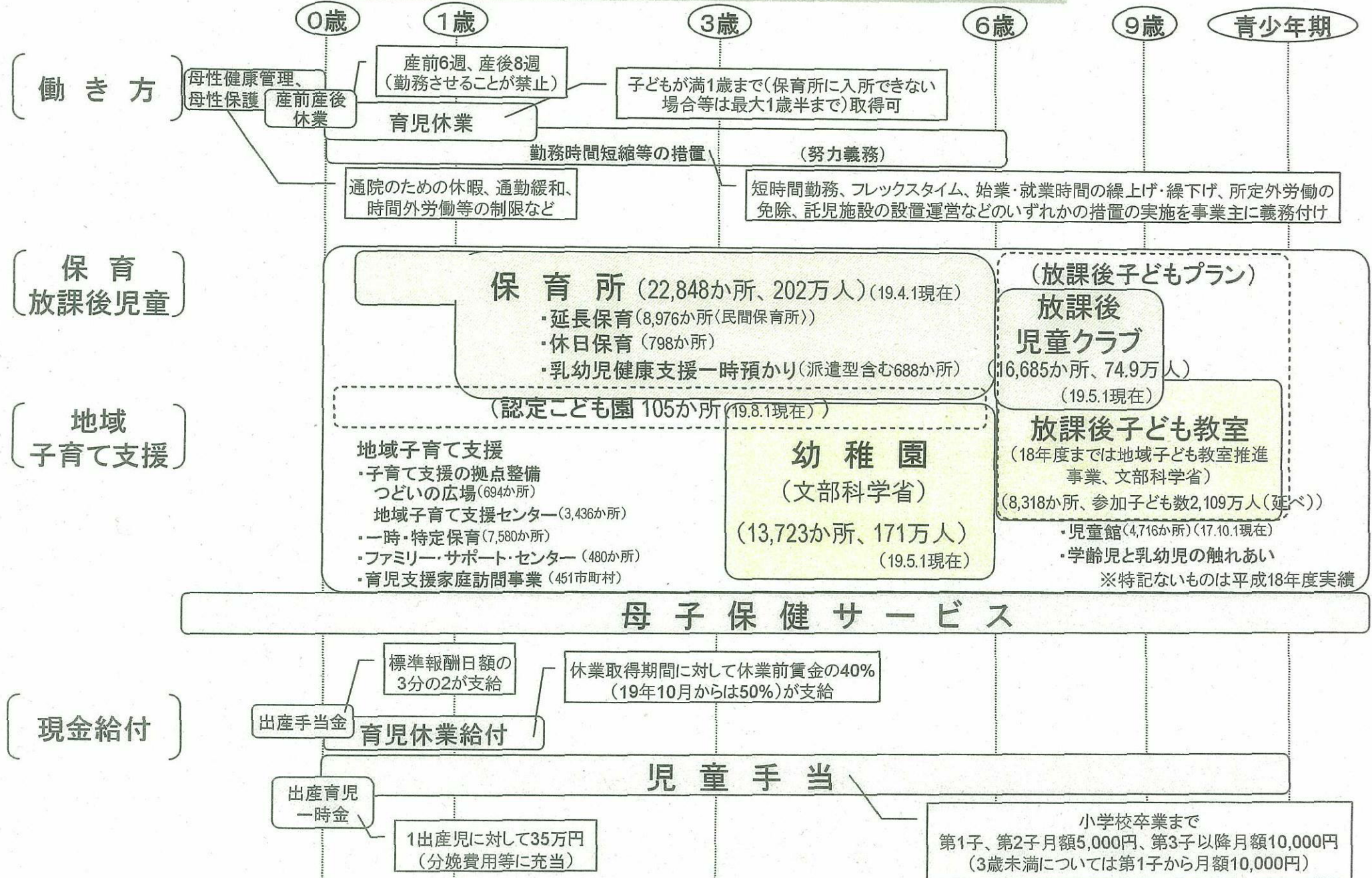
雇用機会増大 促進地域 (雇用情勢が厳しい地域) 事業所の設置整備に 伴う雇入れ助成	求職活動援助地域 (情報のミスマッチが 存在する地域) 地元事業主団体への 委託事業
能力開発 就職促進地域 (能力のミスマッチが 存在する地域) 能力開発助成	高度技能活用 雇用安定地域 (高度技能労働者を雇用する 事業所が集積する地域) 高度技能労働者の 受入れ助成



<改正後>

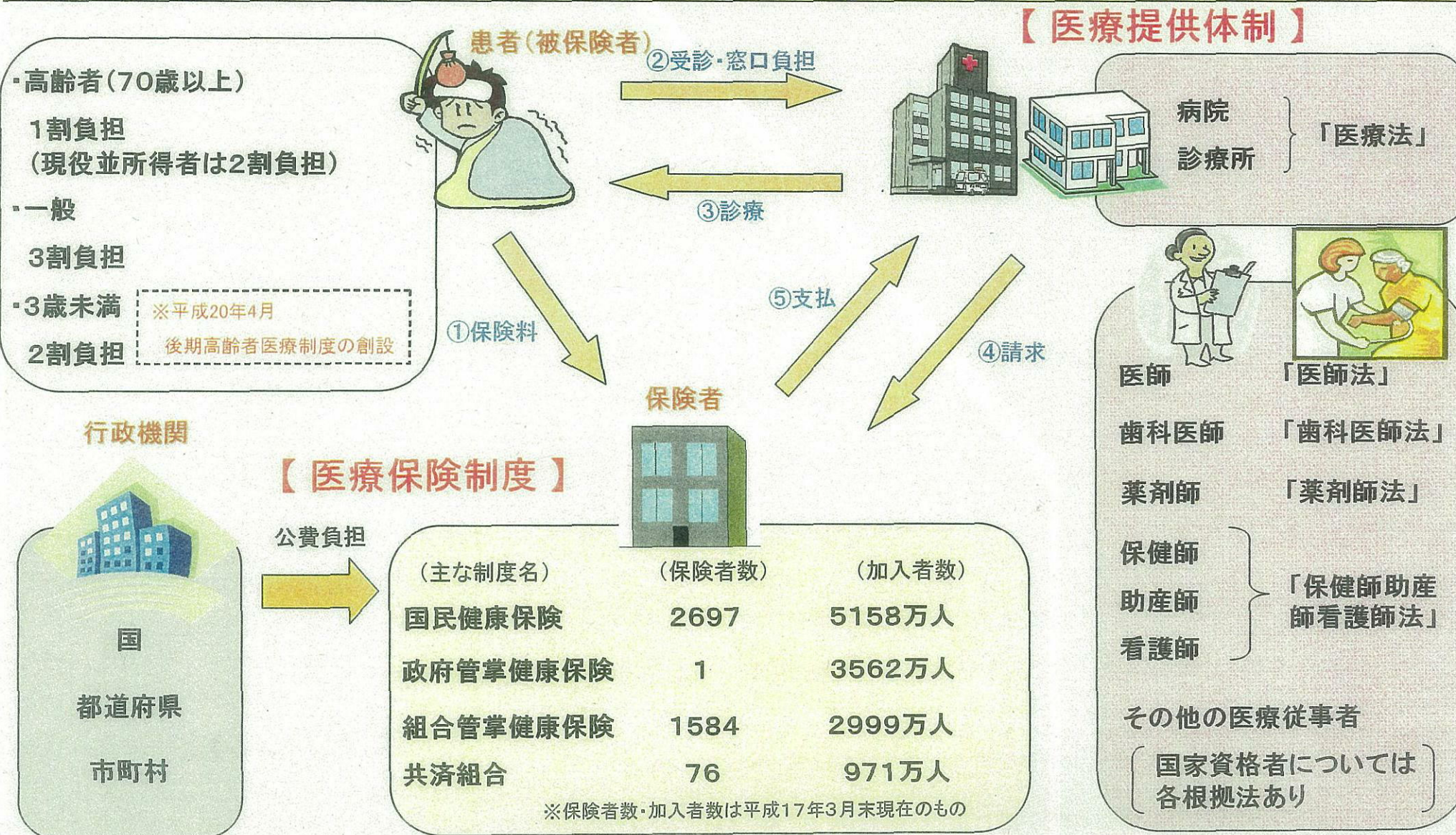
雇用情勢が特に悪い地域 (雇用開発促進地域) 都道府県が地域雇用開発計画を 策定、国が同意 支援措置 ○事業主に対し助成金を支給 ・事業所の設置整備に伴う雇入れ 助成 ・中核的人材の受入れ助成 ・能力開発助成 ○自発雇用創造地域にも該当する 地域に助成金の特例措置	雇用創造に向けた意欲が高い地域 (自発雇用創造地域) ・該当地域の市町村が都道府県 に協議した上で地域雇用創造計 画を策定、国が同意 ・都道府県の参加も可 支援措置 ○地域の協議会が提案する以下 の事業のうち、特に優れたもの に対し委託費を支給。(最大3年間) ・雇用創出、能力開発、就職促進等 ○地域の雇用再生プログラムへの 位置付け等関係省庁の施策との 連携を図る。
--	---

次世代育成支援に関する制度の概要



医療制度の概要

○我が国では、被保険者の保険料及び窓口負担と、行政機関の公費負担、それらを管理・運営する保険者による医療保険制度(国民皆保険)が整備されており、医療提供施設と医療従事者が医療の提供を行っている



年金制度の概要

- 公的年金制度は、若年世代が高齢世代を支える世代間扶養を行う仕組み。
- 我が国では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

公的年金の種類

国民年金 (基礎年金)			
自営業者 と配偶者	会社員・公務員 の被扶養配偶者	民間サラリーマン OL	公務員
			
第1号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	

公的年金の給付の種類

公的年金

老齢年金

障害年金

遺族年金

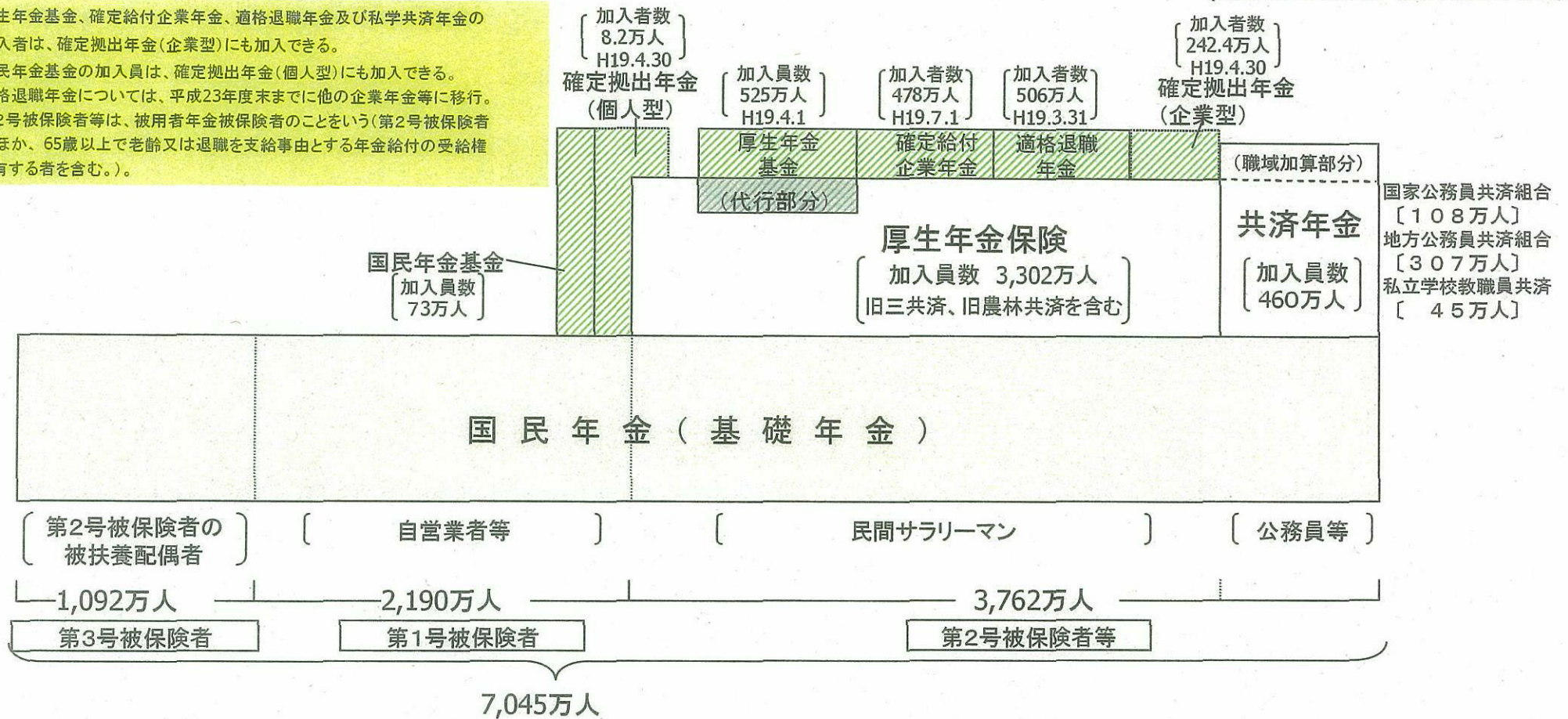


出典: 社会保険庁ホームページ

年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)

- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)



○ 老齢年金の給付額(平成19年4月)

- ・ 自営業者(40年加入の第1号被保険者1人分) : 月額 66,008円
- ・ サラリーマン夫婦 (第2号被保険者の厚生年金(平均的な賃金で40年加入)と基礎年金夫婦2人分(40年加入)の合計) : 月額232,592円

○ 公的年金受給権者数(平成18年3月末)

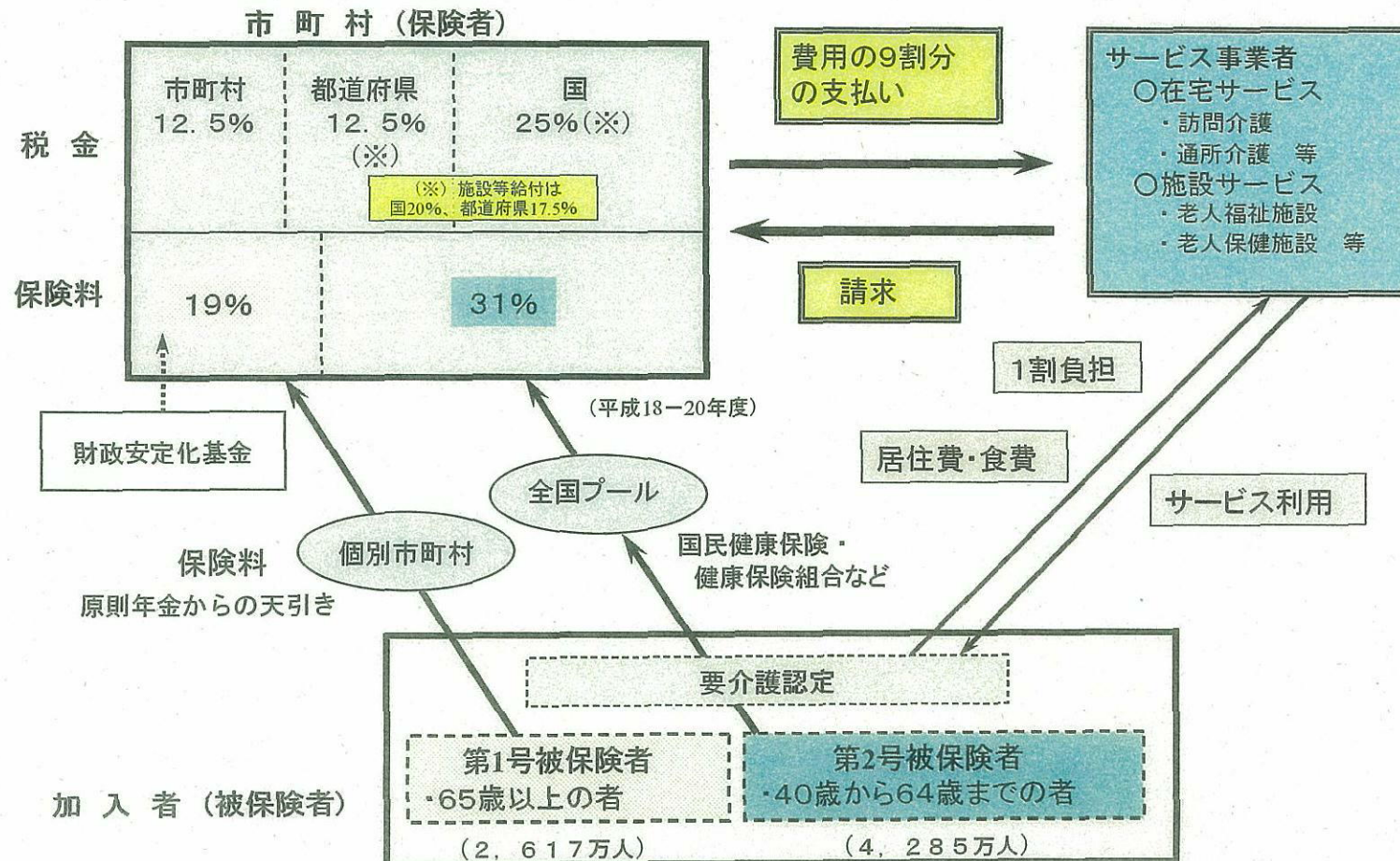
3,287万人

○ 公的年金受給者の年金総額(平成18年3月末)

45兆7648億円

介護保険制度の概要

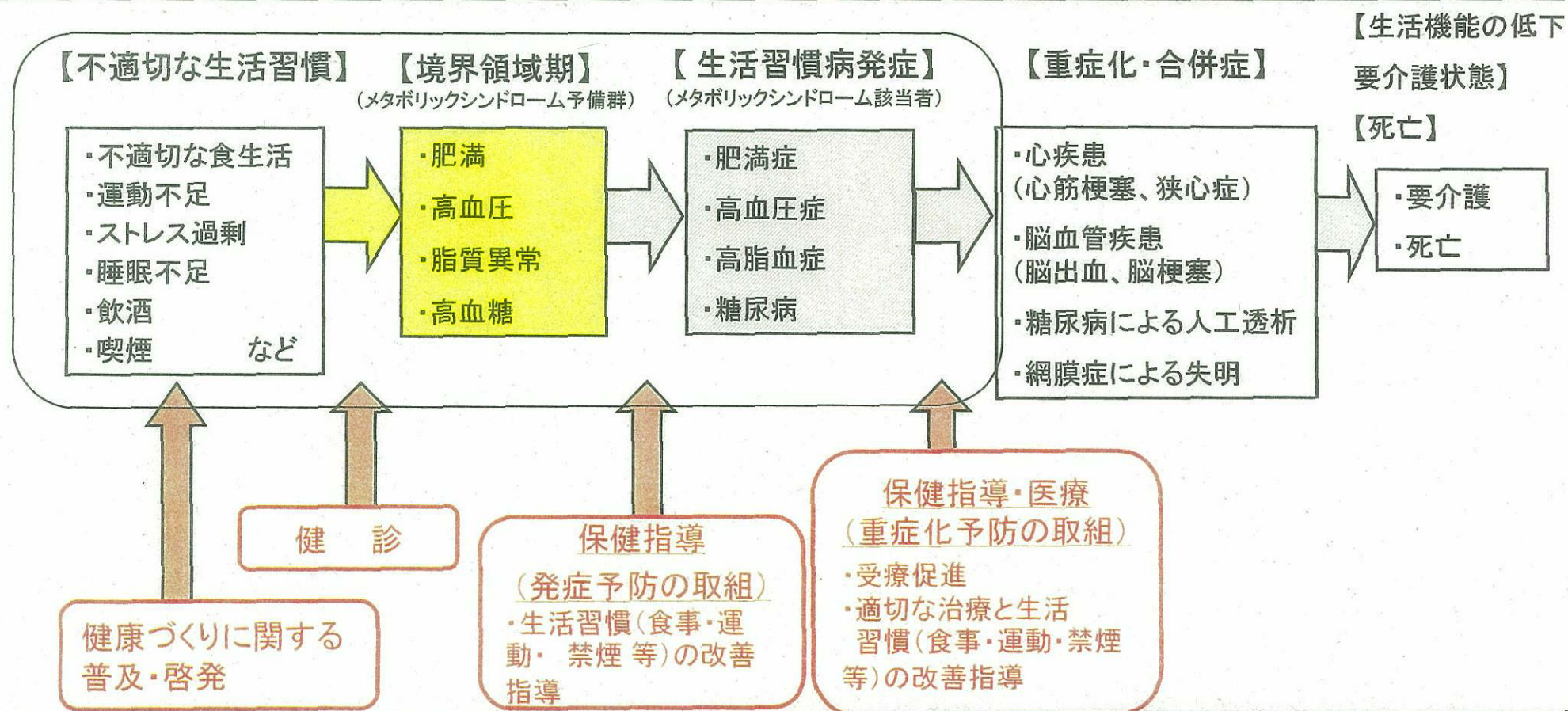
- 介護保険制度は、国民からの保険料を財源として、要介護者等に介護サービスを提供する制度。
- 40歳以上の者全員が被保険者であり、65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上64歳未満の者を第2号被保険者とする。
- 65歳以上の者(第1号被保険者)は介護や支援が必要と認定(要介護認定)された場合、40歳以上64歳未満の者(第2号被保険者)は、特定の病気が原因で介護や支援が必要と認定された場合に介護サービスが利用可能となる。
- 介護サービス料の1割が自己負担で、残り9割は給付費からサービス提供者に支払われる。



(注) 65歳以上の者(第1号被保険者)及び40歳から64歳までの者(第2号被保険者)の数は、平成18年度の見込数(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」より)。

生活習慣病対策の概要

- 脳出血、心筋梗塞などの生活習慣病の予防のためには、運動習慣の徹底、食生活の改善、禁煙などの生活習慣の改善により内臓脂肪の減少を図るメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策が重要である。
- このため、メタボリックシンドロームの概念に着目した健診・保健指導の実施や健康づくりに関する普及・啓発を行うことにより、生活習慣病の「予防」の重要性の理解の促進を含めた生活習慣病対策の効果的な推進を図ることが課題となっている。



地域の医師不足による不安の解消

1. 医師不足の背景

勤務の長時間化

- ・慢性疾患の増加、医療技術の高度化等による診療密度の増大
- ・インフォームドコンセントや医療安全対策等の業務の増加
- 業務の負担増大**
- ・診療以外の事務に忙殺

勤務医の過重労働

過重労働の悪循環

残った勤務医に負担が集中

勤務医の開業志向を加速

医療のパフォーマンスの低下

- ・医療事故の増大
- ・不十分なインフォームドコンセントによる患者満足度の低下

女性医師の増大

- ・育児等によりフルタイム勤務困難

2. 医師不足問題の解消策

勤務医の労働条件悪化への対応・医療労働市場に潜在する女性医師の有効活用

○病院組織・人員管理の改善

高い専門性をもつ医師を有効活用するために、

- ・医療の質を維持できる勤務時間にすることが必要
- ・医師が診療に専念できる環境が必要

○過重勤務の解消に向けて

- ・交代制・変則制勤務の導入
- ・診療・事務体制の整備

※ 育児中の女性医師も勤務可能に。

専門性の高い医師の有効活用に向け、必要な人員確保、体制整備が必要

医療安全の確保や医療紛争リスクの発生への対応

○医療安全・医療紛争への対応

医療安全を確保すると共に、**医療訴訟等に係る負担を軽減**することが必要

○医療安全・医療紛争への対応に向けて

- ・診療行為に係る死因究明制度の構築等

医療リスクに対する支援体制の整備

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

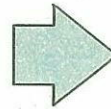
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等をすべて活用することが保護の前提

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・扶養義務者からの扶養
- ・年金、手当等の社会保障給付 等



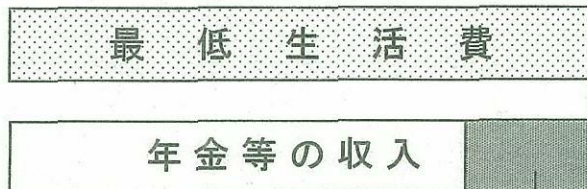
◇保護の開始時に調査

(預貯金、扶養義務者の状況及び扶養能力、年金、手当等の額、傷病の状況等を踏まえた就労の可否等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導、病院入院者の在宅への復帰促進 等